

情報公開制度及び 個人情報保護制度の運用状況

平成 26 年 度

枚 方 市

目 次

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求	1
(1) 処理状況	1
(2) 実施機関別請求状況	1
(3) 部分公開、非公開の適用条項	3
(4) 請求者の内訳	3
(5) 実施の方法	4
2. 情報公開の申出（任意的な公開）	4
(1) 処理状況	4
(2) 実施機関別申出状況	5
(3) 実施の方法	6

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求	7
(1) 処理状況	7
(2) 実施機関別請求状況	7
(3) 部分開示、非開示の適用条項	8
(4) 実施の方法	9
2. 個人情報ファイル	9
(1) 届出状況	9
3. 個人情報の目的外利用	10
(1) 条例第9条第1項第5号の規定による目的外利用の状況	10

III. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員	21
(1) 審議会委員	21
2. 審議会開催状況	22
(1) 開催日及び諮問案件	22

目 次

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員 -----	25
(1) 審査会委員 -----	25
2. 諮問した不服申立ての処理状況 -----	25
(1) 処理状況 -----	25
3. 審査会開催状況 -----	26
(1) 開催状況及び諮問案件-----	26

V. 資料

1. 情報公開の請求の内容等 -----	29
2. 情報公開の申出の内容等 -----	49
3. 自己情報開示等の請求の内容等 -----	58
4. 審議会への諮問及び答申の内容等-----	67
5. 審査会答申 -----	83
6. 条例及び施行規則 -----	110
枚方市情報公開条例 -----	110
枚方市情報公開条例施行規則（様式省略）-----	115
枚方市個人情報保護条例-----	117
枚方市個人情報保護条例施行規則（様式省略）-----	125
枚方市附属機関条例（一部抜粋）-----	129

I . 情報公開制度の運用状況

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求

(1) 処理状況

平成26年度の情報公開請求は、127件ありました。

情報公開請求に対する処理状況を見ると、全部公開が50件、部分公開が43件、公文書不存在が33件、却下が1件で、公開率は100%でした。

表1 情報公開請求処理状況

区 分	平成26年度	平成25年度
請 求 者 数	93人	47人
請 求 件 数	127件	63件
処 理 状 況	全 部 公 開	50件
	部 分 公 開	43件
	非 公 開	1件
	不 存 在	33件
	取 下 げ	1件
	却 下	1件
公 開 率	100%	97.8%
不 服 申 立 て	1件	1件

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (請求件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが103件（地域振興部22件、土木部20件など）、教育委員会に対するものが2件、上下水道事業管理者に対するものが21件（水道部3件、下水道部18件など）、議会に対するものが1件でした。

表2 実施機関別請求件数

(単位:件)

実施機関名		請求件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市	行政改革部	—	—	—	—	—	—	—
	政策企画部	4	4	—	—	—	—	—
	市民安全部	5	1	1	—	3	—	—
	総務部	8	5	2	—	1	—	—
	財務部	10	5	2	—	2	—	1
	地域振興部	22	9	6	—	7	—	—
	健康部	1	—	1	—	—	—	—
	福祉部	6	1	5	—	—	—	—
	子ども青少年部	11	5	3	—	3	—	—
	環境保全部	10	4	2	—	4	—	—
	環境事業部	1	1	—	—	—	—	—
	都市整備部	4	2	2	—	—	—	—
	土木部	20	7	6	—	7	—	—
	公共施設部	—	—	—	—	—	—	—
	会計課	—	—	—	—	—	—	—
市立病院事務局	1	1	—	—	—	—	—	
小 計		103	45	30	—	27	—	1
教員委員会	管理部	—	—	—	—	—	—	—
	学校教育部	2	1	—	—	1	—	—
	社会教育部	—	—	—	—	—	—	—
小 計		2	1	—	—	1	—	—
選挙管理委員会		—	—	—	—	—	—	—
公平委員会		—	—	—	—	—	—	—
監査委員		—	—	—	—	—	—	—
農業委員会		—	—	—	—	—	—	—
固定資産評価審査委員会		—	—	—	—	—	—	—
上下水道事業管理者	水道部	3	1	1	—	1	—	—
	下水道部	18	3	12	—	3	—	—
	小 計	21	4	13	—	4	—	—
病院事業管理者		—	—	—	—	—	—	—
議 会		1	—	—	—	1	—	—
合 計		127	50	43	—	33	—	1

(3) 部分公開、非公開の適用条項

部分公開及び非公開と決定したものについて、非公開部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第6条第1号の個人に関する情報が26件、同条第2号の法令秘情報が1件、同条第3号の法人等に関する情報が13件、同条第7号の事務事業執行過程情報が15件でした。

表3 部分公開、非公開の適用条項

(単位：件)

区 分		平成26年度	平成25年度
請 求 件 数		127	63
部 分 公 開 及 び 非 公 開 件 数		43	17
条例第6条第1号	個 人 に 関 する 情 報	26	12
第2号	法 令 秘 情 報	1	1
第3号	法 人 等 に 関 する 情 報	13	10
第4号	国 等 と の 協 力 関 係 情 報	—	—
第5号	任 意 提 供 情 報	—	—
第6号	意 思 形 成 過 程 情 報	—	—
第7号	事 務 事 業 執 行 過 程 情 報	15	1
第8号	公 共 の 安 全 と 秩 序 の 維 持 に 関 する 情 報	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 請求者の内訳

請求者の内訳は、市内に住所を有する者が87人、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体が5人、市内の事務所又は事業所に勤務する者が1人でした。

表4 請求者の内訳

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成25年度
市内に住所を有する者	87	44
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	5	3
市内の事務所又は事業所に勤務する者	1	—
市内の学校に在学する者	—	—
市税の納税義務を有する者	—	—
実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	—	—
合 計	93	47

(5) 実施の方法

公開及び部分公開と決定したものの公開方法は、閲覧及び写しの交付が1件、写しの交付のみが92件でした。

なお、情報公開請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表5 実施の方法

区 分	平成26年度	平成25年度
閲覧のみ	1件	1件
閲覧及び写しの交付	1件	2件
写しの交付のみ	92件	42件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成25年度に1件あります。

2. 情報公開の申出 (任意的な公開)

(1) 処理状況

平成26年度の情報公開申出は、54件ありました。

情報公開申出に対する処理状況を見ると、全部公開が36件、部分公開が17件、取下げが1件で、公開率は100%でした。

表6 情報公開申出処理状況

区 分	平成26年度	平成25年度
申出者数	41人	46人
申出件数	54件	66件
処 理 状 況	全部公開	36件
	部分公開	17件
	非公開	1件
	不存在	1件
	取下げ	1件
	却下	1件
公開率	100%	98.4%

(注) 公開率 = (全部公開件数 + 部分公開件数) ÷ (申出件数 - 取下げ等) × 100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別申出状況

実施機関別の申出状況は、市長に対するものが44件、教育委員会に対するものが4件、上下水道事業管理者に対するものが6件でした。

表7 実施機関別申出件数

(単位:件)

実施機関名		申出件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
市 長	市民安全部	3	2	1	—	—	—	—
	地域振興部	3	2	1	—	—	—	—
	健康部	3	1	2	—	—	—	—
	福祉部	1	1	—	—	—	—	—
	子ども青少年部	3	3	—	—	—	—	—
	環境保全部	7	6	1	—	—	—	—
	環境事業部	1	—	1	—	—	—	—
	都市整備部	16	15	1	—	—	—	—
	土木部	4	1	3	—	—	—	—
	公共施設部	3	2	—	—	—	1	—
小 計		44	33	10	—	—	1	—
教 育 委 員 会	管理部	1	1	—	—	—	—	—
	学校教育部	2	2	—	—	—	—	—
	社会教育部	1	—	1	—	—	—	—
	小 計	4	3	1	—	—	—	—
上 下 水 道 事 業 管 理 者	水道部	5	—	5	—	—	—	—
	下水道部	1	—	1	—	—	—	—
	小 計	6	—	6	—	—	—	—
合 計		54	36	17	—	—	1	—

(注) 申出のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 実施の方法

公開及び部分公開と回答したものの公開方法は、写しの交付のみが52件でした。

なお、情報公開申出の場合、手数料として1件300円を徴収しています。また、写しの交付に係る費用については、申出者の負担となります。

表8 実施の方法

区 分	平成26年度	平成25年度
閲 覧 の み	一件	一件
閲覧及び写しの交付	一件	一件
写しの交付のみ	52件	63件

(注) 申出者の都合による未実施が、平成26年度に1件あります。

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

II. 個人情報保護制度の運用状況

1. 自己情報開示等の請求

(1) 処理状況

平成26年度の自己情報開示等請求は79件あり、全て開示請求で、訂正、削除及び目的外利用等中止の請求はありませんでした。

自己情報開示請求に対する処理状況を見ると、全部開示が45件、部分開示が24件、不存在が8件、取下げが2件で、開示率は100%でした。

表9 自己情報開示等請求処理状況

区 分	平成26年度	平成25年度	
	自己情報開示請求	自己情報開示請求	
請 求 者 数	64人	48人	
請 求 件 数	79件	62件	
処 理 状 況	全部開示	45件	43件
	部分開示	24件	15件
	非開示	一件	一件
	不 存 在	8件	4件
	取 下 げ	2件	一件
	却 下	一件	一件
開 示 率	100%	100%	
不 服 申 立 て	1件	2件	

(注) 1 自己情報訂正請求、自己情報削除請求及び自己情報目的外利用等中止請求の欄は省略しています。

(注) 2 開示率=(全部開示件数+部分開示件数)÷(請求件数-取下げ等)×100

※ 取下げ等とは、不存在、取下げ、却下の合計件数です。

(2) 実施機関別請求状況

実施機関別の請求状況は、市長に対するものが69件（市民安全部25件、財務部24件、福祉部7件など）、教育委員会に対するものが7件、固定資産評価審査委員会に対するものが1件、上下水道事業管理者に対するものが1件、病院事業管理者に対するものが1件でした。

表10 実施機関別請求件数

(単位:件)

		請求件数	処 理 状 況					
			全部開示	部分開示	非開示	不 存 在	取 下 げ	却 下
市 長	政 策 企 画 部	1	1	—	—	—	—	—
	市 民 安 全 部	25	7	18	—	—	—	—
	総 務 部	3	1	1	—	1	—	—
	財 務 部	24	22	1	—	—	1	—
	健 康 部	3	3	—	—	—	—	—
	福 祉 部	7	5	—	—	2	—	—
	子 ども 青 少 年 部	3	1	2	—	—	—	—
	都 市 整 備 部	2	1	1	—	—	—	—
	土 木 部	1	1	—	—	—	—	—
小 計		69	42	23	—	3	1	—
会 員 育 成 委 員 会	学 校 教 育 部	7	1	1	—	5	—	—
固定資産評価審査委員会		1	1	—	—	—	—	—
課 長 官 署 課 長 官 署	水 道 部	1	1	—	—	—	—	—
病院事業管理者		1	—	—	—	—	1	—
合 計		79	45	24	—	8	2	—

(注) 請求のあった実施機関(部)のみ掲載しています。

(3) 部分開示、非開示の適用条項

部分開示及び非開示と決定したものについて、非開示部分の理由として適用した条項の内訳は、条例第16条第2項第1号の法令等の規定によるものが1件、同項第2号の個人の評価、判定、診断等に関する情報が1件、同項第3号の事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報が2件、同項第4号の本人以外のものに関する情報が23件でした。

表11 部分開示、非開示の適用条項

(単位:件)

区 分		平成26年度	平成25年度
請 求 件 数		79	62
部 分 開 示 及 び 非 開 示 件 数		24	15
条例第16条第2項第1号	法令等の規定によるもの	1	—
第2号	個人の評価、判定、診断等に関する情報	1	1
第3号	事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報	2	2
第4号	本人以外のものに関する情報	23	15
第5号	審議会の意見を聴いたもの	—	—

(注) 1件の中に適用条項が複数存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

(4) 実施の方法

開示及び部分開示と決定したものの開示方法は、閲覧のみが4件、閲覧及び写しの交付が2件、写しの交付のみが63件でした。

なお、自己情報開示請求の場合、手数料は無料ですが、写しの交付に係る費用については、請求者の負担となります。

表12 実施の方法

区 分	平成26年度	平成25年度
閲覧のみ	4件	2件
閲覧及び写しの交付	2件	5件
写しの交付のみ	63件	50件

(注) 請求者の都合による未実施が、平成25年度に1件あります。

2. 個人情報ファイル

(1) 届出状況

各実施機関が作成した個人情報ファイルは、平成27年3月31日現在、1104件あります。

実施機関別の届出状況は、市長が834件（福祉部192件、健康部164件、市民安全部125件、財務部101件など）、教育委員会が119件（学校教育部101件、社会教育部14件など）、選挙管理委員会が9件、農業委員会が13件、上下水道事業管理者が72件、病院事業管理者が55件、議会が2件です。

表 1 3 実施機関別届出件数

(平成 2 7 年 3 月 3 1 日現在、単位：件)

実 施 機 関 名		届 出 件 数	実 施 機 関 名	届 出 件 数	
(1)	行 政 改 革 部	1	(3) 選 挙 管 理 委 員 会	9	
	市 民 安 全 部	1 2 5	(4) 公 平 委 員 会	—	
	政 策 企 画 部	1 3	(5) 監 査 委 員	—	
	総 務 部	4	(6) 農 業 委 員 会	1 3	
	財 務 部	1 0 1	(7) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	—	
	地 域 振 興 部	2 4	(8) 上 下 水 道 事 業 管 理 者	水 道 部	1 2
	健 康 部	1 6 4		下 水 道 部	6 0
	福 祉 部	1 9 2	小 計	7 2	
	子 ども 青 少 年 部	5 3	(9) 病 院 事 業 管 理 者	5 5	
	環 境 保 全 部	4 1	(10) 議 会	2	
	環 境 事 業 部	1 1	(1) ~ (10) の 合 計	1 1 0 4	
	都 市 整 備 部	9 0			
	土 木 部	1 5			
	公 共 施 設 部	—			
会 計 課	—				
小 計	8 3 4				
(2) 教 育 委 員 会	管 理 部	4			
	学 校 教 育 部	1 0 1			
	社 会 教 育 部	1 4			
	小 計	1 1 9			

3. 個人情報の目的外利用

(1) 条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定による目的外利用の状況

条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定により個人情報の目的外利用をしたのは 7 7 件で、実施機関内（市長及び上下水道事業管理者）及び実施機関相互（市長と教育委員会、市長と上下水道事業管理者など）での利用です。

<参考> 個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号

正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

表1-4 目的外利用の状況

No	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認めた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
1	資産税課	市民室	(1)戸籍謄本 (2)除籍謄本 (3) (住民基本台帳)	氏名、続柄、住所、異動年月日、消除日	固定資産税納税義務者の死亡に係る相続人の調査のため	文書	随時
2	資産税課	都市整備推進	長期優良住宅建築等計画認定台帳	申請者の氏名・住所、申請地の地名・地番、建物の床面積・構造、工事完了予定日、事前協議番号、認定番号、申請年月日、建物の階数	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
3	資産税課	開発調整課	建築確認申請受付交付カード	建築主の氏名・住所、建築予定物件の所在地・建物の種類・構造・床面積、平面図、立面図	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	文書	随時
4	資産税課	開発調整課	建築計画概要書	建築主の氏名、申請地の地名・地番、確認番号、確認日、完了検査日	固定資産税賦課業務に係る家屋評価調査の資料とするため	電算処理	随時
5	農政課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	氏名、住所、方書、宛名コード、土地物件番号、町丁コード、本番、枝番号1、枝番、未分合、市街化区分、地目、地積	直接支払推進事業に係る水田所在確認のため	閲覧	随時
6	農政課	資産税課	土地課税台帳	町丁コード、本番、枝番号1、枝番、未番、市街化区分、地目、地積、登記名義人、登記名義人住所	新規就農者への農地確保に伴う適地農地調査のため	閲覧	平成27年2月27日から 平成27年3月31日まで
7	財産区事務局	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、固定資産評価額	財産区財産の参考評価額及び隣接地の調査のため	閲覧	随時
8	国民健康保険	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、個人番号、世帯番号、異動日、異動届出日、異動事由、町名コード	国民健康保険業務における世帯構成等の確認のため	電算処理	随時
9	国民健康保険	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、国籍、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、世帯番号、個人番号、在留資格・期間、異動届出日、異動事由、転出日、転出届出日、住民届出日、住民届出日	後期高齢者医療被保険者資格を適正に管理するため	電算処理	随時

NO	目的外利用名 をした課名	個人情報 を保管する課名	利用を認め た個人情報 ファイルの名称	利用を認め た個人情報 の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認め た期間
10	国民健康 保険	市民税課	(1)個人基本 情報ファイル (2)世帯員一 覧ファイル (3)課税台帳 ファイル (4)資料支 給報告書綴 (5)市・府 民税申告書 綴	氏名、生年月 日、性別、住 所、控除額、 市民税課課 額	後期高齢者 医療被保険者 の一部負担金 の割合判定、 高額医療費の 算定及び保険 料の賦課のため	電算処理	随時
11	国民健康 保険	市民税課	(1)個人基本 情報ファイル (2)事業所基 本情報ファイル (3)世帯員一 覧ファイル (4)課税台帳 ファイル (5)資料支 給報告書綴 (6)市・府 民税申告書 綴	氏名、生年月 日、性別、個 人番号、徴収 区分、更正理 由、収入・所 得情報、控除 情報、繰越 純損、繰越雑 損、専従者情 報	国民健康保 険料の適正な 賦課のため	閲覧	随時
12	国民健康 保険	生活福祉室	生活保護ケ ースファイル	個人番号、 保護の開始・ 廃止年月日	国民健康保 険被保険者資 格を適正に管 理するため	電算処理	随時
13	国民健康 保険	生活福祉室	(1)生活保護 ケースファイル (2)中国残留 邦人等支援給 付システム ファイル	氏名、生年月 日、性別、住 所、個人番号 、ケース番号 、保護開始・ 廃止・停止・ 再開年月日	後期高齢者 医療被保険者 の適用除外判 定のため	電算処理	随時
14	国民健康 保険	高齢社会室	介護保険被 保険者資格フ ァイル	個人番号、 徴収区分コー ド	特別徴収開 始候補対象者 の把握のため	電算処理	随時
15	国民健康 保険	高齢社会室	介護保険サ ービス費給付 対象者一覧	氏名、生年月 日、性別、被 保険者番号、 保険者番号、 対象年月、 自己負担額	医療及び介 護の自己負担 額を合算して 限度額を超え た対象者に高 額介護合算養 費の支給申請 書を送付する ため	電算処理	随時
16	国民健康 保険	高齢社会室	介護保険料 納付管理ファ イル	宛名コード 、保険料納付 額	後期高齢者 医療保険料の 適正な賦課決 定のため	電算処理	随時

NO	目的外利用 をした課名	個人情報 を保管する課名	利用を認め た個人情報の名称	利用を認め た個人情報の項目	利 用 目 的	利 用 を 認 め た 方 法	利用を認めた期間
17	年金児童課 手当	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、国籍、居住地、方書、転出先・転入前住所、個人番号、世帯番号、性別コード、続柄コード、住民届出日、転居日、住民届出日、移出日、移転届出日、転出日、転入日、取消日、異動事由コード、取消日、異動届出日、在留資格コード、住基法30条の45の区分、在留期間	外国人の児童手当及び子ども手当受給資格審査、国民年金第1号被保険者資格取得審査並びに国民年金加入勧奨のため	電算処理	随時
18	年金児童課 手当	生活福祉室	生活保護ケースファイル	個人番号、氏名、生年月日、性別、住所、方書、ケース番号、扶助費目、保護の開始・廃止・停止・解除年月日、世帯類型、地区名	国民年金の法定免除の適用のため	文書	随時
19	保健衛生課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、前住所、転出先住所、世帯主、世帯番号、個人番号、異動日、異動届出日、異動事由、転出日、転入日、取消日、取消事由、方書、取消届出日、取消日、誤謬、コード等、死亡日	狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防接種に係る業務に必要なため	閲覧	随時
20	保健予防課	障害福祉室	自立支援医療(精神通院)事務連絡等級 自立支援医療(精神通院)進達綴	自立支援医療(精神通院)受給の有無、有効期限、通院先医療機関、使用している健康保険種別	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出がなされたものについて調査を行うため	文書	随時
21	保健予防課	障害福祉室	精神障害者保健福祉手帳事務連絡等級	精神保健福祉手帳所持の有無、等級、有効期限、更新手続の有無	自動車税減免申請についての生計同一証明書交付に係る受給資格要件確認及び精神障害者等に係る申請通報または届出がなされたものについて調査を行うため	文書	随時
22	保健センター	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	保健センターだより等の行政情報 の点字版・音訳版を送付するため	文書	随時

No	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用方法を認めた方法	利用を認められた期間
23	保健センター	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、個人番号、世帯番号、異動事由、異動年月日	予防接種、健康診査、母子保健等の事業の対象者確認のため	文書	随時
24	保健センター	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、住所、住民となった日、異動日、異動事由、異動年月日、消除日、処理日	がん検診推進事業用がん検診台帳を整備し、検診手帳、クーポン券、受診案内を一括して送付するため	文書	随時
25	保健センター	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人等支援給付システムファイル	氏名、生年月日、性別、住所、ケース番号	生活保護受給者及び中国残留邦人等支援給付対象者の検診の予約及びフォローを実施するため	閲覧	随時
26	保健センター	子育て支援室	保育児童台帳	氏名、生年月日、住所、保育所在籍状況	乳幼児健診未受診児の実態把握のため	文書	随時
27	障害福祉室	広報課	点字・録音広報読者名簿	氏名、住所	「福祉のてびき」点字版・録音版を送付するため	文書	平成26年6月1日から 平成26年8月31日まで
28	障害福祉室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、個人番号、通称名、性別、世帯番号、異動日、異動事由、異動年月日、消除日	障害福祉サービス等の支給決定事務の効率化のため	閲覧	随時
29	障害福祉室	生活福祉室	ケアプラン	ケアプランの有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時
30	障害福祉室	高齢社会室	介護給付費資格照合表	居住サービス等の利用の有無	介護保険法に基づくケアプランと障害者総合支援法に基づくケアプランとの重複確認のため	文書	随時
31	障害福祉室	高齢社会室	介護保険要介護認定情報	要介護状態区分、認定の有効開始日・終了日	障害福祉サービスの支給決定にあたり、申請者の資格確認が必要であり、介護保険情報とシステム連携し、業務の効率化を図るため	閲覧	随時
32	障害福祉室	高齢社会室	高額介護サービス費給付対象者一覧	自己負担額、負担上限額、高額介護サービス費	高額障害福祉サービス等給付費の算出を行うにあたり、介護保険の利用者負担額についても合算の対象となるため	文書	随時

No	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用方法を認めた方法	利用を認めた期間
33	高齢社会室	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転入前・転出先住所、世帯主、個人番号、在留資格・期間、各異動年月日	外国人の介護保険被保険者資格の把握、保険料の賦課及び給付に係る処理のため	電算処理	随時
34	高齢社会室	国民健康保険	(1)国保資格(個人・世帯)マスターファイル (2)国保収納マスターファイル	氏名、生年月日、続柄、住所、資格異動の記録、収入状況、保険料賦課・納付額、納付の記録	介護保険第2号被保険者の資格及び賦課状況を把握するため	電算処理	随時
35	高齢社会室	国民健康保険	国民健康保険資格ファイル	国保番号、国保被保険者番号、都道府県コード、市町村コード、個人区分コード、個人番号、国保世帯加入日・離脱日、退職該当日・非該当日、カナ氏名、生年月日、性別コード	介護保険及び国民健康保険の給付の突合を行い、二重給付の情報を得ることにより、介護保険給付及び国民健康保険医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
36	高齢社会室	国民健康保険	後期高齢被保険者資格ファイル	個人区分コード、個人番号、被保険者番号、被保険者資格取得事由コード・取得年月日・喪失事由コード・喪失年月日、保険者番号適用開始・終了年月日、氏名、生年月日、性別コード、住所、作成年月日、作成時刻	高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費の支給額等の計算時に世帯特定を行い、介護保険給付及び後期高齢者医療給付の適正化を図るため	電算処理	随時
37	高齢社会室	年金担当	老齢福祉年金受給者名簿	氏名、生年月日、住所、証書番号、支給状況	介護保険料の適正な賦課決定のため	電算処理	随時
38	高齢社会室	生活福祉室	(1)生活保護ケースファイル (2)中国残留邦人支援給付システムファイル	氏名、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、世帯員番号、保護開始・廃止・停止・停止解除日、介護保険料賦課額、地区名、担当者名	介護保険料の算出、介護保険利用者負担軽減、介護保険適用除外施設入所者の管理及び被保険者の代理納付処理を行うため	電算処理	随時
39	高齢社会室	障害福祉室	適用除外施設(入所・退所)連絡票	氏名、住所、性別、生年月日、入退所した施設・年月日	介護保険が適用除外となる施設入所者の管理のため	文書	随時
40	子ども青少年課	市民室	住民基本台帳	氏名、性別、通称名、生年月日、現住所、個人番号、世帯番号、続柄、異動日、異動届出日、異動事由	ひとり親家庭等対象事業の申請者の世帯構成等の確認のため	電算処理	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
41	放課後児童課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、住所、個人番号、世帯番号、届出年月日、異動事由、異動年月日	留守家庭児童会室への入室資格の確認のため	電算処理	随時
42	子育て支援室	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、性別、生年月日、続柄、本名、通称名、個人番号、世帯番号、町名コード、異動事由、異動年月日、届出年月日	保育所体験事業、枚方版ブックスタート事業及び乳児家庭全戸訪問事業の対象者への事業参加通知を送付するため	電算処理	随時
43	環境衛生課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所(納税通知書送付先)、地番、家屋番号	空地及び空き家の管理指導を行うため	閲覧	随時
44	環境公害課	建築安全課	(1)建設リサイクル法届出綴 (2)建設リサイクル法受付台帳	届出者の氏名・住所・連絡先、工事場所、工事の着手(完了)予定日、解体建築物の構造・用途・階数・床面積、アスベスト届出の状況	解体工事等における石綿物の飛散防止施策の実施のため	電算処理	随時
45	淀川衛生所 事業	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、続柄、現住所、転出先・転入前住所、世帯主、住民となつた年月日、住民届出日、異動日、異動届出日、在留資格、勤務先名、勤務先住所、在留期間	し尿処理手数料の徴収のため	閲覧	随時
46	淀川衛生所 事業	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者(管理者)の氏名、住所、評価額	し尿処理手数料の適正な滞納整理のため	文書	随時
47	淀川衛生所 事業	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	転出(転居)先住所	し尿処理手数料の徴収のため	文書	随時
48	都市計画課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者(納税義務者)の住所・氏名、所在、地番、地目、地積、都市計画道路補正の適用の有無と補正率、家屋番号、構造、床面積	都市計画の変更予定地内物件の把握とその地権者に対する案内文送付に利用するため	電算処理	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた名称	利用を認められた個人情報項目	利用目的	利用方法	利用を認められた期間
49	連続立体交差	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地・家屋所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、納税義務者、家屋番号、種類、建築年、延床面積、土地評価額、平面図	京阪本線連続立体交差事業における事前調査において、登記名義人死亡等により関係相続人を特定する必要があるため	電算処理	平成27年1月9日から 平成27年3月31日まで
50	建築安全課	市民室	(1)戸籍謄抄本 (2)除籍謄抄本 (3)住民基本台帳	氏名、現住所、転出先住所	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認のため	電算処理	平成26年4月9日から 平成27年3月31日まで
51	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・用途、評価額、課税標準額	違反物件に対する是正指導及び苦情・相談処理に対する行政指導に係る対象物件並びに事情聴取等に伴う関係物件の所有者の住所確認及び保全工事の検討のため	電算処理	平成26年4月9日から 平成27年3月31日まで
52	建築安全課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、構造、床面積、建築年次、家屋の種類・構造、家屋番号、増築面積、増築年次	特殊建築物等定期報告業務に伴う対象物件の把握及び当該物件所有者(管理者)の確認並びに住宅・建築物耐震化促進業務に利用するため	電算処理	随時
53	建築安全課	資産税課	家屋課税台帳	家屋所有者の氏名・住所	アスベスト等に関する調査、フォローアップ調査及び再調査の対象となる建築物の所有者を把握するため	文書	随時
54	建築安全課	上下水道局 お客センター	使用者マスターファイル	水道使用者の氏名・住所・電話番号等・使用状況、水道料金等請求先の氏名・住所・電話番号等	苦情・相談対応において、行政指導や事情聴取の対象となる物件の所有者の住所調査のため	文書	平成26年4月9日から 平成27年3月31日まで
55	道路管理課	市民税課	軽自動車課税台帳	軽自動車課税者の住所・氏名	市道管理に必要なため	閲覧	随時
56	道路管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、納税通知書の送付先	市道管理に必要なため	閲覧	随時
57	道路整備課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在・地番・地目・地積、評価額、税額	道路事業予定地の土地所有者との連絡のため	文書	随時

No	目的外利用をした課名	個人情報保管する課名	利用を認められた名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認められた方法	利用を認められた期間
58	里山みどり課	市民室	住民基本台帳	氏名、通称名、生年月日、性別、現住所	緑の基本計画改定にあたり、市民の意向を把握し、市民の意見を反映することを目的として、市民意識調査を行うため	電算処理	平成26年7月22日から平成27年3月31日まで
59	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル (3)調定マスターファイル	使用者氏名・住所、電話番号、水栓番号(A・B)、業種、メーター番号・口径、訂正水量、調定年月、地区番号	枚方市水道施設情報管理システムにデータを取り込み、各種業務(断水情報、水理解析、管網計算等)に利用するため	電算処理	随時
60	給水管理課	上下水道局 お客センター	(1)水栓マスターファイル (2)使用者マスターファイル	使用者氏名・住所、水栓番号(A・B)、メーター番号・口径	マッピング基図を修正するため	電算処理	随時
61	水道工務課	資産税課	土地課税台帳	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積	私道所有者に対する承諾書郵送先確認のため	文書	随時
62	上下水道局 お客センター	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、異動日	水道料金等減免資格認定のため	電算処理	随時
63	上下水道局 お客センター	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳 (3)土地評価参考図	土地所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、面積、課税状況	都市計画法第75条第1項に基づく下水道事業受益者に対する負担金賦課のため	閲覧	随時
64	上下水道局 お客センター	年金児童手当課	特別児童扶養手当資格喪失届一覧表・特別児童扶養手当支給区分変更者一覧表	証書番号、受給者氏名、個人番号、住所、停止年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
65	上下水道局 お客センター	年金児童手当	児童扶養手当資格ファイル	証書番号、受給者氏名、個人番号、住所、喪失年月日、理由	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
66	上下水道局 お客センター	生活福祉室	生活保護ケースファイル	世帯主氏名、住所、廃止年月日、世帯員氏名、居住地、施設等入退所年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
67	上下水道局 お客センター	障害福祉室	身体障害者手帳更正指導台帳・療育手帳交付台帳・精神障害者保健福祉手帳事務連絡	氏名、個人番号、住所、交付日、再交付日、障害の等級、有効期限、喪失年月日	水道料金等減免資格認定のため	文書	随時
68	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	納税義務者の氏名・住所	私道所有者に対する承諾書及び承諾書郵送先確認のため	文書	随時

NO	目的外利用をした課名	個人情報を保管する課名	利用を認められた個人情報の名称	利用を認められた個人情報の項目	利用目的	利用を認めた方法	利用を認めた期間
69	下水道整備室	資産税課	土地課税台帳	土地評価額、地積	下水道整備に伴う借地契約金額算定のため	文書	随時
70	下水道管理課	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)家屋課税台帳	土地(家屋)所有者の氏名・住所、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	閲覧	随時
71	下水道管理課	生活福祉室	生活保護ケースファイル	供用開始される地区内にて、生活保護受給者が所有する建築物の件数	下水道改造資金の助成を行うにあたり、必要のため	文書	随時
72	学校規整模課	資産税課	固定資産税課税台帳	土地所有者の氏名・住所、土地の所在地番・地目・地積・評価額・税額	学校用地使用料算出に係る課税状況等の確認のため	文書	随時
73	児童生徒支援室	子育て支援室	(1)保育所入所申込書 (2)保育児童台帳	特別な配慮を要する幼児の氏名・性別・生年月日・住所・保護者氏名・保育所名	就学指導のため	文書	平成26年5月27日から 平成26年7月31日まで
74	学務課	市民室	(1)住民基本台帳 (2)戸籍簿	戸籍筆頭者氏名、本籍地	学籍簿の作成並びに就学时健康診断通知及び就学通知の郵送に利用するため	閲覧	随時
75	社会教育課	市民室	住民基本台帳	氏名、住所、通称名、生年月日、性別	枚方市成人祭事業に伴う住所確認・アンケート発送のため	閲覧	平成26年7月1日から 平成27年3月31日まで
76	選挙管理委員会事務局	市民室	住民基本台帳	DV等被害に係る支援対象者の氏名・生年月日・性別・住所・個人番号	閲覧に供する選挙人名簿抄本からDV等被害に係る支援対象者を除外するため。	文書	随時
77	農事委員会事務局	資産税課	(1)土地課税台帳 (2)税宛名システム	納税義務者の氏名・生年月日・性別・続柄・住所、世帯、共有構成員、所在地、市街化区分、土地評価情報(地目・地積)、登記情報	農地情報管理システム運用に係る固定データ確認のため	電算処理	随時

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

Ⅲ. 情報公開・個人情報保護審議会

1. 審議会委員

(1) 審議会委員

審議会は、13人の市民及び学識経験者の委員で構成され、枚方市附属機関条例の規定により「枚方市個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項」、「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」について調査審議し、実施機関に意見を述べるすることができます。

表15 審議会委員名簿

(平成27年3月31日現在)

役職	氏名	推薦団体・役職等
会長	深海 悟	大阪工業大学教授
副会長	道上 達也	弁護士
委員	大野 玄郎	枚方市PTA協議会
委員	奥 正嗣	大阪国際大学教授
委員	木田 ミツ	枚方・交野地区更生保護女性会
委員	小原 寿三	枚方市コミュニティ連絡協議会
委員	坂口 孝司	枚方市青少年育成指導員連絡協議会
委員	田代 香織	一般社団法人枚方市医師会
委員	谷本 和子	関西外国語大学教授
委員	富田 朝己	枚方市民生委員児童委員協議会
委員	畑山 満則	京都大学防災研究所准教授
委員	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
委員	山下 安則	北大阪商工会議所

2. 審議会開催状況

(1) 開催日及び諮問案件

平成26年度の審議会は、以下のとおり5回開催されました。

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成26年5月27日（火）

諮問事項

第449号 子ども子育て支援新制度事業に係る個人情報の電算処理について

第450号 子ども子育て支援新制度事業の実施に伴う電子計算組織の通信回線による結合について

第451号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務における個人情報の電算処理について

第452号 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務における電子計算組織の通信回線による結合について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成26年8月28日（木）

諮問事項

第453号 京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業に係る関係権利者の個人情報の電算処理について

第454号 校務支援システムによる個人情報の電算処理について

第455号 児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について

第456号 児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度に係る個人情報の本人以外からの収集について

第457号 人口動態調査オンライン報告システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について

第458号 街頭における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について

第459号 街頭における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の本人以外のものからの収集について

第460号 街頭における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の電算処理について

第461号 街頭における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の外部提供について

報告事項

報告第1号 枚方市個人情報保護条例第9条第1項第5号による目的外利用について

報告第 2 号 個人情報ファイルについて

その他

本市の施設等における防犯カメラの設置状況について

街頭における防犯カメラの設置状況について

第 3 回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成 26 年 11 月 26 日（水）

諮問事項

第 4 6 2 号 住居表示用地理情報システムの導入に伴う個人情報の電算処理について

第 4 6 3 号 本市ホームページにおける社会福祉法人の現況報告書の公表に伴う個人情報の外部提供について

第 4 6 4 号 本市ホームページにおける社会福祉法人の現況報告書の公表に伴う個人情報の電算処理について

第 4 6 5 号 屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について

第 4 6 6 号 屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報の本人以外のものからの収集について

第 4 6 7 号 屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報の電算処理について

第 4 回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成 27 年 2 月 5 日（木）

報告事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴って必要となる枚方市個人情報保護条例等の改正の検討の経過について

第 5 回 枚方市情報公開・個人情報保護審議会

開催日 平成 27 年 2 月 19 日（木）

諮問事項

第 4 6 8 号 コンビニエンスストアにおける料金収納業務に係る個人情報の伝送項目の追加について

第 4 6 9 号 児童扶養手当支給事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について

第 4 7 0 号 農地台帳管理事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について

第 4 7 1 号 住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

IV. 情報公開・個人情報保護審査会

1. 審査会委員

(1) 審査会委員

審査会は、5人の学識経験者の委員で構成され、枚方市情報公開条例第14条第1項又は枚方市個人情報保護条例第26条第1項に規定する不服申立てについて審査します。

表16 審査会委員名簿

(平成27年3月31日現在)

役 職	氏 名	職 業 ・ 役 職 等
委 員	松 本 哲 治	同志社大学大学院司法研究科教授
委 員	片 桐 直 人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
委 員	伊 藤 孝 江	弁 護 士
委 員	小 関 伸 吾	弁 護 士
委 員	横 内 恵	大阪経済大学経営学部講師

(注) 委員の任期は、平成28年10月14日までの2年間

2. 諮問した不服申立ての処理状況

(1) 処理状況

平成26年度に審査会に新たに諮問した不服申立ては1件で、自己情報開示請求に係る決定について（市長に対するもの）でした。

平成26年度に審査会で審査された諮問案件は3件で、3件全てについて同年度に答申がありました。

表17 諮問した不服申立ての処理状況

(単位：件)

区 分	申立て件数	処 理 内 訳					審 査 中
		却 下	全部認容	一部認容	棄 却	取 下 げ	
情 報 公 開	〈1〉		—	〈1〉	—	—	—
自己情報開示等	1 〈1〉	—	—	1 〈1〉	—	—	—

(注) 〈 〉 は、前年度以前の不服申立て分（外数）です。

3. 審査会開催状況

(1) 開催状況及び諮問案件

平成26年度は、次の案件の審査のため、6回開催されました。

案件① 「(仮称) 第二清掃工場建設工事設計書 (第1回及び第2回)」の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

案件② 「〇〇留守家庭児童会室日誌 (平成24年4月～11月分)」の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

案件③ 「平成24年10月29日にあった放課後児童課担当者と学校、各担任との話し合いの内容のわかる物」の部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年4月7日 (月)

審査事項

案件①について

第2回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年5月12日 (月)

審査事項

案件②及び案件③について

第3回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年6月12日 (木)

審査事項

案件②及び案件③について

第4回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年7月17日 (木)

審査事項

案件②及び案件③について

第5回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年8月8日 (金)

審査事項

案件②について

第6回 枚方市情報公開・個人情報保護審査会

開催日 平成26年8月29日 (金)

審査事項
案件③について

表 1.8 諮問された不服申立ての内容等

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

不服申立日	申立てに係る情報の内容及び実施機関	決定内容等	諮問日、答申日 及び決定内容
異議申立て H25. 9. 6 情報公開	(仮称) 第二清掃工場建設工事設計書 (第 1 回及び第 2 回) <公文書名> ①仮称第 2 清掃工場工場棟土木建築工事設計書 (平成 17 年 6 月 30 日起案) ②仮称第 2 清掃工場建設工事 (土木建築工事) 設計書 (平成 17 年 9 月 29 日起案) 市長 (東部清掃工場)	部分公開 第 6 条第 7 号	諮問日 H25. 9. 20 答申日 H26. 4. 7 答申内容 一部認容 決定日 H26. 4. 15 決定内容 答申どおり
異議申立て H26. 2. 21 自己情報開示	〇〇留守家庭児童会室日誌 (2012 年 4 月～11 月) <公文書名> 〇〇留守家庭児童会室日誌 (平成 24 年 4 月～11 月分) 市長 (放課後児童課)	部分開示 第 16 条 第 2 項第 3 号 第 16 条 第 2 項第 4 号	諮問日 H26. 2. 28 答申日 H26. 8. 8 答申内容 一部認容 決定日 H26. 8. 18 決定内容 答申どおり
異議申立て H26. 5. 8 自己情報開示	平成 24 年 10 月 29 日にあった放課後児童課 担当者と学校、各担任との話し合いの内容 のわかる物 <公文書名> 〇〇の担任の先生からのクラスでの様子 (平成 24 年 10 月 29 日(月)) 市長 (放課後児童課)	部分開示 第 16 条 第 2 項第 2 号 第 16 条 第 2 項第 4 号	諮問日 H26. 5. 16 答申日 H26. 8. 29 答申内容 一部認容 決定日 H26. 9. 8 決定内容 答申どおり

V. 資 料

1. 情報公開の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H26. 4. 3	<p>請求内容又は請求公文書名</p> <p>①生きがい創造学園運営委託26年度契約書 ②①に基づき受託者が市に提出した書類 ③①の根拠たる決裁文書 <対象文書> ①生きがい創造学園との業務委託契約書(約款共)(平成26年4月1日締結分) ②平成26年度生きがい創造学園講座カレンダー全体 ③業務責任者等変更届 ④業務責任者届 ⑤回議書「平成26年度生きがい創造学園事業の委託契約締結について」(恒常的業務委託)</p>	福祉部 高齡社会室	H26. 4. 18	部分公開 6-1 6-3	H26. 4. 21	写し	
2	H26. 4. 8	庁舎別館外壁・外建具等更新工事の実施について(平成25年8月12日決裁)	総務部 総務管理課	H26. 4. 16	公開	H26. 4. 28	写し	
3	H26. 4. 15	<p>添付資料中の自販機に係る環境衛生課への届(個人情報及び印影を除く)のうち、No1、3、4、5及び8分 <対象文書> ①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇〇) ②自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇〇) ③自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇〇) ④自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇〇) ⑤自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇〇) ※個人情報及び印影を除く</p>	環境保全部 環境衛生課	H26. 4. 30	公開	H26. 5. 1	写し	
4	H26. 4. 15	添付資料中の自販機に係る環境衛生課への届(個人情報及び印影を除く)のうち、No. 2、6、7、9、10、11、12及び13分	環境保全部 環境衛生課	H26. 4. 30	不存在 ※1			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
5	H26. 4. 17	<p>請求内容又は請求公文書名</p> <p>〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇に係る次の文書</p> <p>① 特定施設の構造等変更届出書(平成7年4月24日付け環公指第〇〇-〇〇号収受)(別図2施設の配置図(変更前)及び別図3施設の配置図(変更後)に限る。)</p> <p>② 特定施設設置届出書(昭和61年7月3日付け環公審第〇〇-〇〇号収受)(全体配置図及び工場排水水路図面(変更前及び変更後)に限る。)</p> <p>③ 特定施設の構造等変更届出書(昭和54年7月28日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図(変更後)に限る。)</p> <p>④ 特定施設の構造等変更届出書(昭和51年6月3日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図及び場内給排水経路を示す図面に限る。)</p> <p>⑤ 届出施設使用届出書(污水)(昭和51年6月3日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図及び場内給排水経路を示す図面に限る。)</p> <p>⑥ 承継届出書(昭和49年1月17日付け大阪府水質第〇〇-〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑦ 特定施設使用届出書(昭和46年8月24日付け収受、整理番号 淀上使第〇〇号)(工場全体図及び工場排水水路図面に限る。)</p> <p>⑧ 工場等変更許可申請書(平成17年10月4日付け環公セ第〇〇号収受)(ハッチャープラント建替配置図及び給水・排水配置平面図に限る。)</p> <p>⑨ 工場等変更許可申請書(平成7年4月24日付け環公指第〇〇号収受)(別図2施設の配置図(変更前)、雨水の循環(変更前)図面、別図8施設の配置図(変更後)、別図4施設の配置図(変更後)、別図3施設の配置図(変更後)及び別図10用水及び排水系統図に限る。)</p> <p>⑩ 地下水継続使用について(平成4年9月付け、〇〇、〇〇の連名により報告されたもの)(鑑文に限る。)</p> <p>⑪ 工場等変更許可申請書(昭和61年6月30日付け環公審第〇〇-〇〇号収受)(全体配置図及び駐車場とその周辺関係図面に限る。)</p> <p>⑫ 工場等変更許可申請書(昭和54年2月9日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑬ 工場等承継届出書(昭和49年1月10日付け市公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑭ 工場等変更許可申請書(昭和53年9月11日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑮ 工場等変更許可申請書(昭和53年5月29日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑯ 工場等変更許可申請書(昭和54年12月27日付け生公審第〇〇-〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑰ 工場等変更許可申請書(昭和53年4月15日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑱ 工場等変更許可申請書(昭和50年4月17日付け生公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図及び特定施設の操業系統図(図-2)に限る。)</p> <p>⑲ 工場等変更許可申請書(昭和47年8月21日付け市公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p> <p>⑳ 工場等変更許可申請書(昭和47年6月7日付け市公審第〇〇号収受)(〇〇工場全体配置図に限る。)</p>	環境保全部 環境公害課	H26. 5. 1	部分公開 6-1 6-3	H26. 5. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
6	H26. 4. 21	平成25年度老人クラブ活動事業補助金実績報告書、決算書(〇〇分) <対象文書> 老人クラブ活動事業補助金実績報告書(平成26年3月31日収受福高高第〇〇-〇〇号)	福祉部 高齢社会室	H26. 5. 2	部分公開 6-1	H26. 5. 9	写し	
7	H26. 4. 24	①通学路等の歩行者保護に係る路面標示の取組みについて(方針決定)(平成25年1月28日部長決裁) ②通学路における路面標示(グリーンライン)の施工の申し込みについて(依頼)(平成25年9月12日部長決裁)	土木部 交通対策課	H26. 5. 8	公開	H26. 5. 14	写し	
8	H26. 4. 25	「枚方市公共下水道台帳(雨水)図郭番号:20-131の縮小版第2原図	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H26. 5. 8	公開	H26. 5. 8	写し	
9	H26. 4. 28	・生きがい創造学園について ①〇〇との契約書(初年度)及び平成25、26年度 ②最初の契約年度～最新の契約年度の契約金額(明細を含む) ・〇〇について ①契約期間 ②各年度の支払金額(明細を含む) ③現在返還されていない金額 ※現存分のみ <対象文書> ①業務委託契約書(生きがい創造学園事業業務委託)(平成25年度、平成26年度分) ②生きがい創造学園事業予算見積書(平成22年度～平成26年度分) ③事業実績報告書(〇〇分)(平成19年度～平成22年度) ④街かどデザインハウス事業廃止(休止)届出書 ⑤調定決議書(〇〇分)	福祉部 高齢社会室	H26. 5. 12	部分公開 6-1 6-3	H26. 5. 14	写し	
10	H26. 4. 28	土木積算システム貸借(市長部局・上下水道局合併)(H26. 2. 25契約分)、積算システム貸借(H21. 2. 12契約分) 上記に係る仕様書 <対象文書> ①土木積算システム貸借仕様書(平成26年2月25日契約) ②積算システム貸借仕様書(平成21年2月12日契約)	土木部 道路整備課	H26. 5. 13	部分公開 6-1	H26. 5. 13	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
11	H26. 5. 8	平成24・25年度〇〇留守家庭児童会室職員の勤務時間のわかる物 ＜対象文書＞ ①留守家庭児童会室日誌(平成24年度) ②留守家庭児童会室日誌(平成25年度) ※〇〇留守家庭児童会室 ※日付、職員氏名、臨時職員氏名、勤務時間、時間休暇及び時間外勤務 (事由)欄の情報	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 5. 22	公開	H26. 5. 30	写し	
12	H26. 5. 8	①保護者・児童対応状況報告書(加配要請)平成24年10月23日 ②保護者・児童対応状況報告書(加配要請)平成25年6月	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 5. 22	部分公開 6-1	H26. 5. 30	写し	
13	H26. 5. 8	平成25年度〇〇留守家庭児童会室職員の勤務予定のわかる物 ＜対象文書＞ 平成25年度〇〇留守家庭児童会室職員勤務シフト表	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 5. 22	公開	H26. 5. 30	写し	
14	H26. 5. 8	平成24年度〇〇留守家庭児童会室職員の勤務予定のわかる物(職員勤務シフト表)	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 5. 22	不存在 ※2			
15	H26. 5. 9	平成26年度老人クラブ活動事業補助金交付申請書、会則、会員名簿(〇〇分) ＜対象文書＞ 〇〇に関する次の書類 ①老人クラブ活動事業補助金交付申請書(平成26年度) ②〇〇会則 ③会員名簿	福祉部 高齢社会室	H26. 5. 19	部分公開 6-1	H26. 5. 22	写し	
16	H26. 5. 13	〇〇校区コミュニティ協議会 ①平成25年度総会の会議録 ②平成24年度補助金基礎額の領収書・明細書 ＜対象文書＞ ①〇〇校区コミュニティ協議会総会議事録 ②枚方市校区コミュニティ活動補助金実績報告書(平成25年3月31日 収受市活第〇〇号)	市民安全部 市民活動課	H26. 5. 26	部分公開 6-1 6-3	H26. 5. 28	写し	
17	H26. 5. 14	〇〇町〇〇の分筆申告書(各枝番) ＜対象文書＞ ①土地文筆申告書 昭和30年7月26日 第〇〇号 ②土地文筆申告書 昭和31年11月12日 第〇〇号の〇〇号 ③土地文筆申告書 昭和32年2月4日 第〇〇号	財務部 税務室 資産税課	H26. 5. 28	部分公開 6-3	H26. 5. 28	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
18	H26. 5. 14	請求内容又は請求公文書名 ○○町○○の分筆申告書(各枝番)に添付の測(丈)量図を順番どおりで元の大ささどおりで受取りたい。	財務部 税務室 資産税課	H26. 5. 28	却下 ※1			
19	H26. 5. 16	市内急傾斜地除草作業委託に関する設計書	土木部 道路補修課	H26. 5. 30	部分公開 6-7	H26. 6. 3	写し	
20	H26. 5. 22	青少年育成指導員校区内活動実施報告書(平成25年4月～平成26年3月まで)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(○○)(別紙除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H26. 6. 4	公開	H26. 6. 10	写し	
21	H26. 5. 23	①庁舎清掃業務委託の業務委託契約書(平成24年3月2日締結分)(印影を除く) ②①に係る仕様書	総務部 総務管理課	H26. 6. 2	公開	H26. 6. 3	写し	
22	H26. 5. 28	添付資料(写真・地図)の自販機No.1～No.23に係る環境衛生課への届出(個人情報及び印影を除く)のうちNo.1、2、3、7、8、9、16、17、22及び23分<対象文書> ①自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ②自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ③自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ④自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑤自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑥自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑦自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑧自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑨自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ⑩自動販売機設置届出書(受付番号○○-○○) ※個人情報及び印影を除く	環境保全部 環境衛生課	H26. 6. 12	公開	H26. 6. 16	写し	
23	H26. 5. 28	添付資料(写真・地図)の自販機No.1～No.23に係る環境衛生課への届出(個人情報及び印影を除く)のうちNo.4、5、6、10、11、12、13、14、15、18、19、20及び21分	環境保全部 環境衛生課	H26. 6. 12	不存在 ※3			
24	H26. 5. 29	①平成22年度街づくり事業補助金返還分納入済通知書(平成25年度分) ②生きがい創造学園に係る講師一覧(平成24、25年度分) <対象文書> ①納入通知書(平成22年度街づくり事業補助金返還分第1回目～第4回目分) ②講師一覧表(平成24年度分、平成25年度分)(生きがい創造学園分)	福祉部 高齢社会室	H26. 6. 11	部分公開 6-1 6-3	H26. 6. 12	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
25	H26. 5. 30	①市民からの寄附の申し出に対する対応方針について(平成25年7月17日決裁) ②負担付き寄附の收受等について(美術館の建物)(平成26年2月7日決裁)	地域振興部 文化振興課	H26. 6. 12	公開	H26. 6. 12	写し	
26	H26. 6. 4	生きがい創造学園 25年度決算書	福祉部 高齢社会室	H26. 6. 10	公開	H26. 6. 12	写し	
27	H26. 6. 5	平成24年度4月～平成26年度5月「臨時職員勤務等報告書」「時間外勤務等命令簿」「個人別非常勤・臨時確認表」○○留守家庭児童会室に勤務する者分 従事事務内容、事由記入欄を除く <対象文書> ①平成24年度4月～平成26年度5月 臨時職員勤務等報告書 ②平成24年度4月～平成26年度5月 時間外勤務等命令簿 ③平成24年度4月～平成26年度5月 個人別非常勤・臨時確認表 ※○○留守家庭児童会室に勤務する者分 ※時間外勤務等命令簿は従事事務内容欄、臨時職員勤務等報告書は事由記入欄を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 6. 19	部分公開 6-1	H26. 7. 3	写し	
28	H26. 6. 12	①平成25年度卒業生進路先一覧表(平成26年3月31日現在) ②平成25年度枚方市立中学校進路総括(19校分)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 6. 26	公開	H26. 6. 27	写し	
29	H26. 6. 17	既設暗渠調査委託に関する金入り設計書(平成26年6月4日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 7. 1	部分公開 6-7	H26. 7. 1	写し	
30	H26. 6. 17	添付資料(写真、地図)にある「のぼり旗」設置に係る占用許可	土木部 道路管理課	H26. 6. 20	不存在 ※4			
31	H26. 6. 20	招提田近1丁目地内他側溝等清掃業務委託に関する設計書	土木部 道路補修課	H26. 7. 4	部分公開 6-7	H26. 7. 7	写し	
32	H26. 6. 20	「藤本川他清掃委託」「鎮守川他清掃委託」「小川他清掃委託」「伊加賀栄町他水路清掃委託」「瀬田河川車谷川清掃委託」に係る金入り設計書(平成26年6月16日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 7. 4	部分公開 6-7	H26. 7. 7	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
33	H26. 6. 20	①行政財産使用許可申請書(継続)(平成26年2月3日付け総務第〇〇号) ②枚方市行政財産使用許可申請書(平成26年2月14日付け総務第〇〇号) ③②に係る納入通知書 ※いずれも最新分 ※個人情報及び印影を除く ※概略図及び外観図を除く	総務部 総務管理課	H26. 7. 2	公開	H26. 7. 3	写し	
34	H26. 6. 20	①認定司法書士法律相談委託契約書 ②弁護士法律相談委託契約書 ※平成26年度分 ※印影を除く	政策企画部 市民相談課	H26. 6. 25	公開	H26. 6. 26	写し	
35	H26. 6. 24	①市民からの寄附の申し出に対する対応方針について(平成25年7月17日決裁) ②負担付き寄附の收受等について(美術館の建物)(平成26年2月7日決裁)	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 7	公開	H26. 7. 8	写し	
36	H26. 6. 26	①市民からの寄附の申し出に対する対応方針について(平成25年7月17日決裁) ②負担付き寄附の收受等について(美術館の建物)(平成26年2月7日決裁)	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 10	公開	H26. 7. 22	写し	
37	H26. 6. 26	平成25年度中に美術館の建設に関してあった企画策定の経過のわかる会議録 ＜対象文書＞ 都市経営会議会議録(平成25年7月17日開催分)	政策企画部 企画課	H26. 7. 10	公開	H26. 7. 22	写し	
38	H26. 6. 26	①行政財産目的外使用申請一覧(平成25年4月1日～平成26年6月26日分) ②枚方市行政財産使用許可申請書(平成26年4月1日～平成26年6月26日分) ※所在地、印影、連絡者氏名、電話番号、FAX番号を除く	総務部 総務管理課	H26. 7. 10	公開	H26. 7. 15	写し	
39	H26. 6. 27	美術館の建設に向けた覚書	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 11	部分公開 6-1	H26. 7. 22	写し	
40	H26. 6. 27	(美術館の建設に関する)市の提案を寄附者が断った理由について	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 11	不存在 ※5			
41	H26. 6. 27	美術館維持管理費の試算額について ＜対象文書＞ 総務常任委員会資料(平成26年3月10日開催分)	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 11	公開	H26. 7. 22	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
42	H26. 6. 27	美術館維持管理費の企画立案する段階での企画課担当課と財政課との協議内容について	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 11	不存在 ※6			
43	H26. 6. 27	美術館収蔵予定品の鑑定書の写	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 11	不存在 ※7			
44	H26. 7. 8	添付資料(写真、地図)にある「のぼり旗」の設置に係る占用許可	土木部 道路管理課	H26. 7. 10	不存在 ※8			
45	H26. 7. 8	総合文化施設における美術館機能の変更にに関する資料 ＜対象文書＞ ①枚方市・新総合文化施設整備基本計画(案) ②総合文化施設整備計画(案) ③総務委員協議会資料(平成25年5月開催分)	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 22	公開	H26. 8. 12	閲覧、写し	
46	H26. 7. 8	美術館建設の候補地の選定に関する比較検討された経過がわかる資料	地域振興部 文化振興課	H26. 8. 12	不存在 ※9			決定期間 延長通知 H26. 8. 12
47	H26. 7. 9	添付資料(写真・地図)にある巻付シート広告に係る①設置手続に関する文書②購入仕様書又は同種広告の設置場所が判る文書(個人情報及び印影を除く)	土木部 交通対策課	H26. 7. 16	不存在 ※10			
48	H26. 7. 11	添付資料の政務活動費収支報告書(〇〇分)の支出に関して、収入(840,000円)以外の金額を含んで明記している(市議会議長が確認同意する)その根拠となる文書	市議会事務局	H26. 7. 25	不存在 ※11			
49	H26. 7. 15	美術館の建設に向けた覚書	地域振興部 文化振興課	H26. 7. 29	部分公開 6-1	H26. 7. 29	写し	
50	H26. 7. 16	枚方市行政財産使用許可申請書(平成26年7月4日分) ※所在地、印影、連絡者氏名、電話番号、FAX番号を除く	総務部 総務管理課	H26. 7. 25	公開	H26. 7. 29	写し	
51	H26. 7. 16	新安居川ポンプ場口径100mm配水管撤去工事(第61工区)に係る金入り設計書	上下水道局 水道部 水道工務課	H26. 7. 30	部分公開 6-7	H26. 8. 5	写し	
52	H26. 8. 5	「伊加賀排水路他清掃委託」「岸部川他清掃委託」「寺裏川他清掃委託」「香里こもれび水路清掃委託」に係る金入り設計書(平成26年7月4日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 8. 18	部分公開 6-7	H26. 8. 20	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
53	H26. 8. 6	ミヤンマー出張の特別出張報告書	地域振興部 産業振興課	H26. 8. 18	公開	H26. 8. 22	写し	
54	H26. 8. 12	美術館建設に関わる審議を行った経営会議の会議録のうち平成26年5月14日開催分まで ＜対象文書＞ 都市経営会議会議録(平成25年7月17日開催分、平成26年1月28日開催分、平成26年5月14日開催分)	政策企画部 企画課	H26. 8. 26	公開	H26. 8. 26	写し	
55	H26. 8. 12	美術館建設に関わる審議を行った経営会議の会議録のうち平成26年8月12日開催分 ＜対象文書＞ 都市経営会議会議録(平成26年8月12日開催分)	政策企画部 企画課	H26. 9. 2	公開	H26. 9. 3	写し	決定期間 延長通知 H26. 8. 26
56	H26. 8. 13	平成23年8月4日付け事務連絡文書「契約事務の適正化について」	財務部 総合契約検査室	H26. 8. 15	公開	H26. 8. 20	写し	
57	H26. 8. 20	香里・香陽・五常・開成校区コミュニティの会長宛に出された美術館の収受に関する文書 ＜対象文書＞ 市民からの寄附の申し出について	地域振興部 文化振興課	H26. 9. 3	部分公開 6-1	H26. 9. 3	写し	
58	H26. 8. 26	平成26年度公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(津田西町地区)の金入り設計書	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H26. 9. 3	部分公開 6-7	H26. 9. 11	写し	
59	H26. 8. 26	「尊延寺3丁目調整池清掃委託」「津田南町2丁目調整池清掃委託」「高陵排水路他清掃委託」「穂谷3丁目景観水路清掃委託」「伊加賀西町水路清掃委託」に係る金入り設計書(平成26年8月7、8日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 9. 9	部分公開 6-7	H26. 9. 11	写し	
60	H26. 8. 26	金入り設計書(平成26年度市内公園親水施設及び排水管清掃委託)	土木部 公園課	H26. 9. 9	部分公開 6-7	H26. 9. 11	写し	
61	H26. 8. 27	添付資料(写真、地図)にある公衆電話ボックスに係る道路占用申請許可(全ての文書)及びこの道路占用許可基準 ※個人情報及び印影を除く ※道路占用許可基準は公衆電話ボックスに限る ＜対象文書＞ ①道路占用許可書(枚方市指令土管占22第〇〇号)※個人情報及び印影を除く ②枚方市道路占用許可基準	土木部 道路管理課	H26. 9. 10	公開	H26. 9. 16	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
62	H26. 9. 2	請求内容又は請求公文書名 寄附される美術品の参考推定価格の設定作業のスケジュールの判るもの	地域振興部 文化振興課	H26. 9. 16	不存在 ※12			
63	H26. 9. 5	枚方市地域防災計画の中でP189の一時避難地一覧に9香里ヶ丘中央公園7499㎡は指定されていますが、その場所を指定した資料について	市民安全部 危機管理室	H26. 9. 19	不存在 ※13			
64	H26. 9. 5	平成24年度西田宮町地内側溝清掃工事の書類綴のうち下記の文書 ①工事写真アルバム表示(A4:1枚) ②設計書(表紙、裏面)(A4:1枚両面印刷) ③清掃範囲+ガードマン配置(A4:1枚) ④請書(A4:1枚) ⑤工事打合せ簿(平成24年9月27日付け)(A4:1枚) ⑥杉北町1丁目施工位置図(A4:1枚) ⑦写真No〇〇(A4:1枚) ⑧道路施設補修伝票(平成24年度)No〇〇一式(A4:9枚) ⑨道路施設補修伝票(平成24年度)No〇〇一式(A4:6枚)	土木部 道路補修課	H26. 9. 17	部分公開 6-1 6-3	H26. 9. 19	写し	
65	H26. 9. 8	香里ヶ丘中央公園に美術館を創設するに当たり、担当課(企画課)から危機管理室へ使用について照会した年月日について、及び防災、危機管理の視点から室内で協議された内容及び回答年月日について	市民安全部 危機管理室	H26. 9. 22	不存在 ※14			
66	H26. 9. 8	①道路施設補修伝票(平成25年度)No〇〇一式(A4:8枚) ②道路施設補修伝票(平成26年度)No〇〇一式(A4:3枚) 杉北町1丁目地内道路補修工事(H25-31)の書類綴のうち下記の文書 ③工事場所位置図(A4:1枚) ④計画平面図(A3:1枚) ⑤計画断面図(A3:1枚) ⑥計画平面図(変更)(A3:1枚) ⑦工事請負契約書(A4:1枚) ⑧変更契約書(A4:1枚) ⑨道路補修工事のお知らせ(A4:1枚) ⑩変更契約理由書(A4:1枚) ⑪工事打合せ簿(平成25年10月29日付け)(A4:1枚)	土木部 道路補修課	H26. 9. 17	部分公開 6-1 6-3	H26. 9. 19	写し	
67	H26. 9. 9	美術館新設に伴う住民対話集会の記録及び配付資料について 開催年月日 平成26年6月23日(枚方市民会館) 平成26年7月14日(開成小学校) <対象文書> ①美術館整備に関する市民説明会配布資料・記録(平成26年6月15日開催) ②美術館整備に関する市民説明会配布資料・記録(平成26年7月24日開催)	地域振興部 文化振興課	H26. 9. 24	公開	H26. 9. 25	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
68	H26. 9. 9	請求内容又は請求公文書名 枚方市地域防災計画(平成25年3月枚方市防災会議)によると香里ヶ丘中央公園は第10節1一時避難地に指定されています。(同書p189)この場所に美術館を設立するにあたり担当課(企画課)から危機管理室へ照会された内容及び危機管理室から担当課へ回答された内容について	市民安全部 危機管理室	H26. 9. 22	不存在 ※15			
69	H26. 9. 18	H26. 5. 13開催美術館建設についての説明会資料と会議録 対象:校区コミュニティ協議会(場所:開成小学校) 美術館整備に関する市民説明会配布資料・記録(平成26年5月13日開催)	地域振興部 文化振興課	H26. 10. 2	公開	H26. 10. 7	写し	
70	H26. 9. 18	H25. 7. 17決裁の件名「市民からの寄付の申し出に対する対応方針について」の回議書の中で「4その他今後庁内関係部署と調整を行いながら進めてまいります」と記されていますが、その後の関係部署との調整内容の会議録について	地域振興部 文化振興課	H26. 10. 15	不存在 ※16			決定期間 延長通知 H26. 10. 2
71	H26. 9. 18	枚方市コミュニティ連絡協議会が推進する自治会加入啓発に関する依頼の対応について(平成26年2月14日決裁)	市民安全部 市民活動課	H26. 9. 25	公開	H26. 9. 26	写し	
72	H26. 9. 22	市役所来庁者用駐輪場の横に設置した看板について設置に係る決裁文書一式※個人情報及び印影を除く ※直近の差し替え看板のもの アラブト登録解除について(平成26年8月26日決裁)	環境事業部 減量業務室	H26. 10. 1	公開	H26. 10. 3	写し	
73	H26. 9. 24	①厚生労働省が平成26年9月8日付けで自治体に依頼した「居住実態が把握できない児童」に関する詳細な状況の確認に基づき、貴自治体が提出した書類全て(※回答が全て0であっても開示を希望) ②厚生労働省が平成26年7月25日付けで自治体に依頼した「居住実態が把握できない児童」に関する調査後の状況確認に基づき、貴自治体が提出した書類全て(※回答が全て0であっても開示を希望) ③調査票3-1(平成26年9月8日付け「居住実態が把握できない児童」に関する詳細な状況の確認に係るもの) ④調査票3-2(平成26年9月8日付け「居住実態が把握できない児童」に関する詳細な状況の確認に係るもの) ⑤追加調査票(平成26年7月25日付け「居住実態が把握できない児童」に関する調査後の状況確認に係るもの)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H26. 10. 8	公開	H26. 10. 15	写し	
74	H26. 9. 25	平成26年度 公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(杉山手地区) 公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(春日西町2丁目地区) 公共下水道実施設計に伴う既設管調査委託(長尾東町地区他)の金入り設計書(開札日9月11日)	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H26. 10. 3	部分公開 6-7	H26. 10. 15	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
75	H26. 9. 25	利根川他清掃委託、出口5丁目水路他清掃委託、津田北町2丁目水路清掃委託に係る金入り設計書(平成26年9月11日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 10. 9	部分公開 6-7	H26. 10. 15	写し	
76	H26. 9. 30	H26. 7. 24に開催された美術館建設についての説明会で市役所は「香里ヶ丘中央公園は2.6haのうち7500㎡のグラウンド部分とトイレ横の広場部分が一部避難地で建設予定地は該当しない」と説明していますが、枚方市地域防災計画には7499㎡の記載がありますが、グラウンド部分とトイレ横の広場部分の記載はありませんので、7499㎡の中にグラウンド部分とトイレ横の広場部分が含まれていること、及び建設予定地は一時避難所に該当しないとす資料を示していただきたい。 <対象文書> 枚方市地域防災計画(資料編)平成25年12月	地域振興部 文化振興課	H26. 10. 14	公開	H26. 10. 17	写し	
77	H26. 9. 30	別紙(写真、地図)にあるアーケード(歩道上)の設置並びにアーケードに設置の看板(複数)に係る設置許可(書類一式)※個人情報及び印影を除くのうち、アーケード(歩道上)の設置許可 <対象文書> 道路占用許可書(枚方市指令土管占23第〇〇号)※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H26. 10. 9	公開	H26. 10. 14	写し	
78	H26. 9. 30	別紙(写真、地図)にあるアーケード(歩道上)の設置並びにアーケードに設置の看板(複数)に係る設置許可(書類一式)※個人情報及び印影を除くのうち、アーケードに設置の看板(複数)の設置許可	土木部 道路管理課	H26. 10. 9	不存在 ※17			
79	H26. 10. 1	枚方市街地開発株式会社に係る株主総会議事録、株主名簿及び定款(市保有分) <対象文書> ①株主総会議事録 ②株主名簿 ③定款 ※枚方市街地開発株式会社に係るものに限る。 ※市保有分に限る。	都市整備部 都市整備推進室	H26. 10. 15	部分公開 6-1 6-3	H26. 10. 15	写し	
80	H26. 10. 3	発行行為に関する工事(許可番号平成25年3月21日枚方市指令都査第〇〇-〇〇号)に係る工事完了届出書の添付図書(11)工事施工中の写真	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 10. 15	部分公開 6-1	H26. 10. 16	写し	
81	H26. 10. 14	美術館に関するチラシの請求書の写し <対象文書> 請求書(美術館周知リーフレット)の写し	地域振興部 文化振興課	H26. 10. 24	部分公開 6-3	H26. 10. 27	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
82	H26. 10. 17	小学校の教科書採択に関わる枚方市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の会議録(要点記録を除く)2014年の採択	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H26. 10. 23	不存在 ※18			
83	H26. 10. 17	「枚方市公共下水道台帳(雨水)図郭番号:20-18」の縮小版第2原図	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H26. 10. 27	公開	H26. 10. 27	写し	
84	H26. 10. 17	「枚方市公共下水道台帳(雨水)図郭番号:20-19」の縮小版第2原図	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H26. 10. 27	不存在 ※19			
85	H26. 10. 20	①H26年度枚方市保健所における犬猫の取り扱い状況 ②H26. 4. 9〇〇及びH26. 6. 17〇〇に係る大阪府への送致に関する文書 全 く対象文書> ①猫出入り表(平成26年度) ②犬出入り表(平成26年度) ③犬・猫引取申請書(26. 4. 10收受保衛食第〇〇号) ④犬・猫所有権放棄届(26. 4. 10收受保衛食第〇〇号) ⑤犬回収・保管・処分依頼書(26. 4. 11付け保衛食第〇〇号) ⑥③に係る収容時調査票 ⑦犬処分通知書(26. 4. 16收受保衛食第〇〇号) ⑧犬・猫引取申請書(26. 6. 17收受保衛食第〇〇号) ⑨犬・猫所有権放棄届(26. 6. 17收受保衛食第〇〇号) ⑩犬回収・保管・処分依頼書(26. 6. 18付け保衛食第〇〇号) ⑪⑧に係る収容時調査票 ⑫犬処分通知書(26. 6. 20收受保衛食第〇〇号)	健康部 保健所 保健衛生課	H26. 10. 29	部分公開 6-1	H26. 11. 6	写し	
86	H26. 10. 21	路線価格算定表(路線番号〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇分) ※平成26年度分	財務部 税務室 資産税課	H26. 11. 4	公開	H26. 11. 5	写し	
87	H26. 10. 21	固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品のうち、次のもの ①標準宅地位置図No〇〇 ②標準宅地変更対比図(H24-21)No〇〇 ③H24鑑定メモ価格バランス調整用図面No〇〇 ④路線価バランス検証図No〇〇 ※〇〇町〇〇丁目、同町〇〇丁目分に限る	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 4	公開	H26. 12. 11	写し	決定期間 延長通知 H26. 11. 4

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
88	H26. 10. 21	請求内容又は請求公文書名 固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品のうち、次のもの ①標準宅地用画地補正検証図No〇〇 ②航空写真状況・路線図No〇〇 ③標宅選定替え枚方市案 ④方位補正が反映されていることに伴う選定案(〇〇・〇〇・〇〇) ⑤標準宅地現況写真 ⑥区分見直し案 ⑦路線区分対比図 ⑧枚方市税額・路線価変動検証図No〇〇 ※〇〇町〇〇丁目、同町〇〇丁目分に限る	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 4	部分公開 6-1 6-2	H26. 12. 11	写し	決定期間 延長通知 H26. 11. 4
89	H26. 10. 21	固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品のうち、次のもの ①地価動向調査資料 ②1/2、500道路幅員測定箇所管理図 ③路線価バランス検証図 ④正面路線検証図及びエラースト ⑤影響面地計算路線番号一覧表 ⑥業務実施報告書 ⑦時点修正率検証図 ⑧地価動向調査資料 ⑨打合せ記録簿 ※〇〇町〇〇丁目、同町〇〇丁目分に限る	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 4	不存在 ※20			決定期間 延長通知 H26. 11. 4
90	H26. 10. 22	新病院の地下駐車場のサービスヤードにある高さ制限に関するサインの施工図(個人情報及び印影を除く) <対象文書> 市立枚方市民病院改築工事(新病院建築工事)サイン工事施工図のうち0d6制限高サイン	市立病院事務局 経営企画課 (市長)	H26. 10. 30	公開	H26. 11. 6	写し	
91	H26. 10. 29	生涯学習施設と図書館の管理運営に関する意見聴取会の発言内容のわかる文書 <対象文書> 生涯学習施設と図書館のサービス向上と管理運営等に関する意見聴取会の会議要録	地域振興部 生涯学習課	H26. 11. 11	部分公開 6-1	H26. 11. 12	写し	
92	H26. 11. 5	平成26年10月20日収受下管第〇〇号	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H26. 11. 10	部分公開 6-1	H26. 11. 11	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
93	H26. 11. 7	11月4日香里ヶ丘中央公園美術館建設工事予定地での事務に係る業務報告書(〇〇課長)	土木部 公園課	H26. 11. 20	不存在 ※21			
94	H26. 11. 7	11月4日香里ヶ丘中央公園美術館建設工事予定地での業務報告書(〇課長代理) ＜対象文書＞ 香里ヶ丘中央公園美術館整備に向けての業務報告	地域振興部 文化振興課	H26. 11. 20	部分公開 6-1 6-3	H26. 11. 20	写し	
95	H26. 11. 7	添付資料(写真、地図)1～7にある自販機14台分の条例に基づく自販機設置の届※個人情報及び印影を除くのうち、No4、5、8、9、12及び14分 ＜対象文書＞ ①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ②自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ③自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ④自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ⑤自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ⑥自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ※個人情報及び印影を除く	環境保全部 環境衛生課	H26. 11. 21	公開	H26. 11. 26	写し	
96	H26. 11. 7	添付資料(写真、地図)1～7にある自販機14台分の条例に基づく自販機設置の届※個人情報及び印影を除くのうち、No1、2、3、6、7、10、11及び13分	環境保全部 環境衛生課	H26. 11. 21	不存在 ※22			
97	H26. 11. 13	開発事業に伴う事前協議書(平成25.9.24受付都調第〇〇-〇〇-〇〇号)のかみ文と添付の図面(個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 11. 27	公開	H26. 11. 28	写し	
98	H26. 11. 18	東山2丁目他汚水管清掃委託、準用河川穂谷川清掃委託、さだ排水路浚渫委託に係る金入り設計書(平成26年11月11日開札分)	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H26. 11. 28	部分公開 6-7	H26. 12. 3	写し	
99	H26. 11. 19	ふれあいスクエア(〇〇校区)決算報告書(平成25年度分) ＜対象文書＞ 平成25年度枚方子どもいきいき広場事業補助金収支報告書(〇〇ファミリースクエア委員会分)	子ども青少年部 子ども青少年課	H26. 12. 1	部分公開 6-1 6-3	H26. 12. 3	写し	
100	H26. 11. 25	平成〇〇年(〇〇)第〇〇号判決にかかる高裁判決文に添付の図面	土木部 道路管理課	H26. 12. 5	公開	H26. 12. 8	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
101	H26. 12. 1	請求内容又は請求公文書名 添付資料(写真・地図)にある看板(〇〇)設置許可に係る全ての文書※ 個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 道路占用許可書(枚方市指令土管占25第〇〇号) ※個人情報及び印影を除く	土木部 道路管理課	H26. 12. 10	公開	H26. 12. 15	写し	
102	H26. 12. 2	添付資料(写真・地図)にある藤田川保育所周辺角に設置されているA とBの看板(人形タイプ飛び出し注意)の設置に係る全ての文書(該当 する情報に限る)(個人情報及び印影を除く) ＜対象文書＞ ①回議書(藤田川保育所備品購入(緊急対応)飛び出し坊や) ②2013年度三者統一要求及び各園独自要求書に対する回答(ついて (該当する情報に限る))	子ども青少年部 子育て支援室	H26. 12. 16	公開	H26. 12. 16	写し	
103	H26. 12. 11	禁野保育所にあるブロック壁の絵に係る文書(設置の文書並びに現在 の管理ルールに係る文書)	子ども青少年部 子育て支援室	H26. 12. 22	不存在 ※23			
104	H26. 12. 11	平成23年度路線価算定表 (〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇, 〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇分) 平成26年度路線価算定表 (〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇, 〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇分)	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 25	公開	H27. 1. 8	写し	
105	H26. 12. 11	平成26年度路線価算定表〇〇分	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 25	不存在 ※24			
106	H26. 12. 12	12月10日の総務常任委員会において美術館の建設に関し市民への説 明に費やした時間を「300時間」と市が答弁したこと(根拠となる書類)	地域振興部 文化振興課	H26. 12. 26	不存在 ※25			
107	H26. 12. 19	津田山手1丁目調整池清掃委託(開札日12月8日)、既設暗渠浚渫委託 (開札日12月8日)、西牧野2丁目水路補強工事(開札日12月5日) 上記に係る金入り設計書	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H27. 1. 5	部分公開 6ー7	H27. 1. 7	写し	
108	H26. 12. 22	平成25年10月22日に開催された第4回枚方市退職手当審査会の会議録 全部(非公開部分を含む)及び平成25年11月7日に開催された第5回枚 方市退職手当審査会の会議録全部(非公開部分を含む) ＜対象文書＞ ①平成25年度第4回退職手当審査会会議録 ②平成25年度第5回退職手当審査会会議録	総務部 人材育成室 職員課	H27. 1. 13	部分公開 6ー1	H27. 1. 14	写し	決定期間 延長通知 H27. 1. 5

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
109	H26. 12. 22	「枚方市退職手当審査会の5名の委員に關し、本日までに枚方市が上記5名の委員に委嘱した役職、当該役職の職務内容、委嘱の時期、及び職務従事期間を記載した文書、並びに、本日までに枚方市が上記5名の委員に支払った報酬その他の金員の金額・内訳・支払時期を記載した文書」のうち、次の①～③を除く部分 ①上下水道事業管理者が所管する文書 ②枚方市が各委員に委嘱等した役職の職務内容を記載した文書 ③本件請求日までに枚方市が各委員に支払った報酬その他の金員の金額・内訳・支払い時期を記載した文書で、平成20年度以前のもの(○委員に係る平成16～20年度のものを除く。) ○対象文書> 枚方市退職手当審査会委員に係る次の文書 発令簿、委嘱状、辞令、支出命令書、支出負担行為兼支出命令書、年給与簿 全101件	総務部 人材育成室 職員課	H27. 1. 13	部分公開 6-1	H27. 1. 14	写し	決定期間 延長通知 H27. 1. 5
110	H26. 12. 22	本件請求日までに枚方市が枚方市退職手当審査会の5名の委員に支払った報酬その他の金員の金額・内訳・支払時期を記載した文書で、平成20年度以前のもの(○委員に係る平成16～20年度のもの及び上下水道事業管理者が所管するものを除く。)	総務部 人材育成室 職員課	H27. 1. 13	不存在 ※26			決定期間 延長通知 H27. 1. 5
111	H26. 12. 22	本件請求日までに枚方市上下水道事業管理者が枚方市退職手当審査会の委員に依頼した役職、依頼の時期及び職務従事期間を記載した文書 <対象文書> 依頼状(平成19年12月13日付けの水道料金等包括業務委託業者選定委員会委員への依頼分)(○委員に係るもの)	上下水道局 水道部 上下水道経営課	H27. 1. 13	公開	H27. 1. 14	写し	決定期間 延長通知 H27. 1. 5
112	H26. 12. 22	本件請求日までに枚方市が枚方市退職手当審査会の5名の委員に支払った報酬その他の金員の金額・内訳・支払時期を記載した文書(上下水道事業管理者が所管するものに限る。)	上下水道局 水道部 上下水道経営課	H27. 1. 13	不存在 ※27			決定期間 延長通知 H27. 1. 5
113	H26. 12. 25	香里こもれび水路案内図(板)裏面標示物(シール)設置に係る申請・許可(個人情報・印影を除く)	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H27. 1. 8	不存在 ※28			
114	H27. 1. 16	添付資料(写真・地図)にある看板(2枚)の設置に係る根拠文書(法・条例・許可書等)(個人情報及び印影を除く)	土木部 公園課	H27. 1. 30	不存在 ※29			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
115	H27. 1. 19	請求内容又は請求公文書名 添付資料(写真、地図)1～9(No.1/13～13/13)の自販機設置に係る届出(条例に基づくもの)※個人情報及び印影を除くのうち、No4/13、5/13及び8/13分 ＜対象文書＞ ①自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ②自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ③自動販売機設置届出書(受付番号〇〇-〇〇) ※個人情報及び印影を除く	環境保全部 環境衛生課	H27. 2. 2	公開	H27. 2. 3	写し	
116	H27. 1. 19	添付資料(写真、地図)1～9(No.1/13～13/13)の自販機設置に係る届出(条例に基づくもの)※個人情報及び印影を除くのうち、No1/13、2/13、3/13、6/13、7/13、9/13、10/13、11/13、12/13及び13/13分	環境保全部 環境衛生課	H27. 2. 2	不存在 ※30			
117	H27. 1. 23	既設暗渠浚渫委託(その2)、伊加賀栄町雨水管清掃委託、宮川清掃委託(開札日1月16日)上記に係る金入り設計書	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H27. 2. 5	部分公開 6-7	H27. 2. 9	写し	
118	H27. 1. 29	添付資料(写真、地図)にある小屋の設置に係る根拠文書(法、条例、許可書等)(個人情報及び印影を除く)	土木部 公園課	H27. 2. 5	不存在 ※31			
119	H27. 1. 29	固定資産評価支援業務委託に係る次の文書 ①業務実施計画書(平成21年度～平成23年度及び平成24年度～平成26年度) ②工程表(平成21年度～平成23年度及び平成24年度～平成26年度) ③着手届(平成21年度～平成23年度及び平成24年度～平成26年度) ※個人情報及び印影を除く	財務部 税務室 資産税課	H27. 2. 12	公開	H27. 2. 19	写し	
120	H27. 2. 17	特定建設作業実施届出書〇〇-〇〇	環境保全部 環境公害課	H27. 2. 27	部分公開 6-1 6-3	H27. 2. 27	写し	
121	H27. 2. 27	26日のフェンス設置に従事した者が全て職員かどうかわかるもの ＜対象文書＞ 平成27年2月26日立入禁止区域B型バリケード設置作業体制表	土木部 公園課	H27. 3. 6	公開	H27. 3. 6	写し	
122	H27. 3. 3	長尾2号排水路清掃委託、犬田川他清掃委託、天満川他清掃委託、さだ排水路清掃委託、黒田川他清掃委託、甲斐田新町他水路清掃委託、長尾1号排水路清掃委託、新之栄町他水路清掃委託、淀川三樋門除草委託(開札日:平成27. 2. 16)上記に係る金入り設計書	上下水道局 下水道部 下水道施設維持課	H27. 3. 16	部分公開 6-7	H27. 3. 17	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	公開日等	公開方法	備考
123	H27. 3. 16	請求内容又は請求公文書名 都査開第〇〇号(平成21年4月23日收受)開発行為許可申請書の添付の図面である ①橋梁一般図 ②主桁詳細図 ③地覆詳細図 ④横締詳細図 ⑤支承詳細図 ⑥伸縮継手詳細図 ⑦排水装置詳細図 ⑧橋面防水工詳細図 ⑨PHC杭詳細図 ⑩A1橋台一般図(その1) ⑪A1橋台一般図(その2) ⑫A1橋台配筋図(その1) ⑬A1橋台配筋図(その2) ⑭A1橋台配筋図(その3) ⑮A2橋台一般図(その1) ⑯A2橋台一般図(その2) ⑰A2橋台配筋図(その1) ⑱A2橋台配筋図(その2) ⑲A2橋台配筋図(その3) ⑳出口雨水幹線水路橋梁上部構造計算 ㉑出口雨水幹線水路橋梁構造計算 ㉒枚方市伊賀西町造成工事地盤調査報告書 (個人情報及び印影を除く)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 3. 24	公開	H27. 3. 24	写し	
124	H27. 3. 17	香里団地保育所の駐車場に係る駐車基準を示す文書	子ども青少年部 子育て支援室	H27. 3. 30	不存在 ※32			
125	H27. 3. 18	添付資料(写真、地図)にある「木の切断」に係る全ての文書 ※個人情報及び印影を除く ※他の樹木に関する文書を除く ＜対象文書＞ 平成26年度公園等冬期剪定作業委託(南部路線)に係る回議書、契約書類一式及び竣工書類一式(※個人情報及び印影を除く、※他の樹木に関する文書を除く)	土木部 公園課	H27. 3. 31	公開	H27. 4. 10	写し	
126	H27. 3. 26	別紙記載の掲示板に係る設置許可 ※個人情報及び印影を除く ＜対象文書＞ 下水道占用許可書(平成23年1月25日收受下管占23第〇〇-〇〇号)	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H27. 4. 6	公開	H27. 4. 7	写し	
127	H27. 3. 26	別紙記載の掲示物及び掲示板に係る設置許可	上下水道局 下水道部 下水道管理課	H27. 4. 6	不存在 ※33			

不存在の理由

- ※1 未届出のため。
- ※2 職員勤務シフト表は保存年限や廃棄手続きに関する定めがなく、平成24年度分については、平成25年12月に既に廃棄したため。
- ※3 書類調査及び現地調査により確認したところ、未届出であったため。
- ※4 市道上にのぼり旗を設置することを許可する手続きはないため。
- ※5 寄附者に対し、口頭で寄附する美術品を本市が計画している総合文化施設へ展示及び収蔵することを提案したが、寄附者からは香里ヶ丘地域に自然の素晴らしさを感ぜられる美術館を建設し、市に寄附することで枚方の文化芸術の発展に貢献したいというお返事があった。このことについて收受し、または作成した文書がないため。
- ※6 美術館維持管理費の試算については、他市の事例を元に試算を行っており、試算にあたっての協議を行っていないため。
- ※7 寄贈を受ける予定の美術品について、鑑定書はないため。なお、今後、鑑定に出す予定はなく、市において調査を行い、参考評価額の設定を行いますが、その結果について公表する予定はありません。
- ※8 市道上にのぼり旗を設置することを許可する手続きはないため。
- ※9 寄附者の意向である香里ヶ丘地域における建設候補地について、検討を行ってききましたが、美術館建設の候補地の選定に関し作成した文書はないため。
- ※10 本市が保管・保存している文書の中に、該当する文書が存在しないため。なお、現在、本件請求に係る揭示物と同種のものを設置するには、電柱設置事業者の承認が必要であるが、当該揭示物の設置当時にどのような手続や書類が必要だったかについては不明。
- ※11 本市において、政務活動費の交付を受けた議員は、枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例第7条により、政務活動費に係る収支報告書並びに領収書等を議長に提出することが規定されているが、政務活動に要した経費のうち、市から交付された政務活動費を超える部分について、収支報告書に記載すべきことを定めた規定は存在しないため。
- ※12 寄贈を受ける予定の美術品については、美術館開館までに参考推定額の設定を行う予定をしていますが、そのことに関して作成した文書はなく、また、現時点では上記以外に設定しているスケジュールはないため。
- ※13 香里ヶ丘中央公園は、平成10年以降に地域防災計画において一時避難地として指定しているが、指定した経緯の分かる資料は現に保管、保存しておらず、当初に作成したかどうか不明である。また地域防災計画において香里ヶ丘中央公園の有効面積7499㎡を記載したのは平成20年度以降であり、有効面積を算定するに当り何らかの資料を参照したと考えられるが、その資料については現に保管、保存していないため。
- ※14 美術館の建設予定部分が一時避難地の機能を損なう部分ではないことから協議を要しないとされたため。
- ※15 美術館の建設予定部分が一時避難地の機能を損なう部分ではないことから照会を要しないとされたため。
- ※16 寄附の申し出に対する対応方針が決まってから寄附収受が決定するまでの間、庁内関係部署との調整を行ってきたが、その内容について記録した文書がないため。
- ※17 占用許可申請がないため。
- ※18 要点記録以外に会議内容を記録したものは、作成していないため。なお、要点記録は、議事内容のうち、調査員代表からの報告内容を除外して作成したものであり、報告内容は、別途「平成27年度使用小学校教科用図書採択に係る調査員報告書(副本)」として公表する。
- ※19 凶郭番号:20-19については、公共下水道区域外のため枚方市公共下水道台帳として作成しておらず備え付けていないため。
- ※20 ①、⑤、⑥、⑧、⑨については、〇〇町〇〇又は〇〇については、情報システムにおいて用いるために納品された電磁的記録の一部を構成するものであって、公文書として存在するものではないため。③、④、⑦については、これらを用いて行う作業を完了した後、既に廃棄したため。
- ※21 公園課では、11月4日の香里ヶ丘中央公園美術館建設工事予定地での事務に係る業務報告書を作成していないため。
- ※22 書類調査及び現地調査により確認したところ、未届出であったため。
- ※23 昭和61年度に卒業記念としてブロック壁に絵を書いた経緯は、当時の保育日誌に記されていたと考えられるが、その保存年限は5年であり、また、その他、現に保管・保存している文書についても検索したが、該当する情報を記録した文書はなかった。現在の管理に係るルールを記載した文書は作成していないため。
- ※24 平成26年度の時点で、路線番号〇〇は閉鎖されているため。
- ※25 美術館の建設に関して市民への説明に費やした時間を300時間と答弁したことの根拠となるもので、市が管理している書類は存在しないため。
- ※26 支命令令書と給与簿の保存年限はそれぞれ5年と10年であり、平成20年度以前の支命令令書と平成15年度以前の給与簿は既に廃棄しているため。
- ※27 支命令令書の保存年限は5年であり、平成20年度以前の支命令令書は既に廃棄しているため。
- ※28 該当する申請が出されていないため。
- ※29 本件請求に対応するのは、当該看板に係る占有許可申請書だが、該当する文書を現に保管、保存していないため。
- ※30 書類調査及び現地調査により確認したところ、未届出であったため。
- ※31 本件請求に対応するのは、当該小屋に係る占有許可申請書だが、該当する文書を現に保管、保存していないため。
- ※32 適正な駐車場の利用に関する呼びかけは口頭で行っており、駐車場の利用に関する基準を記載した文書は作成していないため。
- ※33 該当する申請が出されていないため。

却下の理由

- ※1 分筆申告書に添付の測(丈)量図については、本市資産税課において、市民からの求めに応じ、その全部若しくは一部の写しを交付し、又は閲覧に供しているため、枚方市情報公開条例第19条第2項の規定により、同条例が適用されないため。

2. 情報公開の申出の内容等

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
1	H26. 4. 3	一般廃棄物収集・運搬業許可申請書(8社分)(最新分) 申出内容又は申出公文書名	環境事業部 減量総務課	H26. 4. 17	部分公開 6-1 6-3	H26. 4. 21	写し	
2	H26. 4. 10	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年3月24日受付分から平成26年4月9日受付分まで)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発協議受付台帳(平成26年3月24日受付分から平成26年4月9日受付分まで) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 4. 21	公開	H26. 4. 22	写し	
3	H26. 5. 12	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年4月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年4月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年4月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成26年5月7日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 5. 20	公開	H26. 5. 20	写し	
4	H26. 5. 13	①新香里中央線道路補修工事(H25-35)に係る設計書・特記仕様書 ②枚方元町1号線道路補修工事(H25-24)に係る設計書・特記仕様書 ③(平成25年度リフレッシュ整備事業)長尾船橋線舗装修繕工事に係る設計書・特記仕様書	土木部 道路補修課	H26. 5. 26	部分公開 6-7	H26. 5. 30	写し	
5	H26. 5. 13	①長尾東町2丁目口径300mm以下配水管布設工事に係る金入り設計書・特記仕様書 ②堂山口口径250mm以下配水管移設工事(第44工区)に係る金入り設計書・特記仕様書	上下水道局 水道部 水道工務課	H26. 5. 26	部分公開 6-7	H26. 5. 28	写し	
6	H26. 5. 26	枚方市駅周辺再整備ビジョン策定に係る基礎調査業務報告書(平成22年度)中のアンケートの集計結果(枚方市駅周辺再整備ビジョン資料編P26 7)当該地区での滞在時間及びP28～29 来訪者意識調査に係る部分のみ)	都市整備部 都市整備推進室	H26. 5. 28	公開	H26. 5. 30	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
7	H26. 5. 30	<p>申出内容又は申出公文書名</p> <p>①開発事業に伴う事前協議書(平成26年5月12日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年5月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年5月28日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 6. 5	公開	H26. 6. 5	写し	
8	H26. 6. 12	「枚方市市民会館指定管理者事業計画書」(平成26~28年度共通)〇〇提出分	地域振興部 文化振興課	H26. 6. 26	部分公開 6-1	H26. 6. 30	写し	
9	H26. 6. 12	枚方市立市民体育館の指定申請に係る事業計画書(平成26・27・28・29・30年度)(添付書類を除く)	教育委員会 社会教育部 スポーツ振興課	H26. 6. 24	部分公開 6-1	H26. 6. 30	写し	
10	H26. 6. 13	枚方市駅周辺再整備ビジョン策定に係る基礎調査業務(平成22年度)アンケート(来訪者ヒアリング調査票) ※Q2において2を回答したものに限り。	都市整備部 都市整備推進室	H26. 6. 24	部分公開 6-1	H26. 6. 25	写し	
11	H26. 6. 18	水質関係対象事業所基礎情報(平成24年3月31日現在)(水質汚濁防止法に基づく総量規制対象事業所に係る名称、所在地、平均排水量及び最大排水量に限る)	環境保全部 環境公害課	H26. 6. 25	公開	H26. 7. 1	写し	
12	H26. 6. 19	自治会等代表者名簿(縦覧用)平成26年7月2日発行分	市民安全部 市民活動課	H26. 7. 3	部分公開 6-1	郵送	写し	
13	H26. 7. 1	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成26年6月11日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年6月30日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図</p> <p>②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇~〇〇)</p> <p>③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年6月5日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年6月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図</p> <p>※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 7. 8	公開	H26. 7. 9	写し	
14	H26. 7. 22	平成26年度枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 賠償責任保険証券 ※約款及び特約を除く ※印影を除く	市民安全部 市民活動課	H26. 8. 5	公開	H26. 8. 8	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
15	H26. 7. 22	保険証券(「平成26年度留守家庭児童会入室児童に係る傷害保険」に係るもの) ※約款及び特約を除く ※署名及び印影を除く	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 8. 5	公開	H26. 8. 8	写し	
16	H26. 7. 22	保険証券(枚方市子どもいきいき広場活動(公益活動)災害補償保険に係るもの)(平成26年度分)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	子ども青少年部 子ども青少年課	H26. 7. 31	公開	H26. 8. 8	写し	
17	H26. 7. 22	盗難保険証券(ICTデジタルテレビ盗難保険に係るもの)(平成26年4月1日契約分) ※約款及び特約を除く ※印影を除く	教育委員会 管理部 教育総務課	H26. 8. 1	公開	H26. 8. 8	写し	
18	H26. 7. 22	①保険証券「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成26年度契約分(平成26年5月23日契約)(添付書類を除く/約款及び特約を除く/個人情報及び印影を除く) ②仕様書「市立生涯学習市民センター等所蔵美術作品動産保険」平成26年度契約分	地域振興部 生涯学習課	H26. 8. 1	公開	H26. 8. 8	写し	
19	H26. 7. 22	保険証券(平成26年度交通専従員交通事故傷害保険に係るもの)(約款及び特約を除く)(印影を除く)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 5	公開	H26. 8. 8	写し	
20	H26. 7. 22	平成26年度「日々雇用者(雇い上げ)普通傷害保険」保険証券(添付書類を除く)(約款及び特約を除く)(個人情報及び印影を除く) ＜対象文書＞ 保健福祉事業の医療等業務総合賠償保険・傷害保険加入者証(平成26年度日々雇用者(雇い上げ)傷害保険分)(印影を除く)	健康部 保健所 保健センター	H26. 8. 4	公開	H26. 8. 8	写し	
21	H26. 7. 22	①保険証券(枚方市立すぎの木園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成26年4月23日)(約款及び特約を除く、印影を除く) ②保険証券(枚方市立幼児療育園児傷害保険に係るもの)(契約日:平成26年4月23日)(約款及び特約を除く、印影を除く)	子ども青少年部 子育て支援室	H26. 8. 5	公開	H26. 8. 8	写し	
22	H26. 7. 22	枚方市全域において、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、騒音規制法、振動規制法に基づいて届出を行っている工場・事業場の一覧(平成24年3月31日現在) 項目:工場・事業場の名称、工場・事業場の所在地、対象法令(大気及び水質に関わる内容に限る)	環境保全部 環境公害課	H26. 8. 1	公開	H26. 8. 11	写し	
23	H26. 7. 24	「東香里1丁目地区雨水管整備実施設計委託」 「伊加賀地区雨水管整備実施設計委託」 ※平成26年7月開札分 上記業務に係る積算内訳書	上下水道局 下水道部 下水道整備室	H26. 8. 7	部分公開 6-7	H26. 8. 18	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
24	H26. 7. 24	鷹塚山配水場実施設計委託設計書	上下水道局 水道部 浄水課	H26. 8. 7	部分公開 6-7	H26. 8. 18	写し	
25	H26. 7. 30	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年7月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年7月17日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年7月25日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 8. 8	公開	H26. 8. 11	写し	
26	H26. 8. 8	①枚方市公共建築工事積算基準 ②枚方市公共建築工事共通費積算基準(平成26年度版)	公共施設部 施設整備室	H26. 8. 20	公開	郵送	写し	
27	H26. 8. 12	枚方市指令都査第〇〇-〇〇号の許可に係る造成計画平面図及び造成計画断面図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 8. 22	公開	H26. 8. 22	写し	
28	H26. 8. 25	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年8月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年8月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年8月1日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年8月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 9. 4	公開	H26. 9. 5	写し	
29	H26. 9. 22	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年8月29日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年9月18日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年8月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 10. 2	公開	H26. 10. 6	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
30	H26. 9. 24	申出内容又は申出公文書名 枚方市立美術館建設に当たり、民間より提示があった後の事前協議、審議の経過が判るもの(25年7月以前の分から)、議事録、メモ等全部を対象文書> 都市経営会議録(平成25年7月17日)	地域振興部 文化振興課	H26. 10. 8	公開	H26. 11. 6	写し	
31	H26. 9. 29	〇〇が申請を行った工場等変更許可申請書(平成6年2月22日環公指第〇〇号にて收受)(鑑面、建物配置平面図及び設備配置平面図(変更後)に限る)	環境保全部 環境公害課	H26. 10. 1	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
32	H26. 10. 8	枚方市市民公益活動災害補償保険に係る次の文書 ①平成26年度市民公益活動災害補償保険のご案内 ②枚方市市民公益活動災害補償保険実施要領 ③枚方市市民公益活動災害補償保険仕様書 ④指名競争入札(委託)執行調書 ⑤賠償責任保険証券(保険約款を除く)(印影を除く) ⑥平成23、24、25年度契約の事故件数及び支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	市民安全部 市民活動課	H26. 10. 20	公開	郵送	写し	
33	H26. 10. 15	①病院開設許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ②病院構造設備使用許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ③病院開設許可事項中一部変更許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ④病院管理者設置許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑤病院管理医師設置許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑥病院開設届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑦診療用エックス線装置変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑧一般病床及び療養病床変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑨病院開設許可及び開設届出事項中一部変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑩病院廃止届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受) ⑪診療従事医師変更届(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受、平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)	健康部 保健所 保健企画課	H26. 10. 29	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
34	H26. 10. 17	税務大学校大阪研修所土壌調査計画書 (平成22年12月6日付環公セ第878号收受)のうち図2-4形質変更範囲と旧陸軍時代の施設配置図	環境保全部 環境公害課	H26. 10. 27	公開	H26. 11. 18	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
35	H26. 10. 22	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年9月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年10月21日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 11. 4	公開	H26. 11. 5	写し	
36	H26. 10. 29	平成〇〇年〇〇月に枚方市保健所に提出された病院開設許可申請書(医師免許の写し及び履歴書を除く) <対象文書> 病院開設許可申請書(平成〇〇年〇〇月〇〇日收受)	健康部 保健所 保健企画課	H26. 11. 6	部分公開 6-1 6-3	郵送	写し	
37	H26. 11. 4	枚方市軽量鉄骨造建築物の耐震診断及び補強設計マニュアル	公共施設部 施設整備室	H26. 11. 14	公開	郵送	写し	
38	H26. 11. 6	H26. 5. 12開札総合福祉センターリニューアル工事(機械設備工事) H26. 6. 4開札楠葉生涯学習市民センター・図書館空調設備改修工事 上記2件の金入り設計書	公共施設部 施設整備室		取下げ			
39	H26. 11. 6	H26. 8. 6開札長尾家具町口径450mm以下配水管布設工事、H26. 8. 6開札(仮称)東部スポーツ公園整備に伴う口径150mm配水管布設工事に係る金入り設計書	上下水道局 水道部 水道工務課	H26. 11. 19	部分公開 6-7	郵送	写し	
40	H26. 11. 26	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年10月22日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年11月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年10月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年11月10日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 12. 9	公開	H26. 12. 10	写し	
41	H26. 12. 25	①開発事業に伴う事前協議書(平成26年12月8日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成26年12月19日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇〇~〇〇) ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 1. 6	公開	H27. 1. 6	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
42	H27. 1. 26	<p>下記委託業務の金入り設計書①～③を含む ①設計費内訳(総括) ②設計内訳書 ③各号の代価表(明細内訳書) 発注年度:平成21年度 発注者:枚方市水道局水道部 業務名:浄水施設 運転管理業務委託 <対象文書> 設計書(平成21・22・23・24年度浄水施設運転管理業務等委託に係るもの)</p>	上下水道局 水道部 浄水課	H27. 2. 5	部分公開 6-7	郵送	写し	
43	H27. 1. 27	<p>①開発事業に伴う事前協議書(平成27年1月5日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成27年1月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成26年12月26日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号～平成27年1月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く</p>	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 2. 2	公開	H27. 2. 2	写し	
44	H27. 1. 29	平成25年度、24年度、23年度における長尾中学校の定期試験に係る問題用紙、解答用紙、模範解答(全学年分、全教科分)※現存分に限り	教育委員会 学校教育部 教育推進室 教育指導課	H27. 2. 10	公開	H27. 2. 12	写し	
45	H27. 2. 2	<p>次の委託に係る金入り設計書(変更設計書を含む)(本工事費内訳書及び内訳書に限る) ①平成26年度公園等草刈作業委託(路線1) ②平成26年度公園等草刈作業委託(路線2) ③平成26年度公園等草刈作業委託(路線3) ④平成26年度公園等草刈作業委託(中部A地区) ⑤平成26年度公園等草刈作業委託(中部B地区) ⑥平成26年度公園等草刈作業委託(北部A地区) ⑦平成26年度公園等草刈作業委託(北部B地区) ⑧平成26年度公園等剪定作業委託(北部A地区) ⑨平成26年度公園等剪定作業委託(北部B地区) ⑩平成26年度公園等剪定作業委託(路線1) ⑪平成26年度公園等剪定作業委託(路線2) ⑫平成26年度公園等剪定作業委託(路線3)</p>	土木部 公園課	H27. 2. 16	部分公開 6-7	H27. 2. 17	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
46	H27. 2. 3	枚方市営岡東町自動車駐車場業務報告のうち、次の書類 ①入庫車時間帯別日計表(平成26年1月から平成26年12月まで) ②駐車時間帯別日計表(台数)(平成26年1月から平成26年12月まで) ③売上台数及びP. C販売枚数(月計)(平成25年4月から平成26年12月まで) ④出庫車時間帯別月計表(台数)(平成25年4月から平成27年1月まで)	土木部 交通対策課	H27. 2. 12	公開	H27. 2. 13	写し	
47	H27. 2. 6	枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇〇〇所在の工場において届出されている公害関係法令(平成24年3月31日現在のもの) <対象文書> 事業所基礎情報(平成24年3月31日現在)(枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇〇〇所在の工場に係る所在地及び対象法令等に限る)	環境保全部 環境公害課	H27. 2. 16	公開	郵送	写し	
48	H27. 2. 23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係についての運用等実態調査について(回答)(平成26年9月10日付け福障第〇〇号)	福祉部 障害福祉室	H27. 3. 9	公開	未実施		
49	H27. 2. 25	次の委託に係る金入り設計書(本工事費内訳書及び内訳書に限る) ①平成27年度公園等草刈作業委託(南部A地区) ②平成27年度公園等草刈作業委託(中部B地区) ③平成27年度公園等草刈作業委託(中部A地区) ④平成27年度公園等草刈作業委託(北部A地区) ⑤平成27年度公園等草刈作業委託(路線南部) ⑥平成27年度公園等草刈作業委託(路線中部) ⑦平成27年度公園等草刈作業委託(路線北部) ⑧平成26年度公園等冬期剪定作業委託(中部路線) ⑨平成26年度公園等冬期剪定作業委託(南部A地区)	土木部 公園課	H27. 3. 2	部分公開 6-7	H27. 3. 10	写し	
50	H27. 2. 25	①設計書(平成27年度除草作業委託(北部)分) ②設計書(平成27年度除草作業委託(南部)分) ※大内訳書及び内訳書に限る	上下水道局 水道部 浄水課	H27. 3. 6	部分公開 6-7	H27. 3. 10	写し	
51	H27. 2. 26	①開発事業に伴う事前協議書(平成27年1月30日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号~平成27年2月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇~〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年1月27日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成27年2月13日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び平成27年2月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 3. 9	公開	H27. 3. 10	写し	

番号	申出日	申出内容又は申出公文書名	主管課	回答日	回答内容等	公開日等	公開方法	備考
52	H27. 3. 5	事業所(〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町)内に設置されている井戸(工事が完了しているものに限る。)に係る災害時協力井戸調査に係る水質試験成績書(町名、検査日、検査項目及び結果の各項目に限る。)(個人情報及び印影を除く。) ※現存する最新の内容のものに限る。 ＜対象文書＞ ①災害時協力井戸調査に係る水質試験成績書 平成20年2月27日付け(4件) ②災害時協力井戸調査に係る水質試験成績書 平成20年8月29日付け ※採水場所、文書記号及び整理番号を除く	環境保全部 環境衛生課	H27. 3. 19	公開	郵送	写し	
53	H27. 3. 5	事業所(〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町)内に設置されている井戸(工事が完了しているものに限る。)に係る揚水施設設置届出書(旧条例に基づき地下水採取許可申請書及び揚水施設既届出書を含む。)及び地下水採取量等報告書(町名、取水量、届出日、深度及びストレーナ位置(柱状図を含む。))の各項目に限る。)(個人情報及び印影を除く。) ※現存する最新の内容のものに限る ＜対象文書＞ ①地下水採取許可申請書(昭和51年2月27日、昭和49年8月29日、昭和51年10月4日、平成14年5月1日收受分) ②揚水施設既届出書(昭和47年9月23日、昭和47年10月6日收受分) ③地下水採取量等報告書(平成26年4月14日、平成26年5月12日、平成26年5月19日、平成26年5月28日、平成26年5月7日、平成26年5月2日收受分) ※文書作成日、收受日、所在町名、深度、ストレーナ位置及び採取量に限る。	環境保全部 環境公害課	H27. 3. 19	公開	郵送	写し	
54	H27. 3. 26	①開発事業に伴う事前協議書(平成27年3月2日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号、平成27年3月24日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)及び同協議書の添付図書である付近見取り図 ②開発事業に伴う協議書等受付台帳(平成26年度受付番号〇〇〇～〇〇) ③中高層建築物の建築に係る標識設置届出書(平成27年3月20日收受都調第〇〇-〇〇-〇〇号)の添付書類である計画概要書、標識の設置を証する写真及び付近見取り図 ※個人情報及び印影を除く	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H27. 4. 3	公開	H27. 4. 3	写し	

3. 自己情報開示等の請求の内容等

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
1	H26. 4. 1	①平成25年9月19日付け都推第〇〇号枚方市都市整備部長からの当方宛「〇〇について」と題する文書の作成経緯を含む決裁文書の一切 ②今回の「枚方市景観計画(素案)」及び「枚方市景観条例(素案)」のパブリックコメント(結果公表)と題する文書の作成経緯を含む決裁文書の一切 ＜対象文書＞ ①平成25年度第3回枚方市都市計画審議会における傍聴者への会議資料の返還通知 ②「枚方市景観計画の策定」及び「枚方市景観条例の制定」に係るパブリックコメントの結果の取りまとめについて ③平成25年度第6回枚方市都市景観審議会の開催並びに付議案件及び提出資料の決定について ④第11回景観形成検討委員会の開催について ⑤第17回景観形成検討委員会幹事会の開催について ⑥パブリックコメントで寄せられたご意見について	都市整備部 都市整備推進室	H26. 4. 14	部分開示 16-2-3 16-2-4	H26. 4. 17	写し	
2	H26. 4. 1	視覚障害者誘導ブロック用の管理等に係る文書による確認要請等について(平成24年6月29日決裁)	土木部 土木総務課	H26. 4. 14	開示	H26. 4. 17	写し	
3	H26. 4. 3	本人に係る次の書類 面接記録票、開始記録票、ケース記録票	福祉部 生活福祉室	H26. 4. 17	開示	H26. 4. 18	写し	
4	H26. 4. 15	本人に係る介護給付費通知書(平成19年12月～平成23年2月分及び平成23年6月～平成25年7月分)	福祉部 高齢社会室	H26. 4. 24	開示	H26. 4. 24	写し	
5	H26. 4. 15	本人に係る介護給付費通知書(平成23年3月～平成23年5月分及び平成25年8月分)	福祉部 高齢社会室	H26. 4. 24	不存在 ※1			
6	H26. 4. 24	請求者に係る次の文書 住民票の写し等交付請求書(平成26年4月15日付け)	市民安全部 市民室	H26. 5. 8	部分開示 16-2-4	H26. 5. 8	写し	
7	H26. 4. 25	本人に係る次の書類 ①昭和61年度～平成11年度土地・家屋名寄台帳 ②平成12年度～14年度課税台帳データ一覧(賦課表) ③平成15年度～21年度物件一覧表(固定資産課税台帳 抄)	財務部 税務室 資産税課	H26. 5. 1	開示	H26. 5. 2	写し	
8	H26. 4. 30	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け子家第〇〇-〇〇号 大阪府福祉子ども室長通知「配偶者からの暴力を訴えている事例(通知)」	健康部 年金児童手当課	H26. 5. 7	開示	H26. 5. 8	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
9	H26. 5. 1	請求者に係る次の文書 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年4月18日付け)	市民安全部 市民室	H26. 5. 15	部分開示 16-2-4	H26. 5. 15	写し	
10	H26. 5. 1	請求者に係る次の文書 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年3月18日付け)	市民安全部 市民室	H26. 5. 12	部分開示 16-2-4	H26. 5. 20	写し	
11	H26. 5. 8	H24. 10月〇〇留守家庭児童会室における加配に係る加配要望書 <対象文書> 保護者・児童対応状況報告書(加配要請)平成24年10月23日〇〇留守 家庭児童会室	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 5. 22	開示	H26. 5. 30	写し	
12	H26. 5. 19	〇〇個別発達相談記録・新版K式発達検査(H24年10月4日、H25年5月13 日、H26年3月26日)	健康部 保健所 保健センター	H26. 5. 30	開示	H26. 5. 30	写し	
13	H26. 5. 19	①〇〇に係る相談記録(平成25年2月13日、3月13日、4月10日、5月8日、 6月11日、7月10日、8月14日、9月11日、10月16日、11月27日実施分) ②〇〇に係る相談記録(平成24年12月25日、平成25年1月16日、1月29 日、2月20日、3月6日、3月19日、4月3日、4月15日実施分)	子ども青少年部 家庭児童相談所	H26. 6. 2	部分開示 16-2-2 16-2-3	郵送	写し	
14	H26. 5. 20	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書 (住民基本台帳法12条の3第2項等による申出)(平成26年5月8日付け)	市民安全部 市民室	H26. 5. 23	開示	H26. 6. 10	写し	
15	H26. 5. 22	〇〇に係る次の文書 ①認定調査票 ②主治医意見書 ※平成24年5月18日申請分	福祉部 高齢社会室	H26. 5. 30	開示	H26. 5. 30	写し	
16	H26. 5. 29	平成19～21年度物件一覧表(固定資産課税台帳抄)〇〇	財務部 税務室 資産税課	H26. 6. 3	開示	郵送	写し	
17	H26. 6. 2	請求者に係る次の文書 住民票交付のお願い(平成26年5月27日付け)	市民安全部 市民室	H26. 6. 11	部分開示 16-2-4	H26. 6. 16	写し	
18	H26. 6. 3	請求者に係る次の文書 住民票の写し等交付請求書(平成26年5月28日付け)	市民安全部 市民室	H26. 6. 11	部分開示 16-2-4	H26. 6. 25	写し	
19	H26. 6. 4	請求者に係る次の文書 戸籍関係証明書郵送請求申請書(平成26年5月29日付け)	市民安全部 市民室	H26. 6. 13	部分開示 16-2-4	H26. 6. 13	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
20	H26. 6. 9	請求者に係る次の文書 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成24年8月28日付け)	市民安全部 市民室	H26. 6. 11	部分開示 16-2-4	H26. 6. 11	写し	
21	H26. 6. 17	請求者に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成26年6月9日付け)	市民安全部 市民室	H26. 6. 20	開示	H26. 7. 15	写し	
22	H26. 6. 23	下水道事業受益者負担金賦課保留申請書(平成12年4月24日收受下総 第〇〇-〇〇号)	上下水道局 水道部 お客さまセンター	H26. 7. 2	開示	H26. 7. 7	写し	
23	H26. 6. 26	請求者に係る次の文書 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成26年6月5日付け)	市民安全部 市民室	H26. 7. 1	部分開示 16-2-4	H26. 7. 2	写し	
24	H26. 6. 30	異議申立書(平成26年6月30日財資第〇〇号)	財務部 税務室 資産税課	H26. 7. 11	開示	H26. 7. 11	写し	
25	H26. 7. 2	ケース記録票(H20. 8. 26~平成21. 6. 30)	福祉部 生活福祉室	H26. 7. 14	開示	H26. 7. 15	写し	
26	H26. 7. 11	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成26年7月3日付け)	市民安全部 市民室	H26. 7. 16	部分開示 16-2-4	H26. 7. 16	写し	
27	H26. 7. 29	枚方市〇〇町〇〇、〇〇に係る次の書類 土地・家屋名寄台帳(昭和60年度~昭和63年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 8. 6	開示	H26. 8. 11	写し	
28	H26. 7. 29	平成19年度物件一覧表(固定資産課税台帳抄) 〇〇	財務部 税務室 資産税課	H26. 8. 5	開示	H26. 8. 5	閲覧	
29	H26. 7. 29	平成20~21年度物件一覧表(固定資産課税台帳抄) 〇〇	財務部 税務室 資産税課	H26. 8. 5	開示	H26. 8. 5	閲覧	
30	H26. 8. 8	7月28日の面談の際、職員がその場で入力したもの	市民病院事務局 総務課		取下げ			

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
31	H26. 8. 13	本人に関する指導要録 ＜対象文書＞ 本人に関する中学校生徒指導要録(様式1)及び中学校生徒指導要録(様式2)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	開示	H26. 11. 11	写し	
32	H26. 8. 13	本人に関する学校事故報告書(本人に対するいじめ又は不登校に関するもの)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	不存在 ※2			
33	H26. 8. 13	本人に関する職員会議録(本人のいじめ又は不登校が議題となった回のもの)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	不存在 ※3			
34	H26. 8. 13	本人に関する個人指導票、本人に関する進路指導書	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	不存在 ※4			
35	H26. 8. 13	本人に関するいじめに関するアンケート(本人に対するいじめに関するして行われたものと平成21年度から平成23年度の間)に全校を対象として実施されたもの)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	不存在 ※5			
36	H26. 8. 13	本人に関する聴取書、調査書(本人に対するいじめに関するもの)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H26. 8. 27	不存在 ※6			
37	H26. 8. 14	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成26年8月6日付け) 戸籍謄本等職務上請求書(平成26年8月6日付け)	市民安全部 市民室	H26. 8. 20	開示	H26. 8. 27	写し	
38	H26. 8. 15	請求者に係る次の文書 住民票の写し交付申請について(依頼)(平成26年8月6日付け)	市民安全部 市民室	H26. 8. 25	部分開示 16-2-4	H26. 8. 26	写し	
39	H26. 9. 22	共同住宅等の建築に伴う協議書(平成26年2月24日付け都調第〇〇-〇〇号)に添付の請求者に係る説明報告(個別説明用)(請求者分)	都市整備部 開発指導室 開発調整課	H26. 9. 26	開示	H26. 9. 26	写し	
40	H26. 9. 30	〇〇留守家庭児童会室日誌(平成24年12月～平成26年2月20日分) ※新たに開示する部分に限る	子ども青少年部 放課後児童課	H26. 10. 10	部分開示 16-2-4	H26. 10. 15	写し	
41	H26. 10. 3	枚方市〇〇町〇〇に係る次の書類 土地・家屋名寄台帳(昭和57年度～昭和58年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 10. 10	開示	H26. 10. 10	写し	
42	H26. 10. 7	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成26年9月29日付け)	市民安全部 市民室	H26. 10. 14	開示	郵送	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
43	H26. 10. 14	本人に係る次の文書 ①土地・家屋名寄台帳(昭和45・48・51・54・57・60・63・平成3・6・9年度) ②H12賦課表 ③物件一覧表(固定資産課税台帳抄)(平成15・18・21年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 10. 21	開示	H26. 11. 4	写し	
44	H26. 10. 14	本人に係る次の文書 ①土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60年度) ②土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60年度) ③土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60、63年度、平成3年度) ④土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60、63年度、平成3年度) ⑤土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60、63年度、平成3年度) ⑥土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60、63年度、平成3年度) ⑦土地評価調書〇〇町〇〇(昭和60、63年度、平成3年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 10. 28	開示	H26. 10. 30	写し	
45	H26. 10. 14	本人に係る次の文書 ①土地評価調書〇〇町〇〇(昭和63年度、平成3、6、9、12、15、18年度) ②土地評価調書〇〇町〇〇(昭和63年度、平成3、6、9、12、15、18年度) ③土地評価調書〇〇町〇〇(平成6、9、12、15、18年度) ④土地評価調書〇〇町〇〇(平成6、9、12、15、18年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 10. 28	開示	H26. 10. 30	写し	
46	H26. 10. 14	本人に係る次の文書 ①土地評価調書〇〇町〇〇(昭和62、63年度、平成3、6、9、12、15、18年度) ②土地評価調書〇〇町〇〇(平成6、9、12、15、18年度) ③土地評価調書〇〇町〇〇(平成6、9、12、15、18年度) ④土地評価調書〇〇町〇〇(平成6、9、12、15、18年度)	財務部 税務室 資産税課	H26. 10. 28	開示	H26. 10. 30	写し	
47	H26. 11. 4	本人に係る次の書類 平成6年度土地・家屋名寄台帳 〇〇	財務部 税務室 資産税課	H26. 11. 14	開示	H26. 11. 18	写し	
48	H26. 11. 13	本人に係る次の書類 ①昭和47年度～平成11年度土地・家屋名寄台帳 ②平成12年度～14年度家屋課税評価明細表及び賦課表 ③平成15年度～21年度物件一覧表(固定資産課税台帳抄)	財務部 税務室 資産税課	H26. 11. 27	開示	H26. 12. 1	写し	
49	H26. 11. 21	本人に係る次の書類 ①昭和58年度土地・家屋名寄台帳 〇〇 ②昭和61年度土地・家屋名寄台帳 〇〇 ③平成13年度〇〇町〇〇・〇〇〇〇	財務部 税務室 資産税課	H26. 12. 5	開示	H26. 12. 17	写し	
50	H26. 12. 1	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成26年11月4日付け)	市民安全部 市民室	H26. 12. 4	開示	H26. 12. 10	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
51	H26.12.4	請求者に係る次の文書 ①住民票の写し等職務上請求書(平成26年12月1日付け) ②住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年12月4日付け)	市民安全部 市民室	H26.12.9	開示	H26.12.11	写し	
52	H26.12.5	請求者に係る次の文書 住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年11月14日付け)	市民安全部 市民室	H26.12.10	部分開示 16-2-4	H26.12.11	写し	
53	H26.12.10	H26年11月20日 医療相談受付票の相談記録	健康部 保健所 保健企画課	H26.12.17	開示	H26.12.25	写し	
54	H26.12.11	請求者に係る次の文書 ①住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年1月6日付け) ②戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(平成26年10月31日付け)	市民安全部 市民室	H26.12.18	部分開示 16-2-4	H26.12.18	閲覧	
55	H26.12.11	①固定資産評価審査申出書(平成24年7月2日付け枚固審第〇〇号) ②〇〇申出決定骨子	固定資産評価審査 委員会事務局	H26.12.22	開示	H26.12.25	写し	
56	H26.12.12	請求者に係る次の文書 住民票の写し請求書(平成26年12月1日付け)	市民安全部 市民室	H26.12.18	部分開示 16-2-4	H26.12.19	写し	
57	H26.12.16	〇〇枚方市〇〇町〇〇に係る次の書類 ①課税台帳データ一覧【賦課表・家屋課税評価明細表】(平成12年度～平成14年度) ②物件一覧表(固定資産課税台帳抄)(平成15年度～平成21年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.1.5	開示	H27.1.5	写し	
58	H26.12.16	〇〇枚方市〇〇町〇〇に係る次の書類 課税台帳データ一覧【賦課表・課税土地一筆表】(平成12年度)	財務部 税務室 資産税課	H27.1.5	開示	H27.1.5	写し	
59	H26.12.19	DV相談記録 ※本人と枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の 電話・面接相談記録に限る	政策企画部 人権政策室	H26.12.26	開示	郵送	写し	
60	H26.12.22	〇〇会議録(2回分)	総務部 人材育成室 職員課	H27.1.13	部分開示 16-2-4	H27.1.14	写し	決定期間 延長通知 H27.1.5

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
61	H27. 1. 8	①情報公開請求のあった「固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品の一部(〇〇町〇〇及び〇〇に限る)」のうち、その一部の公開について(平成26年12月4日決裁)(回議書、情報公開請求書及び決定期間の延長に係る起案文書の写しに限る。) ②情報公開請求のあった「固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品の一部(〇〇町〇〇及び〇〇に限る)」のうち、その一部の部分公開について(平成26年12月4日決裁)(回議書、標準宅地現況写真、情報公開請求書及び決定期間の延長に係る起案文書の写しに限る。) ③情報公開請求のあった「固定資産評価支援業務委託(平成21年度～平成23年度)に係る成果品の一部(〇〇町〇〇及び〇〇に限る)」のうち、その一部の公文書不存在について(平成26年12月4日決裁)(公文書不存在通知書案を除く。)	財務部 税務室 資産税課	H27. 1. 22	部分開示 16-2-1 16-2-4	H27. 1. 29	写し	
62	H27. 1. 21	請求者等に係る次の文書 住民票等の請求申請書(平成27年1月13日收受)	市民安全部 市民室	H27. 1. 28	部分開示 16-2-4	H27. 1. 29	閲覧	
63	H27. 1. 30	請求者に係る次の文書 住民票請求依頼書(平成27年1月27日收受)	市民安全部 市民室	H27. 2. 4	部分開示 16-2-4	H27. 2. 4	閲覧, 写し	
64	H27. 2. 2	本人に係る次の文書 土地・家屋名寄台帳(昭和49～52年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 2. 16	開示	H27. 2. 17	写し	
65	H27. 2. 2	請求者に係る次の文書 住民票の写し等職務上請求書(平成27年1月28日交付分)	市民安全部 市民室	H27. 2. 6	開示	H27. 2. 9	写し	
66	H27. 2. 3	請求者に係る次の文書 ①住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成26年6月20日付け) ②住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成27年1月6日付け)	市民安全部 市民室	H27. 2. 6	部分開示 16-2-4	H27. 2. 9	閲覧, 写し	
67	H27. 2. 6	本人に対する給与等について市で検討した経過を記載した文書(決裁3件)	総務部 人材育成室 職員課	H27. 2. 20	開示	H27. 2. 20	写し	
68	H27. 2. 6	本人に対する給与等について市で検討した経過を記載した文書(その他のもの)	総務部 人材育成室 職員課	H27. 2. 20	不存在 ※7			
69	H27. 2. 20	H25年1月～12月までの①介護給付費通知書②高額介護サービス費支給決定通知(平成25年1月～平成25年5月分及び平成25年7月～平成25年11月分)	福祉部 高齢社会室	H27. 2. 26	開示	H27. 2. 27	写し	

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考	
70	H27. 2. 20	高額介護サービス費支給決定通知(平成25年6月分及び平成25年12月分)	福祉部 高齢社会室	H27. 2. 26	不存在 ※8				
71	H27. 2. 27	1 下記の固定資産課税台帳、条例に定める地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿、その他固定資産に関して必要な資料 2 目的物件 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 <対象文書> ①平成26年度家屋課税台帳 ②「木造家屋調査表A-2」3件分(家屋見取図兼当初評価額算出資料) ③「木造家屋調査表A-1」1件分(家屋見取図兼当初評価額算出資料) ④「非木造家屋調査表B-1」1件分(家屋見取図兼当初評価額算出資料)	財務部 税務室 資産税課	H27. 3. 13	開示	H27. 3. 16	写し		
72	H27. 2. 27	1 下記の固定資産課税台帳、条例に定める地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿、その他固定資産に関して必要な資料 2 目的物件 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇	財務部 税務室 資産税課		取下げ				決定期間 延長通知 H27. 3. 13
73	H27. 3. 3	本人に係る次の文書 土地・家屋名寄台帳(昭和47・48年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 3. 16	開示	H27. 3. 25	写し		
74	H27. 3. 9	本人に係る次の文書 ①土地・家屋名寄台帳(平成4年～11年度) ②枚方市〇〇町〇〇土地一筆表(平成12～14年度) ③物件一覧表(固定資産税課税台帳)(平成15～20年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 3. 23	開示	H27. 3. 24	写し		
75	H27. 3. 12	請求者に係る次の文書 ①住民票の写し等職務上請求書(平成27年2月25日收受) ②住民票等の写し申請書(平成27年2月27日收受)	市民安全部 市民室	H27. 3. 18	部分開示 16-2-4	H27. 3. 18	写し		

番号	請求日	請求内容又は請求公文書名	主管課	決定日	決定内容等	開示日等	開示方法	備考
76	H27. 3. 18	1 下記の固定資産課税台帳、条例に定める地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿、その他固定資産に関して必要な資料 2 目的物件 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 枚方市〇〇町〇〇丁目〇〇番地 〇〇 家屋番号〇〇〇 ＜対象文書＞ ①「非木造家屋調査表B-1」1件(家屋見取図兼当初評価額算出資料) ②「木造家屋調査表A-1」2件(家屋見取図兼当初評価額算出資料) ③「家屋調査箋」1件(当初評価額算出資料) ④「家屋平面図」1件 ⑤「木造家屋調査表A-2」1件(家屋見取図兼当初評価額算出資料)	財務部 税務室 資産税課	H27. 3. 19	開示	H27. 3. 27	写し	
77	H27. 3. 25	本人に係る次の文書 土地・家屋名寄台帳(昭和47～48年度)	財務部 税務室 資産税課	H27. 4. 6	開示	H27. 4. 8	写し	
78	H27. 3. 26	平成〇〇年〇〇月〇〇日発生分 生徒の事故について ＜対象文書＞ 生徒の事故について(報告)(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け事務連絡)	教育委員会 学校教育部 児童生徒支援室	H27. 4. 7	部分開示 16-2-4	H27. 4. 7	写し	
79	H27. 3. 30	請求者に係る次の文書 ①住民票等の写しの交付請求書(平成27年1月14日收受) ②住民票・戸籍・印鑑証明書交付申請書(平成27年1月16日付け) ③戸籍謄本等職務上請求書(平成27年3月27日收受)	市民安全部 市民室	H27. 4. 13	部分開示 16-2-4	郵送	写し	

不在の理由

- ※1 平成23年3月～平成23年5月及び平成25年8月に本人の介護保険給付実績がないため。
- ※2 平成21年度及び平成22年度は、学校から教育委員会に書面による報告があったかどうかは不明であり、かつ学校・教育委員会双方とも現に該当する文書を保有しておらず、また、平成23年度については、当該中学校からの当該生徒に対するいじめ又は不登校に関する事故報告はなかったため。
- ※3 職員会議録の保存年限は3年であり、平成21年度の職員会議録は平成25年4月に、平成22年度分は平成26年4月にそれぞれ廃棄処分しており、また、平成23年度の職員会議録には、当該生徒のいじめ又は不登校が議題となったものがないため。
- ※4 個人指導票(個人指導カルテ)は、平成25年度までは当該中学校では作成しておらず、進路指導書(進路指導票)は当該年度保存であるため、平成24年4月に廃棄処分しており、現存している書類がないため。
- ※5 平成21年度に実施した本人に対するいじめに関するアンケート及び全校を対象としてのものであるため、平成22年度及び平成23年度は当該生徒に対するいじめに関するアンケート及び全校を対象としてのものであるため、平成22年度及び平成23年度は当該生徒に対するいじめに関する書類を作成していないため。
- ※6 聴取書、調査書は当該年度保存であり、平成21年度分は平成22年4月に廃棄処分している。また平成22年度、平成23年度は「本人に関する聴取書、調査書(本人に対するいじめに関するもの)」を作成していないため。
- ※7 該当する文書を作成していないため。
- ※8 平成25年6月分及び平成25年12月分について、本人への高額介護サービス費支給実績がないため。

4. 審議会への諮問及び答申の内容等

諮問第449号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	子ども・子育て支援新制度に係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成26年5月27日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）に基づいて、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の施行が予定されています。この制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保等を図るために、保育所・幼稚園・認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が実施されます。</p> <p>このような給付の実施にあたっては、支給認定の申請受付、保育の必要性の認定、支給認定証や各種通知の作成、利用料の徴収や滞納の管理など多岐にわたる事務処理を行う必要があるため、それらに係る情報の電算処理することにより、事務の効率化を図るものです。</p>		
2	<p>電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 世帯を識別する番号、個人を識別する番号、住所、氏名、生年月日、性別、続柄、電話番号、異動情報、申請日、申請者氏名、申請理由、保育希望の有無、利用希望期間、希望曜日、希望時間、希望する施設名、希望する順位、希望する理由、所得情報提供同意の有無、勤務先種別、勤務先名称、勤務先住所、業務内容、勤務形態、就労曜日、就労週日数、就労時間、就労状況、通勤経路、就労希望内容、生活保護の適用有無、保護開始日、保護終了日、ひとり親家庭区分、障がい種別、障がい等級、障がい名、育児休業該当、育児休業期間、出産予定日、在学該当、障害の状況等、健康状態、アレルギー等重要留意事項、虐待やDVの被介護者氏名、要介護度、罹災該当、障害の状況等、健康状態、アレルギー等重要留意事項、通院曜日、通院週日数、該当、兄弟入所に係る情報、児童手当等、入所要件の内容、優先利用区分等、入所点数、その他特記事項、決定日、認定者番号、対象年度、支給認定区分、サービス区分、支給認定期間、保育の必要性、事由・根拠、保育必要量、優先利用事由・根拠、保護者負担額、利用曜日、利用時間、支給認定しない理由、備考、施設名、契約日、事業者番号、市民税均等割、市民税所得割、市民税額、所得金額、控除内容、階層、減免理由、有効期間、減免金額、対象年度、保護者の通知先、階層、賦課区分、賦課年月、納期限、利用料、未納状況、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義、口座振替日、施設管理者氏名、施設管理者就任日、施設管理者免許資格、施設管理者生年月日、施設管理者住所、施設管理者電話番号、登録職員ID、職員登録日時、問合せ受付日、問合せ受付職員、問合せ相談内容、問合せ回答内容</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問450号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	子ども・子育て支援新制度の実施に伴う電子計算組織の通信回線による結合について	実施機関	市長
審議日	平成26年5月27日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>国は、平成27年4月からスタートが予定されている子ども・子育て支援制度（以下「新制度」といいます。）において、支給認定状況や給付費支給状況を把握するとともに、市町村に対する交付金の交付事務を効率的に行うため、市町村、都道府県、国が必要な情報を共有できるシステム（以下「全国統合システム」といいます。）の構築を進めています。</p> <p>市町村は、新制度に係る事業の実施にあたっては、全国統合システムと必要なデータを送受信することとされており、全国統合システムとデータを送受信するためには、本市の電子計算組織と市以外の電子計算組織を通信回線により結合する必要があります。</p> <p>本諮問は、このことに対応するものです。</p>		
2	<p>電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目 施設管理者氏名、施設管理者就任日、施設管理者免許資格</p>		
3	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第451号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務における個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年5月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務において個人情報等を電算処理することについては、平成26年2月18日付け総コ推第140号により貴審議会に諮問し、異論のない旨の答申を得ていますが、近日中の稼働開始を予定している専用システムにおいては、同答申に係る個人情報に加え、支給要件の判定に必要な課税情報や、児童手当の受給情報を新たに電算処理することとなるため、本諮問によりこのことに対応するものです。		
2 電算処理する個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】			
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第452号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務における電子計算組織の通信回線による結合について		
審議日	平成26年5月27日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事務において個人情報等を電算処理することについては、平成26年2月18日付け総コ推第140号により貴審議会に諮問し、異論のない旨の答申を得ていますが、近日中の稼働開始を予定している専用システムにおいては、パフォーマンスの向上と管理コストの軽減を図るため、事業者が行外に設置するサーバにデータを記録させ、管理・運用することとします。本諮問は、上記により、事業者が管理するサーバと、市の電子計算組織を結合させることに対応するものです。		
2 通信回線と結合して処理する個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】			
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第453号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業に係る関係権利者の個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年8月28日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>連続立体交差課では、京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業の推進を図るため、事業用地の測量、取得等の事務を行っています。</p> <p>事業用地の測量や取得を進めるに当たっては、その関係権利者（所有者や借家人等）一人一人と交渉を行うとともに、その経過や内容を正確に把握することが不可欠です。</p> <p>しかし、本事業における関係権利者の数は約1,100人になるため、交渉の経過や内容の管理を紙で行うと、事務が煩雑となります。</p> <p>そこで、それらの情報を電算化することにより、事務の円滑な処理を図るものです。</p>		
2 電算処理する個人情報の項目	<p>関係権利者に係る次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（ふりがな） ・電話番号 ・住所 ・生年月日 ・相続人氏名 ・物件の所在 ・やりとりの内容 ・権利者種別 		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第454号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報記録の記録）の規定による諮問

諮問事項	校務支援システムによる個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年8月28日	実施機関	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、枚方市立の小中学校では、通知表、指導要録、出席簿等の作成や、成績情報、保健情報の管理を、手書き書類や個別端末により処理していて、業務効率や情報セキュリティの向上が課題となっています。</p> <p>そこで、学校における児童・生徒の校務情報を電子化して一元管理し、それらの情報を各種校務の処理に活用することで、教職員の事務を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保するとともに、個人情報を含むデータをサーバにより一元管理することで情報の持ち出しを防ぎ、学校内の情報セキュリティの向上を図るものです。</p>		
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	<p>学年・組・番号、氏名、性別、生年月日、住所、電話・FAX番号、緊急連絡先、入学年月日、編入年月日、転入年月日、出身校、進学先、学級の係、委員会の係、進学先、部活動、兄弟姉妹関係、評定、所見、総合的な学習の観点、総合的な学習の所見、生活の記録、特別活動の記録、出欠の記録、評定のもとになる資料、健康診断の記録、アレルギーマーク</p>		
3 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第456号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度に係る個人情報収集の本人以外からの収集について		
審議日	平成26年8月28日	実施機	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市内における児童・生徒の健全育成のため、学校と警察は、非行等問題行動の防止及び安全確保について、それぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密に連携する必要があります。</p> <p>今般、枚方市小中学校生徒指導連絡会等において、学校と警察が相互に情報提供を行うことができるようにするため、本市教育委員会と大阪府警察本部で協定を締結することとしました。</p> <p>同協定に基づき、学校からは、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされるような重大な事案で、早急に安全確保が必要と判断されるものや、学校の対応のみでは解決が困難と判断される事案に関する情報を、警察からは、逮捕事案、感犯その他の非行事案及び児童・生徒の被害に係る事案に関する情報を、相互に提供する予定です。この情報提供において、本人以外のもから個人情報収集する必要があるもので、本諮問によりこのことに対応するものです。</p>		
2	<p>本人以外から収集する個人情報の項目 氏名、生年月日、性別、住所、保護者名、在籍学校名、逮捕の事実、感犯その他非行に係る補導の事実、被害に関する事実</p>		

諮問第455号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	児童生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成26年8月28日	実施機	教育委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市内における児童・生徒の健全育成のため、学校と警察は、非行等問題行動の防止及び安全確保について、それぞれの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密に連携する必要があります。</p> <p>今般、枚方市小中学校生徒指導連絡会等において、学校と警察が相互に情報提供を行うことができるようにするため、本市教育委員会と大阪府警察本部で協定を締結することとしました。</p> <p>同協定に基づき、学校からは、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされるような重大な事案で、早急に安全確保が必要と判断されるものや、学校の対応のみでは解決が困難と判断される事案に関する情報を、警察からは、逮捕事案、感犯その他の非行事案及び児童・生徒の被害に係る事案に関する情報を、相互に提供する予定です。</p> <p>この情報提供において、社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の収集等をする必要があるもので、本諮問によりこのことに対応するものです。</p>		
2	<p>社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 逮捕の事実、感犯その他非行に係る補導の事実、被害に関する事実</p>		

諮問第457号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	実施機関	市長
人口動態調査オンライン報告システムにおける電子計算組織の通信回線による結合について	平成26年8月28日	
審議日	平成26年8月28日	市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的 保健所は、統計法、人口動態調査令及び人口動態調査令施行細則の規定に基づき、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について市長が作成した調査票の内容を審査・修正し、大阪府を通じて国へ報告することにより、人口動態調査の一翼を担っています。 平成25年度までは、本市域における上述の業務は大阪府が行っていましたが、平成26年4月1日の中核市移行後は、本市が行っています。 同業務において用いている人口動態調査オンライン報告システムは、国、都道府県等の端末と結合した広域ネットワークを構成しています。 本諮問は、人口動態調査オンライン報告システムの導入により、市以外の電子計算組織とLGWAN回線による結合が必要となることに対応するものです。		
2 電子計算組織の結合により伝送する個人情報の項目別表のとおり。【別表省略】		
3 個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問第458号

条例第7条第2項（収集等の一般的制限）ただし書の規定による諮問

諮問事項	実施機関	市長
街頭における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の収集等の一般的制限の特例について	平成26年8月28日	
審議日	平成26年8月28日	市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的 街頭における無線通信式防犯カメラの設置に伴い、やむを得ず社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報の収集等を行うことがありますが、		
2 設置区域 犯罪情報に則して、必要な区域。		
3 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目 特定の個人が識別され得る画像のうち、犯罪行為等を行っている画像等のこれに当たるもの		
4 その他 別紙「枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」のとおり。【別紙省略】		

諮問第459号

条例第8条第2項第5号（収集方法の制限）の規定による諮問

諮問事項	街項における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の本人以外のものからの収集について	実施機関	市長
審議日	平成26年8月28日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	街項における無線通信式防犯カメラの設置に伴い、本人からの直接収集の例外として、個人情報の収集を行うことがあるものです。		
2 設置区域	諮問第458号の「設置区域」に同じ。		
3 本人以外のものから収集する個人情報の項目 特定の個人が識別される画像			
4 プライバシーへの配慮 別紙「枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」とおり。【別紙省略】			

諮問第460号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	街項における無線通信式防犯カメラの設置に係る個人情報の電算処理について	実施機関	市長
審議日	平成26年8月28日		
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	街項における無線通信式防犯カメラの設置に伴い、撮影した画像をデジタルデータとして記録することがあるものです。		
2 設置区域	諮問第458号の「設置区域」に同じ。		
3 記録する個人情報の項目 諮問第459号の「本人以外のものから収集する個人情報の項目」に同じ。 ※ 諮問第458号の「社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目」は、枚方市個人情報保護条例第14条第2項に該当。			
4 個人情報の保護体制 別紙「枚方市無線通信式防犯カメラの設置、管理及び運用に関する要領」とおり。【別紙省略】			

諮問第461号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	街頭における無線通信式犯罪カメラの設置に係る個人情報の外部提供について	
審議日	平成26年8月28日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>街頭における無線通信式犯罪カメラで撮影された犯罪等の映像は、捜査機関等からの求めに応じ、専用パソコンを使って取り出した上で、当該捜査機関等に対し、外部提供をすることがあるものです。</p>	
2	<p>電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目 諮問第459号の「本人以外のものから収集する個人情報の項目」に同じ。</p>	
3	<p>外部提供先 映像を提供するよう求めてきた捜査機関等（警察、検察、裁判所等）。</p>	

諮問第462号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	住居表示用地理情報システムの導入に伴う個人情報の電算処理について	
審議日	平成26年11月26日	実施機関 市長
答申	諮問のとおりで異論はない	
1 目的	<p>市民室では、住居表示台帳図という紙の地図で、約400の町名と約12万の住居表示を管理しています。しかし、同図の地形情報が古くなってきていることと、現状では同情報の更新を円滑に行うことが難しいことから、今後、同情報の更新を行うとともに、住居表示用地理情報システムを導入し、それに伴う個人情報の電算処理を行うものです。また、住居表示の新規付番や変更、廃止の届、以前の住居表示からの変更証明など、住居表示に関する事務もあわせて電算化し、事務の効率的な処理を図るものです。</p> <p>なお、今後、この住居表示台帳図の利活用を庁内で図るため、庁内の他システムへの情報提供を行う予定をしています。</p>	
2	<p>本システムで行う業務 ① 住居表示台帳図の作図業務 ② 住居表示新築・変更・廃止届管理業務 ③ 住居表示変更証明交付業務 ④ 住居表示板管理業務 ⑤ 庁内の他システムへの情報提供</p>	
3	<p>電算処理する個人情報の項目 住居表示、建物・工作物の外形、地図上の位置、共同住宅の部屋割図、世帯番号、日付、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、名称、所在地、構造、用途、平面図・周辺図、地籍測量図・公図、完成又は入居日、日付、住所、氏名（ふりがな）、使用目的、世帯主名、氏名（ふりがな）、旧住所、新住所、電柱管理番号、住居表示、地図上の位置、取り付け状況、在庫量</p>	
4	<p>個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>	
5	<p>本格稼働時期 平成28年4月1日から</p>	

諮問第463号

条例第10条第1項第5号（外部提供の制限）の規定による諮問

諮問事項	本市ホームページにおける社会福祉法人の現況報告書の公表に伴う個人情報の外部提供について
審議日	平成26年11月26日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	福祉指導監査課では、枚方市内に本部及び事業所を有する社会福祉法人の監理及び指導監査業務を行っています。 このたび、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」の一部改正に伴い、社会福祉法人の現況報告書についてはインターネットにより公表することとなりました。ホームページを開設していないなどの理由からインターネットによる公表が困難な場合には、所轄庁のホームページにおいて当該法人の現況報告書を公表することとされました。 本諮問は、インターネットによる公表が困難な社会福祉法人の現況報告書を公表することに伴い、個人情報を超えて市以外のものへ提供（ホームページによる公表）する必要があることに対応するものです。
2 外部提供する個人情報の項目	代表者の年齢・職業、理事の役職・氏名・任期・資格・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者・理事会への出席回数、評議員の氏名・任期・資格・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者・理事との兼務・職員との兼務・評議員会への出席回数、施設名、施設長の氏名・就任年月日、監査者、役員名簿、評議員名簿
3 外部提供先	本市ホームページを閲覧する者

諮問第464号

条例第14条第1項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	本市ホームページにおける社会福祉法人の現況報告書の公表に伴う個人情報の電算処理について
審議日	平成26年11月26日
実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない
1 目的	福祉指導監査課では、枚方市内に本部及び事業所を有する社会福祉法人の監理及び指導監査業務を行っています。 このたび、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」の一部改正に伴い、社会福祉法人の現況報告書についてはインターネットにより公表することとなりました。ホームページを開設していないなどの理由からインターネットによる公表が困難な場合には、所轄庁のホームページにおいて当該法人の現況報告書を公表することとされました。 本諮問は、インターネットによる公表が困難な社会福祉法人の現況報告書を公表することに伴い、個人情報の電算処理を行うこととすることに対応するものです。
2 電子計算組織を利用して処理する個人情報の項目	代表者の年齢・職業、理事の役職・氏名・任期・親族等特殊関係者の有無・資格・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者・理事報酬・理事会への出席回数、監事の氏名・職業・任期・資格・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者・監事報酬・理事会への出席回数、評議員の氏名・職業・任期・親族等特殊関係者の有無・理事の親族・資格・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者・理事との兼務・職員との兼務・評議員会への出席回数、施設名、施設長の氏名・就任年月日・法令等に定める資格の有無、監査者、借入額、借入先、役員名簿、評議員名簿
3 個人情報の保護体制	情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。

諮問第466号

条例第8条第2項第5号 (収集方法の制限) の規定による諮問

諮問事項	屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報収集について		
審議日	平成26年11月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市では平成25年1月1日に大阪府から事務委譲を受け、現在、屋外広告物に係る許可事務を行っています。しかし、市内における屋外広告物の届出状況を十分把握している状況ではない事から、その状況を把握すると共に、本市独自の屋外広告物の規制や基準について、今後検討を行うため、今般、移動計測車両による測量システム (MMS : モービル・マッピング・システム) による調査業務を委託により実施することとしました。</p> <p>本諮問は同業務における画像取得に伴い、本人からの直接収集の例外として、通行人や走行中の車両番号等の個人情報の収集を行う事があることに対応するものです。</p>		
2 調査区域	<p>諮問第465号の「調査区域」に同じ。</p>		
3 本人以外のもので収集する個人情報の項目	<p>特定の個人が識別され得る画像</p>		

諮問第465号

条例第7条第2項 (収集等の一般的制限) ただし書の規定による諮問

諮問事項	屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報の収集等の一般的制限の特例について		
審議日	平成26年11月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市では平成25年1月1日に大阪府から事務委譲を受け、現在、屋外広告物に係る許可事務を行っています。しかし、市内における屋外広告物の届出状況を十分把握している状況ではない事から、その状況を把握すると共に、本市独自の屋外広告物の規制や基準について、今後検討を行うため、今般、移動計測車両による測量システム (MMS : モービル・マッピング・システム) による調査業務を委託により実施することとしました。</p> <p>本諮問は同業務における画像取得に伴い、やむを得ず社会的差別の原因となるおそれがある事項に関する個人情報の収集等をすることを対応するものです。</p>		
2 調査区域	<p>屋外広告物の届出が多いと見込まれる主要幹線道路やその他、必要な道路。 詳細は、別添の位置図並びに調査委託路線一覧表のとおり。【別添省略】</p>		
3 社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目	<p>特定の個人が識別され得る画像のうち、犯罪を行っている等の画像。</p>		

諮問第467号

条例第14条第1項・第2項（電子計算組織による個人情報の記録）の規定による諮問

諮問事項	屋外広告物実態調査業務における画像取得に伴う個人情報の電算処理について		
審議日	平成26年11月26日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>枚方市では平成25年1月1日に大阪府から事務委譲を受け、現在、屋外広告物に係る許可事務を行っています。しかし、市内における屋外広告物の届出状況を十分把握している状況ではないことから、その状況を把握すると共に、本市独自の屋外広告物の規制や基準について、今後検討を行うため、今後、移動計測車両による測量システム（MMS：モービル・マッピング・システム）による調査業務を委託により実施することとしました。</p> <p>本諮問は同業務における画像取得に伴い、撮影した画像をデジタルデータとして記録する事があることに対応するものです。</p>		
2 調査区域	諮問第465号の「調査区域」に同じ。		
3 記録する個人情報の項目	<p>諮問第466号の「本人以外のものから収集する個人情報の項目」に同じ。</p> <p>※ 諮問第465号の「社会的差別の原因となるおそれのある事項に関する個人情報の項目」は、枚方市個人情報保護条例第14条第2項に該当。</p>		
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問第468号

条例第15条ただし書（電子計算組織の結合の禁止）の規定による諮問

諮問事項	コンビニエンスストアにおける料金収納業務に係る個人情報の伝送項目の追加について		
審議日	平成27年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>現在、市では事業者が委託して水道料金や市税に加え、国民健康保険料等5料金のコンビニ収納を開始しており、当該5料金のコンビニ収納における個人情報の取扱いについては、平成24年8月10日付け諮問第377号及び第378号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。この度、更なる市民の利便性の向上のため、新たに、市立幼稚園保育料（平成27年4月から）と後期高齢者医療保険料（平成27年7月から）のコンビニ収納を開始することとしました。</p> <p>本諮問は、2料金のコンビニ収納開始に伴い、収納業務受託者の電子計算組織と本市の電子計算組織を通信回線により結合して伝送する個人情報の項目を、追加することに対応するものです。</p>		
2 新たにコンビニ収納を開始する料金	後期高齢者医療保険料、市立幼稚園保育料		
3 追加して伝送する個人情報の項目	<p>① 後期高齢者医療保険料 相当地年度、賦課年度、業務コード、通知書（納付書）種別、期別、通知書（納付書）番号、延滞金、再発行区分、支払期限、支払金額、賦課管理番号</p> <p>② 市立幼稚園保育料 調定年度、業務コード、納付書種別、期別、納付書番号、消しこみ連番、支払期限、支払金額</p>		
4 個人情報の保護体制	<p>情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。</p>		

諮問事項	児童扶養手当支給事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成27年2月19日	実施機関	市長
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>これまで、児童扶養手当と公的年金等（※）の両方を同時に受給することはできませんでしたが、この度、児童扶養手当法が改正され、平成26年12月分から、受給可能な公的年金等の額が、受給可能な児童扶養手当の額よりも低い場合に、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになりました。</p> <p>このことにより、児童扶養手当の額を算出するために必要な情報として、新たに、受給可能な公的年金等の額が加わりました。</p> <p>児童扶養手当支給事務に係る個人情報を電算処理することについては、平成14年2月25日付け諮問第79号により貴審議会に諮問し、諮問のとおりで異論のない旨、既に答申を得ています。</p> <p>本諮問は、児童扶養手当支給事務に係る個人情報の電算処理項目に、新たに、受給可能な公的年金等の額を追加することに対応するものです。</p> <p>※ 公的年金等：遺族年金、障害年金（配偶者が受給する子の加算を含む）、老齢年金、労災年金、遺族補償など</p>		
2	追加して電算処理する個人情報の項目 児童扶養手当の受給資格者、その者が監護する児童及び当該児童の父母が受給可能な公的年金等の額		
3	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	農地台帳管理事務に係る個人情報の電算処理項目の追加について		
審議日	平成27年2月19日	実施機関	農業委員会
答申	諮問のとおりで異論はない		
1 目的	<p>平成25年12月に農地法が改正され、農業委員会は、農地利用の効率化及び高度化の促進を図るための基礎資料として、農地台帳（以下「新台帳」といいます。）を作成し、これを磁気ディスクをもって調製するとともに、公表することとされました。</p> <p>本委員会では、従来、国からの通知に基づき、農家（農地）台帳（以下「旧台帳」といいます。）を作成していましたが、法改正を受けて、旧台帳をベースに、改めて新台帳を作成することとしました。</p> <p>旧台帳管理事務において個人情報電算処理することについては、平成14年2月25日付け諮問第87号により貴審議会に諮問し、異論のない旨、既に答申を得ていますが、農地法が定める新台帳の記録事項は、旧台帳の記録事項よりも多くの項目を含んでいます。</p> <p>本諮問は、新台帳を作成するに当たり、従来、旧台帳管理事務において電算処理していた個人情報の項目に、新たな項目を追加することに対応するものです。</p>		
2	関係法令 農地法52条の2、農地法施行規則101条		
3	追加して電算処理する個人情報の項目 地域区分、所有者の住所・電話番号、共有農地、耕作者の氏名・住所・電話番号、所有者の農地に関する意向、農地の賃借権等の設定状況、農地中間管理権、納税猶予の適用状況、農地の利用状況調査、農地の利用意向調査、農地中間管理機構との協議等、裁定、措置命令、主要農機具の所有台数、従事日数		
4	個人情報の保護体制 情報システムに係る個人情報保護基準のとおり。		

諮問事項	住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルの評価書の第三者点検について		
審議日	平成27年2月19日	実施機関	市長
<p>答 申</p>	<p>点検の結果、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価が実施されるとともに、その内容は、同指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らして妥当であると認められる。</p>		
<p>1 目的</p> <p>本市では、平成27年7月以降、住民基本台帳事務において法第2条第9項の特定個人情報ファイルを保有することとしています。</p> <p>地方自治体の機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、法第27条第1項の規定に基づき、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を評価した結果を記載した評価書を公示し、広く市民の意見を求める（以下「意見公募」といいます。）とともに、規則第7条第4項の規定に基づき、得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聴くものとされています。</p> <p>以上の手続きに則り、本市では、住民基本台帳事務に係る特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護評価書を作成するとともに、意見公募を完了しましたので、当該評価書について、①適合性及び②妥当性の2つの観点から点検されるよう求めます。</p> <p>① 特定個人情報保護指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかどうか。</p> <p>② 特定個人情報保護評価の内容が、特定個人情報保護指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるかどうか。</p> <p>2 特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を聴く評価書 別添のとおり。【別添省略】</p> <p>3 関係規定の条文 別添のとおり。【別添省略】</p>			

情報システムに係る個人情報保護基準

◎ 情報セキュリティ対策

情報資産を脅威から保護するため、次に定める情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損傷・盗難等から保護するために施設整備等の物理的な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任を定めるとともに、全ての職員等に情報セキュリティポリシーを周知徹底するための教育を実施する等、必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、コンピュータウイルス対策ソフト導入等の技術面における対策を講ずる。

(4) 運用

外部委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずる。

◎ 物理的セキュリティ対策

(1) サーバ等の管理

① サーバ等の機器の取付けを行う場合は、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

② サーバ室から外部に通ずるドアは必要最小限にし、施錠設備等によって許可されていない立ち入りを防止しなければならない。また、施錠設備に関連する鍵、ICカード等は適正に管理しなければならない。

(2) 記録媒体の管理

記録媒体は、サーバ室又は施錠可能な保管庫に保管するなどの盗難防止対策を講じなければならない。

(3) その他の機器の管理

① 端末機は盗難防止のため、ワイヤーによる固定等の物理的措置を講じなければならない。

② 端末機は盗難や不正アクセス等に備え、ログインパスワードの入力を必要とするように設定しなければならない。

③ ネットワーク機器及びその他の機器については、不可抗力による損傷、破損、または意図的な情報の傍受等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(4) 機器の修理・廃棄等

① 記録媒体を内蔵する機器を外部の事業者修理させる場合、内容を消去した状態で行わせなければならない。内容を消去できない場合は、修理を委託する事業者との間で、守秘義務契約を締結する等、秘密保持体制の確認などを行わなければならない。

② 機器の廃棄等の場合は、機器内部の記憶装置から、すべての情報を消去の上、復元不可能な状態

にする措置を講じなければならない。

◎ 人的セキュリティ対策

(1) ICカード等の取扱い

- ① 認証に用いる IC カード等を、職員等間で共有してはならない。
- ② 退席時または業務上必要のない場合等は、IC カード等をカードリーダー等から抜いておかなければならない。

(2) ID の取扱い

- ① 自己が利用している ID は、他人に利用させてはならない。
- ② 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外に利用させてはならない。
- ③ ID には必ずパスワードを設定し、他人に使用させてはならない。
- ④ 職員等は、パスワードが流出し、他人が不正使用した場合であっても、被害を最小限に抑えるため、システムごとに異なったパスワードを設定しなければならない。
- ⑤ システムを導入する場合においては、システム利用者が 8 桁以上のパスワード設定を必要とするようシステム設計しなければならない。

◎ 技術的セキュリティ対策

(1) バックアップの実施

サーバ等に記録された情報について、必要に応じて定期的にバックアップを実施しなければならない。

(2) ネットワークの接続制御

不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施さなければならない。

(3) アクセス管理

システムの各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定の期間保存しなければならない。

(4) 無線 LAN・広域無線通信の利用制限

- ① 情報セキュリティ責任者（総務部長）が認めた場合を除き、無線 LAN を利用してはならない。
- ② 情報セキュリティ責任者（総務部長）は、災害時の場合を除き広域無線通信の利用を認めない。
- ③ 無線 LAN 及び広域無線通信の利用を認める場合、解読が困難な暗号化等の必要な措置を義務付けなければならない。

(5) アクセス制御

ネットワーク又は情報システムごとにアクセスする権限のない職員等がアクセスできないように、システム上制限しなければならない。

(6) 利用者 ID の取扱い

利用者の登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職に伴う利用者 ID の取扱い等の方法を定めなければならない。

(7) 特権を付与された ID の管理

- ① 管理者権限等の特権を付与された ID を利用する者を必要最小限にし、当該 ID のパスワードの漏

えい等が発生しないよう、当該 ID 及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

- ② 特権を付与された ID にて外部委託事業者が作業を行う場合は、職員等の立会いにより、作業内容の確認を行わなければならない。
- ③ 特権を付与された ID 及びパスワードについては、定期的な変更または入力回数制限等により、特にセキュリティ機能を強化しなければならない。

(8) パスワードに関する情報の管理

- ① 職員等のパスワードに関する情報を厳重に管理しなければならない。各情報システムにおいて、パスワード設定のセキュリティ強化機能がある場合は、これを有効に活用しなければならない。
- ② 特権によるネットワーク及び情報システムへの接続を必要最小限にしなければならない。

(9) システム開発・導入・保守等

- ① 情報システム開発、導入、保守等の調達にあたっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。
- ② システム開発の責任者及び作業者が使用する ID を管理し、開発完了後、開発用 ID を削除しなければならない。
- ③ システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- ④ システム開発及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

(10) 不正プログラム対策

- ① 所管するサーバ等及び端末機等に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させなければならない。
- ② 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルを常に最新の状態に保たなければならない。

◎ 運用

(1) 外部委託

- ① 外部委託先の選定にあたり、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されることを確認しなければならない。
- ② ASP/クラウドによるシステムを利用する場合、委託事業者がサービス内容に応じた十分な情報セキュリティ対策を確保していることを確認しなければならない。
- ③ 情報システムの運用等を外部委託する場合には、委託する業務の内容に応じて、委託事業者との間で次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
 - ・情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順の遵守
 - ・委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
 - ・通信速度及び安定性、システムの信頼性等の品質保証
 - ・従業員に対するセキュリティ教育の実施
 - ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
 - ・業務上知りえた情報の守秘義務
 - ・再委託に関する制限事項の遵守
 - ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等

- ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務
 - ・市による検査
 - ・市による監査
 - ・市による事故時等の公表
 - ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等)
- ④ ASP／クラウドによるシステムを導入する場合は、委託契約項目に合わせて次の情報セキュリティ要件を規定した契約を締結しなければならない。
- ・本店所在地及びデータセンター、データバックアップ先が日本国内であること
 - ・データセンターは十分な情報セキュリティ対策、災害対策を確保していること
- ⑤ 個人情報を取扱う作業を委託する場合は、委託事業者に対し、必ず個人情報の保護に関する覚書を取り交わさなければならない。
- ⑥ 個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合は、委託事業者と個人情報の保護に関する覚書を締結する際に、委託事業者に対し、個人情報の具体的な取り扱いについて説明を行わなければならない。

<用語の定義>

- ・ 無線 LAN
電波等を利用してデータの送受信を行う構内通信網システム
- ・ 広域無線通信
電波等を利用してデータの送受信を行う、事業者が提供する広域向けの通信網システム
- ・ ASP／クラウド
庁外データセンター等でプログラムやデータベースを管理し、ネットワークを介してこれを利用する仕組みや概念。
- ・ データセンター
耐震性に優れた建物にシステムを収容して高速な通信回線を引き込み、空調設備や入退室管理、カメラによる監視等のセキュリティ対策を施した施設

情個審答申第 46 号

平成 26 年 4 月 7 日

枚方市長 竹 内 脩 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 25 年 9 月 20 日付け環事東第 36 号により諮問のあった部分公開決定（平成 25 年 8 月 30 日付け環事東第 31 号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分公開決定において非公開とした情報のうち、①見積比較表と代価表（機械設備工事分のみ）中の掛率を非公開としたことは妥当であり、②見積比較表中の見積価格と採用事業者の名称を非公開としたことは結論において妥当だが、その余の情報は全て公開すべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 公開の請求

平成25年7月18日、異議申立人は、枚方市情報公開条例（以下「条例」という。）5条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「(仮称)第二清掃工場建設工事設計書（第1回及び第2回）」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成25年8月30日、実施機関は、本件請求に対応するものとして、「①仮称第2清掃工場工場棟土木建築工事設計書（平成17年6月30日起案）②仮称第2清掃工場建設工事（土木建築工事）設計書（平成17年9月29日起案）」（以下「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（部分公開の理由）

条例6条7号に該当

別表記載の各情報は、公開することにより、今後も継続する同種の請負業務の入札執行において、予定価格が類推されることになり、また、工事発注の形態にも支障が生じ、当該事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるものであるため。

3 異議申立て

平成25年9月6日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例の目的は、その1条に規定されているとおりだが、本件処分は、その目的に逆行して、その決定理由は、情報を隠蔽するための理由付けにしかなく、情報に乏しい。

本件請求の目的は、行政が公正に事業を執行しているかどうかを検証することにある。実施機関は、第2清掃工場、現在の東部清掃工場の建設工事（プラント設備工事を除く。以下「本件工事」という。）について、国の基準に従って積算したと説明しているが、その証明は行われていない。

異議申立人は既に、本件請求とは別に行った情報公開請求の結果、本件工事の数量調査の棟別集計表（以下「数量集計表」という。）を入手している。本件文書にある数量と、数量集計表にある数量の比較を行えば、本件工事が公正に行われたかどうか明らかになる。

異議申立人は、本件工事について、市役所ぐるみの談合が行われたと疑っていて、本件文書中、少なくとも明細項目と数量は、疑惑を払拭するためにも公開が必要と考える。

- 2 本件処分で非公開となった情報のうち、少なくとも明細項目と数量から予定価格を類推することは不可能であり、これらは非公開事由に該当しない。そもそも建物を見れば、コンクリートが使われているとか、鉄筋が使われているといったことは分かるわけで、そのような情報まで公開できない理由はない。

単価にしても、請負者に対して秘密にしなければならないという部分もあるだろうが、本件工事は既に執行されているし、積算単価はそのときの社会情勢に大きく左右されるもので、8年も前に用いたものを秘密にする必要があるかどうか疑問である。

- 3 現在、市民参画と協働のまちづくり条例案が審議されている。行政が情報を市民に提示することで市民の行政参画が可能になる。本来は市民の要望や願いをかなえる為に行政組織は存在するのであって、行政判断は行政内部の都合によって行われるべきではない。本件処分は、市民参画と協働のまちづくりを阻害するものである。

- 4 日本は、市民的及び政治的権利に関する国際規約を批准していて、知る権利を保障することを国際的に約束している。国際条約は少なくとも市の条例には優先するので、条例6条7号の規定は、国際条約に違反する疑いが濃厚である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分公開決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件文書は、本件工事の発注に際し、同工事に要する費用を、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、土木工事の4工種ごとに積み上げて算出したもので、工事予定価格の根拠資料となるものである。

本件処分において非公開としたのは、工事費内訳書（積算書）中の細目別内訳書（小項目）以下の細目であり、そこには、各工種を構成する細別の使用材料ごとに、個別数量、材料価格、機器類単価、単位施工当たりの単価とその根拠情報が記録されている。

- 2 本市では、平成21年度まで、予定価格と最低制限価格を入札前に公表していたが、これにより、ほとんどの入札参加者が最低制限価格と同額で入札し、抽選による落札者の決定が常態化するようになった。

最低制限価格と同額で応札する者の中には、全く積算を行わずに応札する者もあり、このような者が落札した場合、工事施工時の適正な履行確保を損なうおそれがあることから、市による施工監理に通常よりも多大な負担が伴うことがある。

このような弊害に対し、国からは、予定価格と最低制限価格の公表について、入札における競争性の確保と向上及び積算能力を欠くなどの不良不適格業者の排除という観点から、本来は事後であるべきとの考え方が示されてきた。

そこで本市でも、平成22年度から、一部の工事案件において、予定価格と最低制限価格の事後公表を試行実施しており、同年度以降、年度ごとにその対象案件の範囲を拡大させている。

- 3 本件文書は、平成17年度に作成され、現時点で既に8年が経過しているが、当時と今で、公共建築工事の積算方法に大きな違いはない。

本件工事の規模は大きく、本件文書は、工事費内訳書（積算書）作成時に積算計上すべきほぼ全ての項目を網羅する構成となっている。

本市では、近年中に新たな清掃工場の建設を予定していないことから、本件文書が新清掃工場の建設工事における入札価格の積算資料として使用されるおそれはない。

しかし、ほぼ全ての積算項目を網羅する本件文書があれば、本市発注の別件工事の入札において、自ら積算することなく、本件文書の中から必要箇所を抜き出すことで、容易に当該別件工事の細目別内訳書を作成することが可能となる。

また、本件文書中の単価についても、年度による変動はあるものの、採用する単価の積算根拠は平成17年度当時と同様であり、現時点の単価も容易に類推することが可能となる。

加えて、入札においては、不良不適格業者の排除及び不正行為の防止の観点から、落札候補者に対し、入札額の根拠となる、自らが行った工事費内訳書の提出を求め、その内容を審査した上で落札者を決定しているが、本件文書を全て公開することにより、設計における単価が明らかになると、業者自らが行った積算内容の確認ができなくなり、入札制度の運用にも支障をきたすこととなる。

- 4 以上のことから、細目別内訳書以下の項目を公開することにより、入札の公平性や入札本来の意義が失われるおそれがあるばかりでなく、業者の適正な積算意欲を失わせ、契約遂行能力の低下を招き、結果として公共事業の品質を損なうおそれがあることから、それらを非公開とするものである。

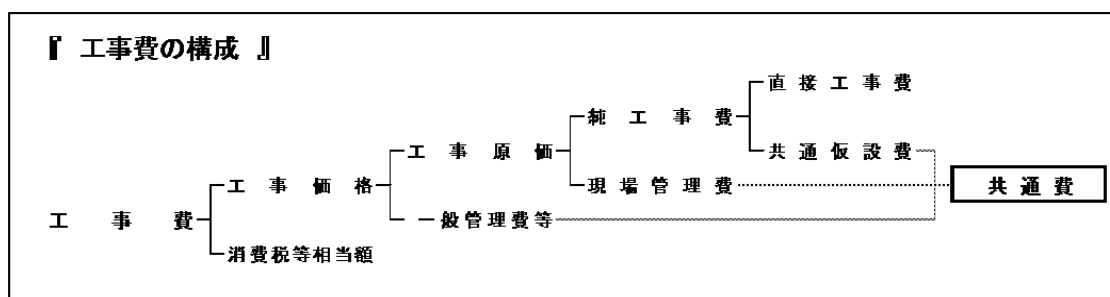
第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、本件工事の予定価格（実施機関が本件工事の施工に通常要すると考える費用、いわゆる工事費の金額で、入札上限額となるもの。）の積算内容が記録されているものである。

工事費の構成は、次のとおりである（国土交通省HPより抜粋）。



本件文書は、予定価格積算内訳書、共通費算定表、見積比較表及び代価表の4つの部分から成り、共通費算定表、見積比較表及び代価表は、予定価格積算内訳書の明細説明に当たる。共通費算定表以外は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び土木工事の4工種ごとに作成されている。

各部分の概要は、次のとおりである。

① 予定価格積算内訳書

予定価格の積算内訳を示したもので、名称、内容、数量、単位、単価、金額及び摘要の各欄で構成された表から成る。積算項目（名称欄及び内容欄に記録されている情

報)は、大きなものから細かいものへと階層を形成していて、実施機関では、最上層を成す大項目から順に、中項目、小項目と呼び分けている。

② 共通費算定表

直接工事費や純工事費、工事原価に一定率を乗じて算出する共通費の算出根拠を示したもので、工事費目、対象工事額、共通費率、補正率及び金額の各欄で構成された表から成る。

③ 見積比較表

積算の起算根拠となる単価の明細を示した表で、市販の物価版(工事費積算の用に供するため、資材費や労務費等の市場調査価格を掲載した刊行物の総称)やカタログ等(以下「物価版等」という。)を元に積算単価を決することが困難な資材等について、複数事業者から徴した見積りの結果を表したものである。表には、資材等の名称や仕様のほか、見積事業者の名称、見積事業者が提示した価格(以下「見積価格」という。)、採用された見積価格、これに乗ずる掛率(低減率を含む。以下同じ。)、掛率を乗じて得た積算単価(以下「見積単価」という。)、採用された見積価格を提示した見積事業者(以下「採用事業者」という。)の名称等が記録されている。表の欄の構成は、工種ごとに異なっている。

④ 代価表

積算の起算根拠となる単価の明細を示した表で、最も細分化された資材等の1単位ごとに、その名称や仕様のほか、物価版等に掲載された価格とこれに乗ずる掛率、掛率を乗じて得た積算単価等を列挙したものである。表の欄の構成は、工種ごとに異なっている。

なお、本件文書は、本件工事の入札が2回行われたため、上記①～④で構成される一式書類2セットから成っている。ただし、見積比較表(土木工事分)は、1回目の入札時には作成されなかったため、2回目の入札分のみ存在する。

2 本件処分において非公開とした情報について

実施機関が本件処分において非公開としたのは、予定価格積算内訳書の名称、内容、数量、単位、単価、金額及び摘要の各欄に記録された情報で、中項目以上の積算項目に関するもの(同じ情報が共通費算定表に記録されている場合は、その情報を含む。)を除く、本件文書中の全ての情報である。

非公開とした情報は、その性質上、単価や金額に関する情報(以下「単価等情報」という。)と、それ以外の情報(以下「項目・数量等情報」という。)の大きく2つに分けることができるので、条例6条該当性の検討も同様に2つに分けて行う。

3 本件工事について

ところで、本件工事は、特定事業者が落札できるよう、入札参加事業者の間で事前の

話合いが持たれていたとして、当時の枚方市長を含む複数の関係者が有罪判決を受けることとなった談合事件に発展した事案である。

大阪地方検察庁は、同事件の捜査の一環として、枚方市役所に対し、平成19年5月以降、複数回にわたって家宅捜索を行っており、その際、公文書を含む大量の物品を押収している。押収品はその後、市に返却されたが、その中には、本件文書と数量集計表のいずれもが含まれている。

この事件は、マスメディアによる連日の報道があったことに加え、住民訴訟が提起されるなど、市民の強い関心を引き起こした。

以下における検討に当たって、このことは十分な考慮を要すると考えられるので、その旨ここで特に言及する。

4 項目・数量等情報の条例6条7号該当性について

実施機関は、項目・数量等情報は、条例6条7号に該当すると主張している。

- (1) しかし、当審査会で改めて確認したところ、本件文書のうち、予定価格積算内訳書中の項目・数量等情報の多くが、数量集計表や、本件工事の発注図書（以下単に「発注図書」という。）に記録されているものとほぼ同内容のものであった。

数量集計表は、本件請求に先立ってあった別の公開請求に対する決定において、実施機関が公開とした文書で、本件工事で必要となる資材の名称や数量等が記録された表で構成されている。一方、発注図書は、本件工事の目的物（工場等建屋）の工事用図面や仕様書で構成された文書で、工事落札後の今では誰でも見ることができるものである。

このうち、数量集計表を公開した理由について、実施機関からは、数量集計表が談合事件の捜査押収品のひとつであったことから、市としての説明責任を果たすという考えから例外的に全て公開した、との説明があった。

- (2) 予定価格積算内訳書、数量集計表及び発注図書において重複している情報は、その構成や表記はそれぞれ異なるものの、意味内容は同じである。そして、数量集計表や発注図書が既に公開されていることを踏まえた上で、あえて本件文書における当該重複情報を改めて非公開とすべき理由について、実施機関から具体的な説明は得られなかった。

また、数量集計表を例外的に公開する一方で、数量集計表と同じく捜査押収品である本件文書中の項目・数量等情報についてそのように決定しなかった理由についても、実施機関から具体的な説明は得られなかった。

数量集計表を例外的に公開したことからすると、数量集計表や発注図書と同内容の情報が、予定価格積算内訳書中の項目・数量等情報の全てではないことを考慮して

も、これを公開することにより、事務事業に著しい支障が生ずるとは認めがたい。

加えて、予定価格積算内訳書中の全ての項目・数量等情報を公開した場合において、その明細に当たる見積比較表と代価表中の項目・数量等情報を非公開とすべき理由があるかどうか実施機関に確認したところ、そのような理由はないとのことであった。

- (3) 以上からすると、本件文書中の項目・数量等情報については、その全てを公開しても、事務事業に著しい支障が生ずるとは認められない。

5 単価等情報の条例6条7号該当性について

次に、単価等情報が条例6条7号に該当するかどうかについて検討する。

- (1) 単価等情報のうち、見積比較表及び代価表（機械設備工事分のみ）中の掛率は、これらを公開することにより、今後、当該掛率を前提とした見積りが行われるようになり、適正な単価を設定することができなくなるなど、事務事業に著しい支障が生ずると認められるので、条例6条7号に該当する。

- (2) 次に、見積価格は、見積事業者が、本件工事の施工条件に応じてその独自のノウハウを駆使して算出し、その営業戦略に基づく判断を経て実施機関に提示した具体的な資材等の価格であり、公開しないことを前提に徴したものであると認められる。

また、採用事業者の名称は、見積単価と一体で公開することにより、少なくともその掛率が1である資材等について、採用事業者の見積価格を公開するのと同じ効果を生ずることになることも認められる。

- (3) 実施機関は、見積価格と採用事業者の名称について、これらを公開することにより、実施機関の事務事業に著しい支障が生ずるとして、条例6条7号に該当すると主張している。

しかし、上記(2)によれば、この主張は適切とはいえない。

むしろこれらの情報は、公開することにより、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものというべきであるから、非公開とすること自体は結論において妥当であるものの、その根拠は、条例6条7号ではなく、同条3号とすべきである。

- (4) その余の単価等情報については、①数量集計表と同様、談合事件に対する市の説明責任を果たすとの考えに基づく公開が可能なのではないかとの確認に対し、実施機関から具体的な説明が得られなかったことと、②積算単価は、あくまで積算時点の経済

状況に応じたものであり、積算時点から少なくとも8年が経過している本件文書中のものを公開したからといって、今後発注する工事の予定価格の類推につながるとは考えにくいことからすると、これを公開することにより、事務事業に著しい支障が生ずるとは認めがたい。

6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処 理 内 容
平成25年 9月20日	諮問書の收受
平成25年10月16日	決定理由説明書の收受
平成25年11月 6日	決定理由説明書に対する意見書の收受
平成25年12月25日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成26年 1月22日	審査
平成26年 2月 5日	審査
平成26年 3月11日	審査
平成26年 4月 7日	審査・答申

情個審答申第 47 号

平成26年 8月 8日

枚方市長 竹 内 脩 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月28日付け子放第71号により諮問のあった部分開示決定（平成26年2月13日付け子放第56号乃至第59号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、留守家庭児童会室の運営に関する打ち合わせの内容並びに6月18日の「今日の活動（主なプログラム及び指導内容）」欄中の7行目及び8行目並びに8月2日の同欄中の2行目にある第三者の氏名を開示すべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年1月30日、異議申立人は、異議申立人の子（以下「本人」という。）の法定代理人として、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇留守家庭児童会室日誌（2012年7月8月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（2012年10月11月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（2012年4月5月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（2012年6月9月）」の写しの交付の請求（以下、これら4件の異なる請求を一括して「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成26年2月13日、実施機関は、本件請求に対応するものとして、「〇〇留守家庭児童会室日誌（平成24年7月8月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（平成24年10月11月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（平成24年4月5月）」「〇〇留守家庭児童会室日誌（平成24年6月9月）」（以下、これら4件の異なる文書を一括して「本件文書」という。）をそれぞれ特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分開示決定（この決定は、4件の異なる請求1件ごとに行われたが、以下、これら4件の異なる決定を一括して「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（部分開示の理由）

条例16条2項3号に該当

留守家庭児童会室の運営に関する打ち合わせの内容は、開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものであるため。

条例16条2項4号に該当

本人以外の児童の氏名及び行動の内容並びに当該児童に対する指導の内容は、本人以外のものに関する情報であって、開示することにより、本人以外のものとの正当な権利利益を害するおそれのあるものであるため。

なお、これら2つの非開示理由のうち、条例16条2項4号は、本件処分を構成する4件全ての決定において適用されているが、同項3号は、本件文書のうち、「〇〇留守

家庭児童会室日誌（平成24年10月11月）」に係る決定においてのみ適用されている。

3 異議申立て

平成26年2月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例16条2項3号該当情報について

実施機関は、留守家庭児童会室（以下「児童会室」という。）の運営に関する打ち合わせの内容について、条例16条2項3号に該当するとして非開示とする処分を行った。

本件処分が正当である理由として実施機関は「日誌には、児童に対する適切な指導を期するため、ときには率直な意見を記録することがある」「児童会室における児童の様子や指導方針について、保護者との情報共有に努めているが、その中には、保護者と児童会室との信頼関係に基づく児童会室の円滑な運営にとって、そのようにすることがなじまないものがある」「もし、本件非開示部分を開示すると、今後、記載内容に対して児童の保護者から寄せられる、様々な利害関係や主観に立脚した意見への対応を迫られることをおそれ、職員が率直な意見を日誌に記録することを差し控え、そのような記録をしないことによって過去の状況を正確に把握することが出来なくなり、結果的に児童会室の円滑な運営を阻害する」「開示の結果、実際に様々な意見が寄せられると、児童会室の運営が、保護者からの理解と信頼を前提とするものであることから、日誌に記録された当初の方針や対処の内容の変更を迫られることは必定」「結果的に児童会室の運営の中立性や公平性が損なわれてしまう」と主張している。

しかし、これらの理由は詭弁という外はない。

実施機関によれば、非開示部分は「率直な意見」の部分であることになるが、「率直な意見」なのであれば、その内容を異議申立人に伝達できないはずがない。なぜなら児童会室の運営は、実施機関が述べるとおり、「保護者と児童会室との信頼関係に基づ

く」ものであり、そうであればこそ、児童会室は「児童会室における児童の様子や指導方針について、…保護者との情報共有に努めている」はずだからである。

そうすると、実施機関が非開示とした部分は、実際には「率直な意見」などではなく、むしろ、担当者の個人的主観に基づく不当な評価であったり、さらには本人に対する誹謗中傷などであったりする可能性を否定できない。

このような推論は、実施機関が、「もし、本件非開示部分を開示すると、今後、記載内容に対して児童の保護者から寄せられる、様々な利害関係や主観に立脚した意見への対応を迫られることをおそれ、職員が率直な意見を日誌に記録することを差し控え、そのような記録をしないことによって過去の状況を正確に把握することができなくなり、結果的に児童会室の円滑な運営を阻害する」と述べていることもその理由となる。すなわち、異議申立人は単なる一般市民であるから、その意見が「さまざまな利害関係や主観に立脚した」ものとなるのは至極当然のことであるはずなのに、児童会室はそのような「意見への対応を迫られることをおそれる」というのである。このことは、日誌の記載が真に「率直な意見」なのであればおよそ説明がつかない。

これらのことから、要するに児童会室は、「児童会室の運営が、保護者からの理解と信頼を前提とするものである」という決定理由説明書の表現にも現れているとおり、保護者からの「信頼」を良いことに、保護者からは情報を収集する一方で、児童会室自体は秘密主義に走り、在籍児童の自己情報すら開示しないとの運用を是とするものであることが分かる。

このような児童会室の運営は、本来であれば「保護者と児童会室との信頼関係に基づく」ものであるはずの相互関係を、自ら都合の良いような一方的な関係性にひそかに転じようとするものであり、不適切極まりない。

このように、本件処分は、児童会室の不適切な運営方針に基づいてなされたものであるというほかない。したがって、日誌の内容を非開示とすることは、表面的には「結果的に児童会室の運営を阻害する」ようなものにみえるとしても、それは児童会室の不適切な運営方針が「阻害」されるものに過ぎず、枚方市民がそのために自己情報の収集を制約されることを正当化し得るものではない。

したがって、実施機関のいう非開示理由は、非開示の正当化根拠になり得ていない。

このような理由によって自己情報を非開示とすることを認めることは、条例1条の「自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障する」との定めや、6条の「この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない」との定め反する結果を招来することとなる。

また、仮に児童会室の運営に関し、保護者に対して秘匿すべき事項があること自体は認めたとしても、そのことは、保護者に対する児童会室からの情報提供が不正確なものであることまで正当化するものではない。

すなわち、本件請求において判明した事実の中には、異議申立人がこれまで連絡帳や

本人のお迎え時に児童会室から伝達を受けていた内容と明らかに異なる内容が含まれていた。

一定の情報について秘匿することと、一定の情報について虚偽の内容を保護者に伝達することとは本質的に異なるはずである。このような事実が存在することは、児童会室の運営の不適切さを示すものであり、そのような不適切さを正す意味でも、情報開示請求の持つ意義は大きい。

したがって、このような意義にも鑑みれば、本件処分は不当であるというほかない。

2 条例16条2項4号該当情報について

実施機関は、非開示の理由として、条例16条2項4号も指摘する。その趣旨は要するに、異議申立人が開示を求める内容に、本人以外の児童に関する情報が含まれているから開示できない、ということであると解される。

日誌中に自己情報と第三者情報とが渾然一体となった部分が存在するであろうことは容易に想像できることであり、一般論としては、そのこと自体に異論はない。

しかし、そうであれば、逆にここでいう「第三者」が情報開示請求を行ったときにも、同様に非開示処分がなされるのが当然であるはずである。

ところが、本件では、これまでの経緯の中で、実施機関の職員が「第三者」からの問合せに対して、異議申立人の自己情報を含む情報を開示したという事実がある。そうであれば、公平・公正を旨とすべき行政機関の対応として、異議申立人の開示請求には非開示決定をするということ自体、不当というほかない。

このように、他者に対して情報開示を行うことができたということは、条例16条2項4号には該当しないということであるから、同条項は異議申立人の請求に対して非開示決定を行うことの理由にならない。

したがって、実施機関の主張は、非開示の根拠となり得ない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例16条2項3号該当性について

本件文書は、〇〇留守家庭児童会室に備え付けの日誌であり、日誌は、児童会室における児童の行状や児童に対する指導の内容に加え、児童会室の運営に関わる職員の意見にわたる内容などを記録し、これを後に担当者が閲読することにより、情報の共有化を図るためのものである。

児童会室では、児童の行状に応じた個別の対処が必要となった場合、その内容や方針について担当者間で意見交換を行っている。そして、その内容が担当者間で共有すべ

きものであるときは、日誌に記録している。

日誌には、児童に対する適切な指導を期するため、ときには率直な意見を記録することがある。児童会室では、児童会室における児童の様子や指導方針について、平素から保護者との情報共有に努めているが、その中には、保護者と児童会室との信頼関係に基づく児童会室の円滑な運営にとって、そのようにすることになじまないものもある。

本件処分において非開示とした、児童会室の運営に関する打ち合わせの内容は、そのような、情報共有になじまないものである。

もし、本件非開示部分を開示すると、今後、その内容に対して児童の保護者から寄せられる、様々な利害関係や主観に立脚した意見への対応を迫られることをおそれ、職員が率直な意見を日誌に記録することを差し控え、そのような記録をしないことによって過去の状況を正確に把握することができなくなり、結果的に児童会室の円滑な運営を阻害する結果を招いてしまう。

また、開示の結果、実際に様々な意見が寄せられると、児童会室の運営が、保護者からの理解と信頼を前提とするものであることから、日誌に記録された当初の方針や対処の内容の変更を迫られることは必定で、結果的に児童会室の運営の中立性や公平性が損なわれてしまう。

以上のことから、児童会室の運営に関する打ち合わせの内容は、条例16条2項3号にいう「開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する。

2 条例16条2項4号該当性について

本人以外の児童の氏名及び行動の内容並びに当該児童に対する指導の内容として記載されているものは、児童会室における児童の行状、発言内容、傷病の状況、自宅における様子や、職員が児童会室において児童に対して行う注意、指導の詳細などを職員が日誌に書きとめたもので、児童個人に関わる情報であり、職員のほか、児童とその保護者以外の者は知り得ないものである。

このような情報を開示することは、そのような情報が第三者に知られることはないという児童や保護者の正当な権利利益の侵害に当たると言わざるを得ないのであり、本件請求の目的や、開示された情報がどのように扱われるかにかかわらず、条例16条2項4号にいう「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

枚方市では、保護者の就労や病気などの理由により、家庭で十分に保育を受けることができない児童の豊かで安全な放課後の生活を確保し、保護者が働くための環境整備に資することを目的として、全ての小学校区に1箇所ずつ児童会室を設置している。

児童会室は、専従の職員が運営していて、小学校の第1学年から第4学年までの児童が通っている。

児童会室の職員は、毎日、出勤した職員の氏名やその日に児童会室で起きたこと等を日誌に記録している。

日誌には、日付、出勤した職員氏名、勤務時間、時間休暇、時間外勤務時間とその事由、在籍者数、出席者数、欠席者数、早退者数の記入欄が設けられているほか、「今日の活動（主なプログラム及び指導内容）」欄と「指導上の特記事項、児童の事故報告、こん談会等の案件、etc」欄という2つの自由記述欄が設けられており、分量は1日につきA4用紙1枚である。

本件文書は、平成24年4月から11月までの8ヶ月分の〇〇留守家庭児童会室の日誌のうち、本人に関する何らかの記述のある日のものである。

2 条例16条2項3号該当性について

実施機関は、本件文書のうち、11月2日の日誌にある「今日の活動（主なプログラム及び指導内容）」欄中の一部の記述について、条例16条2項3号に該当すると主張しているので、この点について検討する。

該当箇所は、児童会室を所管する放課後児童課の職員が、〇〇留守家庭児童会室の職員に架電して伝えた内容を書き留めたもので、本人に関して〇〇留守家庭児童会室が行った措置（以下「本件措置」という。）について、〇〇留守家庭児童会室に通室する児童の保護者等から説明を求められた場合に、どのように答えるべきかを指示したものである。

実施機関は、本件措置については、実施機関と異議申立人との間に今でも理解の齟齬があり、そのような中で該当箇所を開示すると、異議申立人の反発を呼び起こし、さらにはそのような事態となることをおそれて、今後、児童会室の職員が、日誌に正確な情報を記入することを差し控えることになりかねないと主張している。たしかに、そのような懸念に全く理由がないということとはできない。

しかし、実施機関の説明によると、該当箇所の記載内容と、本件措置に関して実施機関が本件処分時点までに異議申立人に繰り返し行ってきた説明の内容は、同じであり、かつ、その内容は、本件措置に関する制度に照らして適正なものであるとのことである。

そうであるならば、問合せに対して適正な説明をするよう職員に指示した事実とその

内容を開示することが、事務事業に著しい支障を及ぼすと認めることはできないので、条例16条2項3号に該当するとして実施機関が非開示とした部分は、開示すべきである。

3 条例16条2項4号該当性について

実施機関は、本件処分において非開示とした部分のうち、条例16条2項3号の規定に基づき非開示とした部分以外の全ての部分を、条例16条2項4号の規定に基づき非開示としている。

同号に該当するとされた部分を見分したところ、①明らかに本人に関する情報と解されるものは含まれていないこと、②多くの部分が、本人に関する情報を全く含まない、本人以外の児童のみに関する情報であること、③②以外の部分は、たとえば「Aちゃんが本人を叩いた」などの、本人と本人以外の児童の情報が混在している記述について、「が本人を叩いた」を開示するとともに、「Aちゃん」を非開示とした部分等であることなどが認められた。

また、実施機関からは、たとえば「Aちゃんが本人を叩いた」という記述の後に「Aちゃんにそのようなことをしないよう注意した」という記述が続いた場合、注意の原因となった事実は本人に関する情報であったとしても、注意を受けたこと自体はもはや本人に関する情報ではなく、Aちゃんに関する情報なので、「Aちゃんに～注意した」という記述は全て非開示とした、との説明があった。

条例16条2項4号は「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」を開示しないことができると定めており、本件処分において、実施機関は、本件文書中の本人以外の児童の氏名、行動の内容及び当該児童に対する指導の内容がこれに当たるとした。

児童会室における児童の様子が、職員のほか、当該児童とその保護者以外の者は知り得ない情報であり、これを開示することが、第三者にそのような情報を知られることはないという児童やその保護者の正当な権利利益の侵害に当たるという主張は、一般論としては首肯できるものである。

もともと、児童会室では、他児童とのトラブルを含め、児童会室であった出来事については、保護者との間でやりとりする連絡帳に記載したり、あるいは保護者が通室児童を迎えに来た際に口頭で伝えるなどしているとのことなので、児童会室における児童の様子の一部は、当該児童以外の児童の保護者にも知られていることがある。

また、たとえば児童会室で重大な傷害事案が発生した場合、その当事者となった児童の氏名や様子は、双方の児童の保護者にとって、知るべき情報と言える。

このように、個別的に検討すれば、児童会室における児童の様子の中には、他者が既に知っていたり、あるいは知るべきものが含まれており、これらを当該他者に開示して

も、本人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるとは言えない。

しかし、当審査会における処分の妥当性の判断は、異議申立人と実施機関双方の主張と、対象文書に記録されている情報に基づいて行わざるを得ない以上、本件における双方の主張と書き振りが一様でない本件文書の記述から、本人以外の者に関するある情報について、異議申立人が知っているかかどうか、あるいは知るべきかどうかを直ちに判断することは容易ではない。

ただし、本件文書の記述から、異議申立人及びその配偶者が発言したものであることが明確に認められる、次の①と②に掲げる部分にある第三者の氏名については、これは異議申立人が確実に知っている情報であり、開示しても本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれはないので、開示すべきである。

- ① 6月18日の「今日の活動（主なプログラム及び指導内容）」欄中の7行目及び8行目の非開示部分
- ② 8月2日の「今日の活動（主なプログラム及び指導内容）」欄中の2行目の非開示部分

しかしながら、その余の部分については、異議申立人と実施機関双方の主張や本件文書の記載から、異議申立人が既に知っていたり、又は知るべきものかどうか判断できなかったため、それらの部分を開示しても本人以外の者の正当な権利利益を害するおそれがないと断定することはできず、よって、それらの部分を開示すべきとまではいうことはできない。

なお、異議申立人は、実施機関が、本人以外のある特定の児童の保護者に対し、本人に関する情報を提供したことをもって、条例16条2項4号の規定による非開示部分を開示すべきと主張しているが、提供した事実の有無やその是非は、本件処分の妥当性の判断を左右するものではない。

6 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成26年 3月 3日	諮問書の收受
平成26年 3月31日	決定理由説明書の收受
平成26年 4月24日	決定理由説明書に対する意見書の收受
平成26年 5月12日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成26年 6月12日	審査

平成26年 7月17日	審査
平成26年 8月 8日	答申

情個審答申第 48 号

平成 26 年 8 月 29 日

枚方市長 竹 内 脩 様

枚方市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 本 哲 治

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 26 年 5 月 16 日付け子放第 18 号により諮問のあった部分開示決定（平成 26 年 4 月 14 日付け子放第 8 号）に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第一 審査会の結論

枚方市長（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において非開示とした情報のうち、本人以外の児童の氏名及び評価に関する情報と認められる別表に掲げる情報以外のものを開示すべきである。

第二 本件異議申立ての経過

1 開示の請求

平成26年3月31日、異議申立人は、異議申立人の子（以下「本人」という。）の法定代理人として、枚方市個人情報保護条例（以下「条例」という。）16条1項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成24年10月29日にあった放課後児童課担当者と学校、各担任との話し合いの内容のわかる物」の写しの交付の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成26年4月14日、実施機関は、本件請求に対応するものとして、「〇〇の担任の先生からのクラスでの様子（平成24年10月29日（月）」（以下、「本件文書」という。）を特定の上、以下の理由に基づき、本件文書の部分開示決定（以下、「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（部分開示の理由）

条例16条2項2号に該当

学校職員から聞き取りした児童の情報は、個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるものであるため。

条例16条2項4号に該当

本人以外の児童の氏名及び行動の内容並びに当該児童に対する指導の内容は、本人以外のものに関する情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるものであるため。

3 異議申立て

平成26年5月8日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法5条の規定に基づき、実施機関に異議申立てを行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の開示の決定を求める。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立書、決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述を総合すると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例16条2項2号該当情報について

実施機関は、本件文書について、条例16条2項2号に該当するとして本件処分を行い、その処分が正当である理由として、「学校職員から聞き取りした児童の情報は、個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれがあるものであるため」としている。

しかし、留守家庭児童会室（以下、「児童会室」という。）職員が学校教諭から聞き取りした個人の評価・判定・診断等の個人情報を当該児童の保護者が知り得ない状況下で、当該事務事業を運営していくことにおいて必要なのだろうか。

決定理由説明書に記載されている本件処分が正当な理由は一般論であり、本件処分の理由に該当しない。

本件異議申立てを提起した時点で、実施機関と異議申立人との信頼関係は構築されていない。

本件請求は、本人の保護者が行ったものであり、本人の保護者も知り得ない情報が第三者である児童会室職員と担任教諭との間でのみで共有されていること自体が当該保護者にとって不利益をもたらす。

本件処分における非開示部分は多く、保護者と担任教諭で共有すべき内容が第三者である児童会室職員にのみ伝えられ、そうして伝えられた内容が保護者には非開示とされること自体、知られては不都合な内容が記載されているのではと勘繰られても仕方がないことであり、大変遺憾である。

本来、児童会室は職員と保護者が連携をとることで円滑に運営されるのではないだろうか。保護者の知り得ない情報が担任教諭と児童会室職員の間でのみで共有されるのであれば、保護者の立場はどうなるのか。保護者との信頼関係構築を望むのであれば、本件文書は開示されるべきである。

実施機関は、担任教諭からの聞き取りは、その内容を明らかにしないことを前提として行うもので、そうでなければ、児童のありのままの様子を伝えることを差し控えてしまうと主張するが、当時の担任教諭は既に退職している。本件非開示部分を開示することで、悪しき前例を作ることになってしまうという意図が働いたのではと勘繰られても仕方がないのではないだろうか。

【個人情報のため略】、この点についても児童会室と異議申立人との間には大きな乖

離がある。その点においても、非開示部分に異議申立人に開示できない不都合な内容が記載されているとの疑念がある。

児童会室の運営が「保護者と児童会室との信頼関係に基づく」のであるなら、情報は開示されるべきである。

まして、わが子に関する情報が保護者には知らされず、第三者には知らされるということは、本来ならばあり得ない。児童会室、学校、家庭が連携を密にすることが児童会室の適切な運営になるのではないだろうか。

本件文書は、「異議申立人から児童会室に対してあった、本人への加配要望を受けて、その可否を判断するために児童会室職員が本人の担任教諭から聞き取った学校での本人の様子を記録した、放課後児童課宛のファックスの写しである」とある。重要な個人情報情報をファックスでやりとりすることが当然視されているが、このような個人情報の取扱いは遺憾である。

そもそもこの個人情報は保護者の確認を得て収集されるべきものである。児童会室が三者懇談を行う際は、学校等に児童の様子を聞いてよいか保護者に確認することになっているが、このように保護者に明確な確認を得ずに収集した情報を非開示とすることはあり得ない。

また、保護者対応の必要から加配となることはないようだが、仮に非開示部分にその様な記載がなされているのであれば、不必要な情報を収集、報告していることとなり、個人情報保護の観点からも到底納得のいくものではない。

以上の理由により条例16条2項2号の該当性を根拠づけるものとはなり得ない。

2 条例16条2項4号該当情報について

本件処分では条例16条2項4号により非開示となった部分があるが、本件文書は本人に関する内容であり、保護者が当然知り得べき情報であって、条例16条2項4号に該当する「本人以外の情報」は不存在である。本人の情報を聞きに行った内容でその他の個人の情報が含まれるのも不可解である。仮にその他個人の情報が記載されているのであれば、どの部分が該当箇所にあたるのか示して欲しい。

公平・公正を旨とすべき行政機関の対応として、異議申立人の開示請求に非開示決定をするということ自体、不当というほかない。

したがって、実施機関の主張は、非開示の根拠となり得ず、本件処分は不当というほかない。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示決定通知書、決定理由説明書及び口頭意見陳述を総合すると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例16条2項2号該当性について

- ① 本件文書は、異議申立人から放課後児童課に対してあった、本人への加配要望を受けて、その要否を判断するために児童会室職員が本人の担任教諭から聞き取った、学校での本人の様子を記録した、放課後児童課宛のファックスの写しである。
- ② 児童会室では、児童への保育を適切に行うため、その担任教諭に対し、学校での児童の様子について聞き取りを行うことがある。
そして、担任教諭に対しては、児童会室での保育が、児童それぞれの特性に合致した、適切なものとなるよう、児童やその保護者に対する評価にわたる内容も含め、その良い面、悪い面にかかわらず、ありのままの様子を話すようお願いしている。
- ③ このような聞き取りは、当然、当該児童やその保護者にその内容を明らかにしないことを前提として行うものである。そうでなければ、担任教諭は、聞き取り内容について、児童や保護者から寄せられる、様々な利害関係や主観に立脚した意見への対応を迫られることをおそれ、児童会室職員に児童のありのままの様子を伝えることを差し控えてしまう。
- ④ そうなると、児童会室が学校での児童の様子を正確に把握することができなくなり、児童の特性に合致した保育を実施することができず、結果的に児童会室の円滑、適切な運営を阻害する結果を招くこととなる。
- ⑤ ただ、本件文書に記録されている学校での本人の様子の中には、単なる行状に関する情報が含まれており、これらについては、開示しても③や④のようなおそれはないため、開示した。
- ⑥ 以上のことから、学校職員から聞き取りした児童の情報は、⑤の情報を除き、条例16条2項2号にいう「開示することにより、事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」に該当する。

2 条例16条2項4号該当性について

- ① 児童の氏名及び行動の内容並びに児童に対する指導の内容は、児童個人に関わる情報であり、職員のほか、児童とその保護者以外の者は知り得ないものである。
- ② このような情報を開示することは、そのような情報が第三者に知られることはないという児童や保護者の正当な権利利益の侵害に当たるといわざるを得ないのであり、本件請求の目的や、開示された情報がどのように扱われるかにかかわらず、条例16条2項4号にいう「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」に該当する。

第六 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分の是非について、実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件文書について

本件文書は、異議申立人から放課後児童課に対してあった、本人への加配要望を受けて、その要否を判断するため、児童会室職員が学校での本人の様子について本人の担任教諭から聞き取りを行い、その内容を書き留め、放課後児童課宛にファックスで送付したものの写しである。

分量はA4サイズ1枚で、「〇〇の担任の先生からのクラスでの様子」というタイトルと、聞き取りを行った日付、ファックス送信元、ファックス送信日時、聞き取りと本件文書の作成を担当した児童会室職員の氏名の外、同職員が本人の担任教諭から聞き取り、書き留めた内容が記録されている。

本件処分において非開示とされたのは、聞き取り内容の一部である。

2 条例16条2項2号該当性について

条例16条2項2号の規定に基づく非開示の理由について、実施機関は、担任教諭からの聴取は、通室児童の良い面も悪い面も含めた、ありのままの様子を聴取することができるよう、当該児童やその保護者に内容を開示しないという前提で行っているためと主張している。そして、本件聴取内容のうち、単なる行状に関する情報は、開示しても、今後の聴取を円滑に行う上で支障は生じないため、開示したとしている。

教諭が忌憚なく見解を述べ、そのことによって児童会室が通室児童やその保護者に関する正確な情報を得ることができるようにするため、聴取内容は原則として非開示とする必要があるとの実施機関の主張は、特に不合理なものとは認められない。

また、聴取内容のうち、実施機関が開示しても差し支えないとした単なる行状に関する情報とは、行動や状況についての客観的な情報であって、評価に関する情報というべきでないものをいうと考えられる。このような情報については、その内容に誤認があった場合に、本人が誤認の事実や内容を知る機会は失われるべきではないことからしても、開示すべきものであると認められる。

しかし、非開示部分を実際に見分すると、そこには、本件処分において開示とされたはずの単なる行状と解される情報が含まれており、この点について実施機関に確認したところ、どのような基準に基づいて行状に関する情報か否かを区別したか、具体的な説明を得ることはできなかった。

そこで、当審査会において改めて本件非開示部分を点検し、単なる行状に関する情報と、評価に関する情報との判別を行った結果、別表に掲げる情報は評価に関するものであるものの、それ以外のもは単なる行状に関するものであることが認められた。

よって、本件処分において、条例16条2項2号の規定に該当するとして非開示とさ

れた情報のうち、評価に関するものとして当審査会が認めた別表に掲げるもの以外は、同号に該当しない。

なお、異議申立人は、児童会室が学校から通室児童に関する情報を聴取するに当たっては、保護者の明確な確認を得るべきと主張するが、当審査会で確認したところ、本人が入室した平成〇〇年度の「枚方市立留守家庭児童会室入室募集要項」には、「入在室にあたり、学校の生活状況等を担任の先生などにお聞きすることがあります。」との記載があることから、担任教諭から本人に関する情報を聴取することについて、異議申立人の同意がなかったとまではいえない。

3 条例16条2項4号該当性について

本件処分において条例16条2項4号の規定に基づき非開示とされたのは、本人と同じ児童会室に通う児童（以下「本件児童」という。）の名前である。

同号は「本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの」を開示しないことができる」と定めている。

児童会室における児童の様子が、職員のほか、当該児童とその保護者以外の者は知り得ない情報であり、これを開示することが、第三者にそのような情報を知られることはないという、当該児童やその保護者の正当な権利利益の侵害に当たるとする実施機関の主張は、首肯できるものである。また、たとえば本件児童の名前を異議申立人が既に知っているなど、仮にこれを開示したとしても、本件児童やその保護者の正当な権利利益を害するおそれはないと判断できるような特段の事情はうかがえない。

ここからすると、本件児童の名前は、開示することにより、本件児童やその保護者の正当な権利利益を害するおそれがないということとはできないので、条例16条2項4号に該当する。

4 以上のことから、当審査会は、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

第七 審査会の処理経過

開催年月日	処理内容
平成26年 3月 3日	諮問書の收受
平成26年 3月31日	決定理由説明書の收受
平成26年 4月24日	決定理由説明書に対する意見書の收受
平成26年 5月12日	事案説明並びに異議申立人及び実施機関の意見聴取
平成26年 6月12日	審査
平成26年 7月17日	審査
平成26年 8月21日	審査

平成26年 8月29日	答申
-------------	----

別表 評価に関する情報と認められるもの

①	3、5、7、8、12、13、14行目の全て
②	19行目の35文字目から20行目の6文字目まで
③	29行目の31文字目から最後まで

6. 条例及び施行規則

枚方市情報公開条例

平成9年12月15日
条例第23号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 情報の公開（第5条―第13条）
- 第3章 救済手続（第14条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第15条）
- 第5章 雑則（第16条―第21条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報を公開することにより、市政に関する市民の知る権利を保障し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政参加を促進し、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（磁気テープ、マイクロフィルムその他これらに類するものから出力され、又は採録されたものを含む。）で、実施機関が管理しているもの（以下「公文書」という。）に記録されているものをいう。
- (2) 情報の公開 実施機関がこの条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市政に関する市民の知る権利が十分に保障されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合においては、個人に関する情報が正当な理由なく公開されることのないように最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、公文書の適切な作成及び保存並びに迅速な検索に資するための管理体制の整備に努めなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 情報の公開

（情報の公開の請求）

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、情報の公開（第6号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

2 実施機関は、前項各号に掲げるもの以外のものから情報の公開の申出があつた場合においても、次条から第12条までの規定に準じて情報の公開に努めるものとする。

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、特定の個人が識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる」とされている情報

ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ハ 当該個人が公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 法令等の規定による許可、認可、届出その他これらに相当する行為の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが公益上必要があると認められる情報

(2) 法令等の規定により、公開することができない旨が明示されているもの

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体又はこれらに準ずる団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体又は健康を害し、又は害するおそれのある事業活動に関する情報

ロ 人の財産又は生活に影響を及ぼす違法又は不当な事業活動に関する情報

(4) 市が国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）と協力して行う事務事業又は国等から依頼、協議等を受けて行う事務事業に関して作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係を著しく損なうと認められるもの

(5) 公開しないと約束の下に、個人又は法人等から任意に提供された情報であつて、当該約束の締結が状況に照らし合理的であると認められるもの

(6) 市の内部又は市と国等との間における審議、協議、検討、調査研究その他の意思形

成過程に関する情報であって、公開することにより、当該意思形成を適正又は公正に行うことに著しい支障が生じると認められるもの

(7) 市又は国等が行う取締り、監督、立入検査、入札、交渉、渉外、争訟、試験、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を著しく失わせ、又はこれらの事務事業の適正若しくは公正な執行を著しく妨げると認められるもの

(8) 公開することにより、人の生命、身体、健康、財産又は生活の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められるもの

(部分公開)

第7条 実施機関は、情報の公開の請求に係る公文書の一部に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

(公開の請求手続)

第8条 情報の公開を請求しようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求に係る情報の内容その他情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による請求を代理人により行おうとするときは、請求書に代理人の氏名及び住所を併記しなければならない。

(説明及び助言)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対し、当該請求に係る情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求が到達した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して45日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由（当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。）を同項の請求をしたもの（以下「請求者」という。）に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る情報の公開をしない旨の決定（第7条の規定により情報の一部を公開しない場合及び公文書が不存在であるため情報を公開できない場合を含む。）をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合にお

いて、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

- 5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間（第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に第1項の決定をしないときは、情報の公開をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

（第三者保護に関する手続）

第11条 実施機関は、公開の請求に係る情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、次項に規定する場合を除き、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、第6条第1号ニ又は同条第3号ただし書の規定により当該情報の公開をしようとするときは、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により手続をとつた場合において、当該情報の公開をするときは、情報の公開の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に公開しなければならない。この場合において、実施機関は、公開の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知しなければならない。

（公開の実施）

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、請求者に対し情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、情報の公開をすることにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第7条の規定による情報の公開をするときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

（手数料及び費用負担）

第13条 情報の公開に係る手数料は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項に規定する情報の公開の請求の場合 無料

(2) 第5条第2項に規定する情報の公開の申出の場合 1件につき300円

- 2 前項に定めるもののほか、請求者又は第5条第2項の規定により情報の公開の申出を行ったものは、公文書の写し（前条第2項に規定する写しを含む。）の交付により情報の公開を受けた場合は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 救済手続

（救済手続）

第14条 実施機関は、第10条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

い。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第4章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第15条 実施機関は、この条例に定める情報の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるように情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

第5章 雑則

(市長の調整)

第16条 市長は、市長以外の実施機関に対し、情報の公開に関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第17条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(指定管理者の情報公開)

第17条の2 公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理業務に関し保有する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設の管理業務に関する文書であって実施機関が保有していないものについて閲覧又は写しの交付の求めがあったときその他必要があると認めるときは、当該公の施設の指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本若しくは写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として保有する情報については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第20条 実施機関は、情報の公開に必要な検索資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報の公開の請求手続)

第2条 条例第8条第1項の規定による請求書の提出は、情報公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(情報の公開の請求書の記載事項)

第3条 条例第8条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開の方法

(2) 次に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれに定める事項

イ 条例第5条第1項第2号に掲げるもの そのものが本市の区域内に有する事務所又は事業所の名称及び所在地

ロ 条例第5条第1項第3号に掲げる者 その者が勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

ハ 条例第5条第1項第4号に掲げる者 その者が在学する学校の名称及び所在地

ニ 条例第5条第1項第5号に掲げる者 その市税の税目名

ホ 条例第5条第1項第6号に掲げるもの 実施機関が行う事務事業に関してそのものが有する利害関係の内容

(情報の公開の請求に係る決定期間の延長通知)

第4条 条例第10条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(情報の公開の請求に係る決定の通知)

第5条 条例第10条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 情報の公開をする旨の決定をした場合 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 情報の部分公開をする旨の決定をした場合 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 情報の公開をしない旨の決定をした場合 非公開決定通知書（様式第5号）

(4) 情報の公開の請求のあった公文書が存在しない場合 公文書不存在通知書（様式第6号）

(第三者に対する通知)

第6条 条例第11条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開請求通知書（様式第7号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報公開請求意見書（様式第8号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第11条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第11条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(情報の公開の申出)

第7条 情報の公開の申出は、情報公開申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 情報の公開の申出に対する回答は、情報公開申出回答書（様式第11号）により行うものとする。

（情報の公開の実施方法等）

第8条 条例第12条第1項の規定による情報の公開（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の立会いの上で行うものとする。

2 情報の公開は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付
- (4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による情報の公開を受ける者が当該閲覧に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 情報の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る公文書1件につき原則として1部とする。

（手数料及び費用負担）

第9条 条例第13条に規定する手数料及び費用は、情報の公開までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第10条 条例第17条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

- (1) 情報の公開の請求及び決定の状況
- (2) 不服申立ての状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 個人情報の収集等の制限（第7条—第10条）
- 第3章 個人情報の適正管理（第11条—第15条）
- 第4章 自己情報の開示等（第16条—第25条）
- 第5章 救済手続（第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第32条）
- 第7章 罰則（第33条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護と信頼される市政を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（法人その他の団体の役員に関するもの及び事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、特定の個人が識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。
- (3) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管又は利用をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の収集等を行うに際しては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、職員に対し、教育及び研修を行い、その指導及び監督に当たらなければならない。
- 3 実施機関の職員又は職員であった者は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(適用上の注意)

第6条 この条例の適用に当たっては、事業者及び市民の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

第2章 個人情報の収集等の制限

(収集等の一般的制限)

第7条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するために必要最小限の範囲内で適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は実施機関が枚方市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信仰に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項

(収集方法の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集する場合は、その個人情報の収集目的及び記録項目を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

4 法令、条例、規則等の規定に基づき、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為をする場合は、第1項の規定による収集があったものとみなす。

(目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、前条第1項に規定する収集目的の範囲を超える実施機関内又は実施機関相互における個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。

- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 正当な行政執行又は市民の福祉の向上のため、特に必要があり、かつ、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより目的外利用をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により目的外利用をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

(外部提供の制限)

第10条 実施機関は、第8条第1項に規定する収集目的の範囲を超える市以外のものへの個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 出版、報道等により、当該個人情報に公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項第4号の規定に該当することにより外部提供をしたときは、速やかに、その旨を本人に通知しなければならない。

第3章 個人情報の適正管理

(個人情報ファイルの作成等)

第11条 実施機関は、個人情報の収集等に当たり、個人情報ファイル（所定の様式に従って個人情報が記録されている台帳、名簿等であって氏名、番号等により個人を特定することができる個人情報の集合物をいう。以下同じ。）を作成しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、簡易又は一時的な個人情報ファイルについては、この限りでない。

- (1) 業務の名称
- (2) 個人情報ファイルの名称
- (3) 個人情報ファイルを管理する組織の名称
- (4) 個人情報ファイルの利用目的
- (5) 記録する個人情報の項目
- (6) 記録の対象となる個人の範囲
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、その内容について、審議会に報告するとともに、公表し、市民の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第12条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者を定めるとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 保管する個人情報について、利用目的に必要な範囲内で正確かつ最新なものとする
- こと。
- (2) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- (3) 必要でなくなった個人情報について、速やかに廃棄し、又は消去すること。

(委託業務の適正管理)

第13条 実施機関から個人情報の処理業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該委託を受けた処理業務（以下「受託業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の処理業務の委託に当たっては、受託者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 受託業務に従事している者又は従事していた者は、受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理業務の適正管理)

第13条の2 実施機関から個人情報の処理業務を伴う公の施設の管理について枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年枚方市条例第28号）第5条第1項の規定による指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該公の施設の管理業務（以下「指定管理業務」という。）の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 実施機関は、前項の指定に当たっては、指定管理者に個人情報の保護に関する必要な措置を講じさせなければならない。
- 3 指定管理業務に従事している者又は従事していた者は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(電子計算組織による個人情報の記録)

第14条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

- 2 実施機関は、第7条第2項各号に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。ただし、法令等に定めがある場合その他正当な行政執行のために必要でありその権限の範囲内で行われる場合は、審議会の意見を聴いて、電子計算組織に記録することができる。

(電子計算組織の結合の禁止)

第15条 実施機関は、個人情報を処理するに当たって、市の電子計算組織と市以外の電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、実施機関が審議会の意

見を聴いて、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第4章 自己情報の開示等

(開示の請求)

第16条 何人も、実施機関に対し、公文書（枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する自己情報については、開示をしないことができる。

- (1) 法令等の規定により、開示することができない旨が明示されているもの
- (2) 個人の評価、判定、診断等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が達成できなくなるおそれのあるもの
- (3) 開示することにより、事務事業の適正かつ公正な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 本人以外のものに関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、本人以外のものの正当な権利利益を害するおそれのあるもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたもの

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報の一部に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該自己情報の開示をしなければならない。

(訂正の請求)

第17条 何人も、実施機関に対し、自己情報の事実に関する事項に誤りがあるとき、その訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第18条 何人も、実施機関に対し、第7条又は第8条第1項若しくは第2項の規定による制限を超えて、自己情報の収集がされたとき、その削除を請求することができる。

(中止の請求)

第19条 何人も、実施機関に対し、第9条第1項又は第10条第1項の規定に反して、自己情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）がされているとき、その中止を請求することができる。

(開示等の請求手続)

第20条 第16条の規定による開示、第17条の規定による訂正、第18条の規定による削除又は前条の規定による目的外利用等の中止（以下「自己情報の開示等」という。）の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求に係る自己情報の内容その他自己情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自己情報の開示等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、当該自己情報の本人又は規則で定める代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

(説明及び助言)

第21条 自己情報の開示等を請求しようとする者は、実施機関に対し、当該請求に係る自己情報を特定するために必要な説明及び助言を求めることができる。

(開示等の請求に対する決定及び通知)

第22条 実施機関は、第20条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては15日以内に、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては30日以内に、当該請求に係る自己情報の開示等をするかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、同項の請求が到達した日から起算して、開示の請求にあつては45日を、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求にあつては60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、当該延長の理由(当該決定をする時期が明らかであるときは、その時期を含む。)を同項の請求をした者(以下「請求者」という。)に通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、当該請求に係る自己情報の開示等をしない旨の決定(第16条第3項の規定により自己情報の一部を開示しない場合及び当該自己情報が不存在であるため開示できない場合を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、その理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 請求者は、実施機関が第1項に規定する期間(第2項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に第1項の決定をしないときは、当該自己情報の開示等をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

(第三者保護に関する手続)

第23条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に国、地方公共団体及び請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合は、前条第1項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

2 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該自己情報を開示しようとするときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定める事項を通知して、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 実施機関は、前2項により手続をとった場合において、当該自己情報を開示するときは、開示の決定をした日から相当の期間を経過した日以後に開示しなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後速やかに、当該第三者に対し、実施機関

の定める事項を通知するものとする。

(開示等の実施)

第24条 実施機関は、第22条第1項の規定により自己情報の開示等をする旨の決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、速やかに、自己情報の開示等を行わなければならない。

2 自己情報の開示は、当該開示の請求に係る自己情報が記録されている公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行うものとする。

3 実施機関は、自己情報を開示することにより、公文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第16条第3項の規定による自己情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、その公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

4 実施機関は、第1項の規定により自己情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしたときは、速やかに、その旨を請求者に通知しなければならない。

(費用負担)

第25条 自己情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 請求者は、公文書の写し(前条第3項に規定する写しを含む。)の交付により自己情報の開示を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5章 救済手続

(救済手続)

第26条 実施機関は、第22条第1項の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく、枚方市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定を行うものとする。

第6章 雑則

(市長の調整)

第27条 市長は、市長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関し報告を求め、又は助言を行うことができる。

(出資法人への要請)

第28条 市長は、市が出資する法人で規則に定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるように要請するものとする。

(運用状況の公表)

第29条 実施機関は、この条例の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

(他の制度との調整)

第30条 この条例は、法令又は他の条例の規定により自己情報が記録されている公文書の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本若しくは写しの交付、記載の訂正若しくは記録の削除又は目的外利用等の手続が定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、実施機関において、市民の利用に供することを目的として管理される個人情報については、適用しない。

(事業者に対する指導、勧告等)

第31条 市長は、事業者が第4条の規定に著しく反する行為を行っていることを認めるときは、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めた後に、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、あらかじめ、当該事業者に意見を述べる機会を与えた上で、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第33条 実施機関の職員若しくは職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録されたその業務に係る個人情報ファイルであって、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第34条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報（その業務上収集されたものであって、組織的に利用するものとして保管されているものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条 受託者又は指定管理者である法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第36条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第37条 第33条、第34条及び前条の規定は、枚方市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第38条 偽りその他不正の手段により、第22条第1項の決定に基づき開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、枚方市個人情報保護条例（平成 9 年枚方市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の手続)

第 2 条 条例第 8 条第 3 項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

(目的外利用の手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項ただし書の規定により目的外利用をしようとする課（課に相当するものを含む。以下同じ。）の長は、個人情報目的外利用依頼書（様式第 2 号）を当該個人情報を保管する課の個人情報管理責任者（第 8 条に規定する個人情報管理責任者をいう。次項において同じ。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の依頼を承認したときは、個人情報目的外利用承認書（様式第 3 号）により目的外利用をしようとする課の長に通知するものとする。ただし、前項ただし書の規定により依頼を受けたときは、口頭によることができる。

(外部提供の手続)

第 4 条 実施機関は、条例第 10 条第 1 項ただし書の規定により外部提供をするときは、国又は他の地方公共団体からの照会の場合を除き、次に掲げる事項（使用の目的等により該当のない事項を除く。）について条件を付した覚書を作成するものとする。ただし、緊急その他やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 使用期間終了後の返還義務及び廃棄義務
- (5) 使用又は保管に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 実施機関は、外部提供を受けたものが前項各号に掲げる条件に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、必要な措置を命ずるものとする。

(目的外利用等の記録票の作成)

第 5 条 実施機関は、目的外利用等（目的外利用をさせ、又は外部提供をすることをいう。）を行ったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに個人情報目的外利用等記録票（様式第 4 号）を作成するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体からの照会である場合
- (2) 個人情報目的外利用承認書を作成している場合

(目的外利用等の通知)

第6条 条例第9条第2項又は条例第10条第2項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書（様式第5号）により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、口頭又は告示により行うことができる。

（個人情報ファイルの届出）

第7条 条例第11条第1項の規定による届出は、個人情報ファイル届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報の収集の方法及び時期
- (2) 個人情報ファイルの記録形態等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第11条第2項の規定による届出は、個人情報ファイル（廃止・変更）届出書（様式第7号）により行うものとする。

4 条例第11条第3項の規定による届出に係る事項の公表は、告示により行うものとする。

（個人情報管理責任者）

第8条 条例第12条の個人情報管理責任者は、市長部局の職制に関する規則（平成15年枚方市規則第38号）第3条第1項の表に規定する課長の職にある者（これに相当する職を含む。）をもって充てる。

（処理委託等の条件）

第9条 実施機関は、条例第13条第2項の個人情報の処理業務の委託又は条例第13条の2第2項の指定に当たっては、次に掲げる事項（契約の性質又は目的により該当のない事項を除く。）について条件を付すものとする。

- (1) 秘密保持の義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写の禁止
- (4) 提供資料の返還義務
- (5) 事務管理に係る市の検査に応じる義務
- (6) 事故報告義務
- (7) 再委託等の禁止又は制限
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項
- (9) 前各号の条件に違反した場合の契約解除に関する事項

（自己情報の開示等の請求手続）

第10条 条例第20条第1項の規定による請求は、自己情報開示等請求書（様式第8号）により行うものとする。

2 条例第20条第1項第3号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 請求の区分
- (2) 訂正、削除又は中止の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 条例第20条第2項の規則で定める代理人は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本人が未成年者又は成年被後見人であるとき 法定代理人
- (2) 本人が自ら請求を行うことができないと実施機関が認めるとき 実施機関が適当と認める代理人

4 条例第20条第2項に規定する本人又は代理人であることを証明するために必要な資料で規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他これらに類するものとして実施機関が認める書類
- (2) 代理人が請求する場合 当該代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本、委任状等代理人の資格を証する書類として実施機関が認める書類
(自己情報の開示等の請求に係る決定期間の延長)

第11条 条例第22条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

（自己情報の開示等の請求に係る決定の通知）

第12条 条例第22条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 自己情報の開示等をする旨の決定をした場合 開示等決定通知書（様式第10号）
- (2) 自己情報の部分開示等をする旨の決定をした場合 部分開示等決定通知書（様式第11号）
- (3) 自己情報の開示等をしない旨の決定をした場合 非開示等決定通知書（様式第12号）
- (4) 自己情報の開示等の請求のあった公文書が存在しない場合 自己情報不存在通知書（様式第13号）

（第三者に対する通知）

第13条 条例第23条第2項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示請求通知書（様式第14号）により、同項の規定による意見を述べる機会の付与は、第三者情報開示請求意見書（様式第15号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第23条第1項の規定により第三者の意見を聴く場合について準用する。

3 条例第23条第3項の規定による第三者に対する通知は、第三者情報開示決定通知書（様式第16号）により行うものとする。

（自己情報の開示の実施方法等）

第14条 条例第24条第2項の規定による自己情報の開示（郵送により写しを交付する場合を除く。）は、実施機関が指定する日時及び場所において、実施機関の主管課の担当職員の上で行うものとする。

2 自己情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 原本の閲覧又はその写しの交付
- (2) 電子計算組織等に係る磁気テープ等 現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力したものの閲覧又はその写しの交付

(3) マイクロフィルム リーダープリンタで複写したものの閲覧又はその写しの交付

(4) 録音テープ テープから採録した文書の閲覧又はその写しの交付

3 実施機関は、閲覧による開示を受ける者が自己情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該閲覧の中止を命じることができる。

4 条例第24条第4項の規定による通知は、訂正等通知書（様式第17号）により行うものとする。

5 自己情報の開示をする場合において、自己情報の写しを交付するときの交付部数は、当該請求に係る自己情報が記録されている公文書1件につき原則として1部とする。

（写しの交付に要する費用）

第15条 条例第25条第2項に規定する自己情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付に要する費用の額は、自己情報の開示までに前納しなければならない。

2 前項の費用のうち、写しの作成に要する費用の額は、市長が別に定める。

（出資法人）

第16条 条例第28条の市が出資する法人で規則で定めるものは、市が基本金その他これに準じるものの2分の1以上の額を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第17条 条例第29条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示するとともに、一般の閲覧に供して行うものとする。

(1) 個人情報ファイルの届出等の状況

(2) 電子計算組織に記録している個人情報の記録項目の概要

(3) 電子計算組織による主な事務処理状況

(4) 開示等の請求及び決定の状況

(5) 不服申立ての状況

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(設置等)

第 1 条 他の条例に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり執行機関の附属機関を置く。

2 附属機関は、執行機関その他担当事務に係る機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。ただし、執行機関その他担当事務に係る機関が定める事項については、諮問がない場合においても、意見を述べることができる。

(委員の委嘱)

第 2 条 委員の委嘱期間は、別表に定めがあるものを除くほか、2年（委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2年以内）とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(臨時委員)

第 3 条 執行機関は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 附属機関に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の互選によって定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 5 条 附属機関の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、執行機関）が招集し、会長がその議長となる。

2 附属機関の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が定める附属機関については、出席した委員の3分の2以上の多数で決する。

(会議の公開)

第 6 条 附属機関の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる会議は、非公開とすることができる。

(1) 枚方市情報公開条例（平成9年枚方市条例第23号）第6条に規定する情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議

(2) 公開することにより、公正かつ円滑な審査等が著しく阻害され、その目的を達成する

ことができない会議

2 附属機関の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(部会)

第7条 会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

2 前3条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者に対する協力要請)

第8条 附属機関は、担当事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

別表(第1条、第2条関係)〔抜粋〕

1 市長の附属機関

名称	担 任 事 務	委員の 定数	委 員 の 構 成	委員の 委嘱期間
枚方市情報公開・個人情報保護審議会	次に掲げる事項に関する調査審議 (1) 枚方市個人情報保護条例(平成9年枚方市条例第24号)の規定によりその権限に属させられた事項 (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体又は関係団体を代表する者	
枚方市情報公開・個人情報保護審査会	枚方市情報公開条例第10条第1項及び枚方市個人情報保護条例第22条第1項の決定についての不服申立てに関する審査	5人以内	学識経験を有する者	

情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成27年10月

編集・発行 枚方市総務部コンプライアンス推進課

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話 072-841-1294

FAX 072-841-3039

<http://www.city.hirakata.osaka.jp>